

秩父市地域防災計画 (平成27年度修正)

秩父市防災会議

〔目 次〕

第1編 総 則

第1節	計画の策定.....	1-1
第1	計画の概要.....	1-1
1	計画の目的.....	1-1
2	計画の位置づけ.....	1-1
3	計画の構成.....	1-1
4	計画の運用等.....	1-3
第2	秩父市総合振興計画との関係.....	1-5
1	秩父市総合振興計画の概要.....	1-5
2	秩父市総合振興計画における防災施策.....	1-5
第2節	防災関係機関の役割分担.....	1-6
第1	地域防災組織.....	1-6
1	秩父市に係る地域防災組織.....	1-6
2	秩父市防災会議.....	1-6
第2	防災関係機関の業務の大綱.....	1-7
1	市.....	1-7
2	消防機関.....	1-8
3	県及び県の機関.....	1-8
4	指定地方行政機関.....	1-9
5	自衛隊.....	1-11
6	指定公共機関及び指定地方公共機関.....	1-11
7	秩父市を管轄する一部事務組合.....	1-13
8	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者.....	1-13
第3節	市民、自主防災組織及び事業所の役割.....	1-15
第1	市民の役割.....	1-15
1	自助の強化.....	1-15
2	自助による応急対策の実施.....	1-16
第2	自主防災組織の役割.....	1-17
1	地域において平常時に実施する事項.....	1-17
2	地域による応急対策の実施.....	1-17
3	地区防災計画の策定.....	1-18
第3	事業所の役割.....	1-18
1	事業所において平常時に実施する事項.....	1-18
2	事業所における応急対策の実施.....	1-19
第4節	秩父市の防災環境.....	1-20
第1	災害履歴.....	1-20

1	気象及び土砂災害.....	1-20
2	地震災害.....	1-21
3	広域放射能汚染.....	1-23
4	大雪災害.....	1-23
5	大規模事故災害.....	1-24
第2	自然環境の特性.....	1-25
1	地勢.....	1-25
2	地形・地質.....	1-25
3	活断層.....	1-25
4	河川.....	1-27
5	気象.....	1-28
第3	社会環境の特性.....	1-30
1	人口.....	1-30
2	建物.....	1-32
3	道路交通.....	1-33
4	土地利用.....	1-34
第5節	計画の前提条件及び基本方針.....	1-35
第1	地震被害想定.....	1-35
1	想定地震.....	1-35
2	想定結果.....	1-36
第2	土砂災害の想定.....	1-38
1	土砂災害（特別）警戒区域.....	1-38
2	避難対象人口.....	1-38
第3	秩父市における防災の方針.....	1-40
1	地震災害.....	1-40
2	土砂災害.....	1-42
3	雪害.....	1-42

第2編 災害予防計画

第1章	市の防災力の強化.....	2-1
第1節	活動体制の強化.....	2-1
第1	初動体制の整備.....	2-1
1	初動配備体制の整備.....	2-1
2	防災活動拠点の整備.....	2-1
3	応援機関の受入体制の整備.....	2-2
第2	防災協定の充実.....	2-4
1	自治体との相互応援協定の充実.....	2-4
2	民間事業者・団体との応援協定の充実.....	2-4
第3	職員の防災力の向上.....	2-5
1	職員の防災教育.....	2-5
2	職員の家庭における安全対策の徹底.....	2-5
3	防災活動マニュアルの整備.....	2-6
4	防災機器操作の習熟.....	2-6
第2節	緊急対応活動のための準備.....	2-7
第1	災害情報の収集・伝達体制の整備.....	2-7
1	災害情報連絡体制の整備.....	2-7
2	被害情報の早期収集体制の整備.....	2-8
3	通信施設の整備.....	2-9
第2	消防活動体制の整備.....	2-11
1	消防力・消防水利の強化.....	2-11
2	初期消火体制等の強化.....	2-12
3	消防救急無線の強化.....	2-13
第3	救出救助、救急体制の整備.....	2-14
1	活動体制の整備.....	2-14
2	救出用資機材の整備.....	2-14
3	応急手当法の普及啓発.....	2-14
4	トリアージの習熟.....	2-14
第4	医療救護体制の整備.....	2-15
1	防災医療システムの整備.....	2-15
2	初動医療体制の整備.....	2-16
3	後方医療体制の整備.....	2-17
4	要配慮者に対する医療対策.....	2-17
5	医療救護資器材及び医薬品の確保.....	2-18
第5	避難活動体制の整備.....	2-20
1	避難所等の指定.....	2-20
2	避難所の安全確保.....	2-22

3	福祉避難所の設置.....	2-23
4	避難誘導體制の整備.....	2-23
5	避難所の管理運営体制の整備.....	2-23
6	広域避難者の受入体制の整備.....	2-24
7	広域避難協力応援協定の確立.....	2-24
第6	緊急輸送道路の整備.....	2-25
1	緊急輸送道路の指定.....	2-25
2	緊急輸送道路の緊急啓開・復旧体制の充実.....	2-26
3	通行止め標識等の備え.....	2-26
第7	緊急輸送体制の整備.....	2-27
1	輸送車両の増強.....	2-27
2	調達体制の整備.....	2-27
3	緊急通行車両の事前届出.....	2-27
4	その他の輸送手段の確保.....	2-27
第8	帰宅困難者の安全確保体制の整備.....	2-29
1	帰宅困難者対策の普及啓発.....	2-30
2	一時滞在施設の確保.....	2-30
3	企業等における対策.....	2-31
4	学校等における対策.....	2-31
5	帰宅支援施設の充実.....	2-31
6	訓練の実施.....	2-32
7	市外への通勤・通学者への対策.....	2-32
第9	業務継続体制の整備.....	2-33
1	業務継続計画（BCP）の策定.....	2-33
2	業務継続に必要な文書等の保存.....	2-33
第3節	生活維持活動のための準備.....	2-34
第1	広報活動体制の整備.....	2-34
1	防災行政無線の使用の習熟.....	2-34
2	住民への注意の呼びかけマニュアルの作成.....	2-34
3	災害時広報紙の予定稿の作成.....	2-34
4	報道機関への広報体制の整備.....	2-34
5	避難所における広報体制の整備.....	2-34
第2	給水体制の整備.....	2-35
1	行政備蓄の推進.....	2-35
2	個人備蓄の徹底.....	2-36
3	井戸の活用.....	2-37
第3	食料・生活関連物資供給体制の整備.....	2-38
1	食料供給体制の整備.....	2-38
2	生活必需品供給体制の整備.....	2-39
3	防災用資機材の備蓄.....	2-40

4	石油類燃料の調達・確保.....	2-40
第4	遺体の処理、埋・火葬の体制整備.....	2-41
1	民間事業者との協定締結.....	2-41
2	遺体安置所の選定.....	2-41
3	遺体の処理・埋葬マニュアルの作成.....	2-41
第5	廃棄物の収集・処理体制の整備.....	2-42
1	ごみ処理体制の整備.....	2-42
2	し尿処理体制の整備.....	2-43
第6	防疫・保健衛生体制の整備.....	2-44
1	防疫・保健衛生体制の確立.....	2-44
2	防疫薬品等の調達.....	2-44
3	感染症患者に対する医療提供体制の確立.....	2-44
第7	住宅対策の体制整備.....	2-45
1	建設業者との協定締結.....	2-45
2	応急仮設住宅の建設計画.....	2-45
3	公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備.....	2-46
第8	文教に係る事前対策.....	2-47
1	市の事前対策.....	2-47
2	学校の事前対策.....	2-47
第9	災害時孤立集落対策計画.....	2-48
1	通信手段の確保.....	2-48
2	救助体制の確立.....	2-48
3	孤立に強い地域づくり.....	2-48
第4節	調査研究.....	2-50
1	基礎的調査研究.....	2-50
2	震災対策に関する調査研究.....	2-50
第2章	被害防止対策の推進.....	2-52
第1節	災害に強いまちづくり.....	2-52
1	まちづくりにおける災害防止.....	2-53
2	建築物の耐震化.....	2-53
3	上水道施設の被害防止.....	2-55
4	道路施設の被害防止.....	2-56
5	電気、ガス、通信施設等の被害防止.....	2-56
6	文化財の被害防止.....	2-57
7	ため池の被害防止.....	2-57
第2節	地震火災等の予防.....	2-58
1	地震に伴う住宅からの出火防止.....	2-58
2	危険物取扱施設の安全化.....	2-58
第3節	水害の予防.....	2-60
1	危険箇所の周知.....	2-60

2	雨水流出対策.....	2-60
3	雨水排水対策.....	2-60
第4節	土砂災害の予防.....	2-61
1	山地災害の予防.....	2-61
2	土砂災害の予防.....	2-62
第5節	雪害の予防・事前対策.....	2-68
1	関係機関の連携強化.....	2-68
2	食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄.....	2-68
3	情報通信体制の充実強化.....	2-68
4	孤立予防対策.....	2-69
5	ライフラインの確保.....	2-69
6	一般廃棄物の適正処理.....	2-71
7	要配慮者の安全確保.....	2-71
8	学校施設の保全.....	2-72
9	農林畜産業・商工業者への支援.....	2-72
10	市民による共助体制の構築.....	2-73
11	災害ボランティア制度の構築.....	2-73
12	その他.....	2-73
第6節	竜巻等の突風対策.....	2-74
1	竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及.....	2-74
2	竜巻注意情報等気象情報の普及.....	2-74
3	被害予防対策.....	2-75
4	竜巻等突風対処体制の確立.....	2-75
5	情報収集・伝達体制の整備.....	2-75
6	適切な対処方法の普及.....	2-76
第3章	市民の自主防災力の向上.....	2-77
第1節	防災教育.....	2-77
1	市民向けの普及・啓発.....	2-77
2	学校における防災教育.....	2-77
3	保育所における防災教育.....	2-78
4	事業所等における防災教育.....	2-78
5	防災上重要な施設における防災教育.....	2-78
第2節	防災訓練.....	2-79
1	総合防災訓練.....	2-79
2	市及び防災関係機関が実施する訓練.....	2-81
3	事業所、自主防災組織等が実施する訓練.....	2-82
4	その他の訓練.....	2-82
5	訓練の検証.....	2-83
第3節	災害時の要配慮者の安全確保.....	2-84
第1	在宅の要配慮者に対する安全対策.....	2-84

1	防災知識の普及・啓発.....	2-84
2	防災訓練の実施.....	2-84
3	要配慮者の家庭内対策の支援.....	2-84
4	防災カード等の作成・配布.....	2-84
5	避難行動要支援者名簿の作成.....	2-85
6	避難行動要支援者の安否確認体制の整備.....	2-86
7	避難誘導體制の整備.....	2-86
8	社会福祉施設との連携.....	2-86
9	見守りネットワーク等の活用.....	2-86
10	相談体制の確立.....	2-86
第2	社会福祉施設入所者に対する安全対策.....	2-87
1	防災計画の策定.....	2-87
2	防災教育の実施.....	2-88
3	防災訓練の実施.....	2-88
4	地域との連携.....	2-88
第3	外国人の安全対策.....	2-89
1	外国人の所在把握.....	2-89
2	防災知識の普及・啓発.....	2-89
3	防災訓練の実施.....	2-89
4	誘導標識、避難所案内板等の設置.....	2-89
第4節	自主防災組織等の整備.....	2-90
第1	自主防災組織の整備.....	2-90
1	自主防災組織の育成・強化.....	2-90
2	自主防災組織の活動支援.....	2-90
3	自主防災組織への訓練実施の支援.....	2-90
4	自主防災組織リーダー養成研修の実施.....	2-90
第2	事業所等の防災組織の整備.....	2-91
1	施設内の防災組織の育成.....	2-91
2	危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成.....	2-91
3	事業所内の防災組織の育成.....	2-91
4	関係機関への協力体制の確立.....	2-91
第5節	災害ボランティア活動のための環境整備.....	2-92
1	県災害ボランティア登録制度の周知.....	2-92
2	ボランティア組織・団体に関する情報の把握.....	2-93
3	専門職ボランティアの組織化.....	2-93
4	災害時におけるボランティアの活動環境の整備.....	2-93
5	ボランティアコーディネーターの養成.....	2-93

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策.....	3-1
第1節 活動体制の確立.....	3-1
第1 市の活動体制.....	3-2
1 体制の種別及び配備区分.....	3-2
2 危機対策会議の機構及び組織.....	3-2
第2 職員の動員計画.....	3-3
1 配備基準及び動員計画.....	3-3
2 動員の方法.....	3-3
第3 災害対策本部の設置・運営.....	3-6
1 災害対策本部の設置.....	3-6
2 災害対策本部の運営.....	3-8
3 災害対策本部の組織編成、分担業務.....	3-9
4 災害対策本部運営の留意事項.....	3-15
第4 災害情報通信手段の確保.....	3-17
1 災害時の情報通信.....	3-17
2 市民への情報伝達.....	3-19
第5 広域応援要請.....	3-21
1 県への広域応援要請.....	3-21
2 他市町村への応援要請.....	3-21
3 応援の受け入れ.....	3-22
4 職員の派遣要請・あっせん要請.....	3-23
第6 自衛隊の災害派遣要請依頼.....	3-24
1 災害派遣要請依頼の基本方針.....	3-24
2 災害派遣の活動内容及び関係各班.....	3-24
3 災害派遣要請依頼の手続き.....	3-25
4 災害派遣部隊の受け入れ.....	3-26
5 災害派遣部隊の撤収要請.....	3-27
6 経費の負担区分.....	3-27
第7 ボランティアの応援受け入れ.....	3-29
1 受入体制の整備.....	3-29
2 ボランティアの受け入れ.....	3-30
3 埼玉県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請.....	3-30
4 ボランティアの登録・活動調整.....	3-30
5 ボランティア活動への支援.....	3-31
第8 災害救助法の適用.....	3-32
1 災害救助法の概要.....	3-32
2 災害救助法の適用及び実施.....	3-33

3	災害救助法が適用されない場合の措置.....	3-36
第2節	初動対応期の災害応急対策活動.....	3-37
第1	地震に関する情報の収集・伝達.....	3-37
1	地震情報の収集.....	3-37
2	情報の収集・伝達系統.....	3-39
3	被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ.....	3-39
第2	住民からの通報・問い合わせの処理.....	3-40
1	住民からの通報の処理.....	3-40
2	住民からの問い合わせの処理.....	3-40
第3	災害情報の収集・伝達・共有.....	3-41
1	被害規模の目安の把握.....	3-41
2	発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）.....	3-41
3	発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）.....	3-42
4	災害情報の収集・伝達.....	3-42
5	災害情報の共有.....	3-43
第4	広報活動.....	3-44
1	広報活動の方針.....	3-44
2	初動期の広報.....	3-44
3	要配慮者への広報.....	3-45
4	報道機関への災害情報の提供.....	3-45
第5	消防活動.....	3-47
1	火災に関する情報の収集・伝達.....	3-47
2	消防機関における消防活動.....	3-47
3	消防機関の応援要請.....	3-47
4	現場指揮本部の設置.....	3-48
5	市民、自主防災組織及び事業所の役割.....	3-48
第6	救急救助.....	3-50
1	活動方針.....	3-50
2	活動要領.....	3-50
3	災害救助法が適用された場合の事務.....	3-53
第7	医療救護.....	3-54
1	医療施設の被災情報等の収集.....	3-54
2	初動医療体制.....	3-55
3	負傷者等の搬送体制.....	3-56
4	被災医療機関への支援.....	3-57
5	医薬品、医療用資機材等の確保.....	3-57
6	応援の受け入れ.....	3-57
7	災害救助法が適用された場合の事務.....	3-57
第8	緊急輸送道路の確保.....	3-58
1	道路の被害状況の把握.....	3-58

2	交通規制.....	3-59
3	道路啓開等.....	3-59
4	緊急輸送道路の応急措置.....	3-59
第9	緊急輸送手段の確保.....	3-60
1	車両の確保.....	3-60
2	ヘリコプターの確保.....	3-60
第10	二次災害の防止.....	3-61
1	建築物・構造物の二次災害防止.....	3-61
2	民間建物の応急危険度判定.....	3-61
3	水害の防止.....	3-62
4	土砂災害の防止.....	3-63
5	爆発物・有害物質による二次災害防止活動.....	3-63
6	二次災害防止のための市民への呼びかけ.....	3-63
第11	避難活動.....	3-64
1	避難に関する状況把握.....	3-64
2	避難の勧告・指示、警戒区域の設定.....	3-64
3	避難誘導.....	3-67
4	避難所の開設、運営.....	3-67
5	市外（県外を含む）からの避難者の受け入れ.....	3-69
第12	給水活動.....	3-70
1	被害状況の把握.....	3-70
2	給水体制の確立.....	3-70
3	広報活動.....	3-72
4	施設の応急復旧.....	3-72
5	応援要請及び受け入れ.....	3-72
6	災害救助法が適用された場合の事務.....	3-72
第13	食料の供給.....	3-73
1	給食需要及び能力の把握.....	3-73
2	食料の確保・輸送.....	3-73
3	災害救助法が適用された場合の事務.....	3-75
第14	生活必需品等の供給・貸与.....	3-76
1	生活必需品等の需要の把握.....	3-76
2	生活必需品等の調達・輸送.....	3-76
3	災害救助法が適用された場合の事務.....	3-77
第15	要配慮者の安全確保.....	3-78
1	避難行動要支援者等の避難支援.....	3-78
2	避難生活における要配慮者支援.....	3-79
3	社会福祉施設における入所者の安全確保.....	3-80
4	学校、幼稚園、保育所における児童・生徒及び園児の安全確保.....	3-81
5	外国人の安全確保.....	3-81

第16	遺体の取扱い	3-82
1	遺体の捜索	3-82
2	遺体の処理	3-82
3	遺体の埋・火葬	3-84
第17	ライフラインの応急対策	3-85
1	応急復旧の基本方針	3-85
2	災害発生時の連絡体制	3-85
3	被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	3-85
第18	公共施設等の応急復旧	3-86
1	公共建築物	3-86
2	その他公共施設等	3-87
3	危険物施設	3-87
4	被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	3-88
第19	帰宅困難者への支援	3-89
1	帰宅困難者への情報提供等	3-89
2	一時滞在施設の開設・運営	3-90
3	帰宅支援	3-91
第3節	救援期の災害応急対策活動	3-92
第1	災害情報の収集・伝達・共有	3-92
1	救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	3-92
2	災害情報の共有	3-92
第2	広報広聴活動	3-93
1	広報活動	3-93
2	各種相談窓口の設置	3-94
3	相談の内容	3-94
第3	避難所の運営	3-96
1	避難所の運営管理体制	3-96
2	避難所の標準設備等	3-96
3	避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	3-97
4	避難所での医療	3-97
5	避難所の生活環境への配慮	3-97
6	災害救助法が適用された場合の事務	3-98
第4	防疫及び保健衛生	3-99
1	防疫活動	3-99
2	保健活動	3-100
3	動物愛護	3-101
第5	廃棄物対策	3-103
1	災害廃棄物の処理	3-103
2	一般廃棄物の処理	3-105
第6	住宅の確保	3-107

1	住宅ニーズの把握.....	3-107
2	被災住宅の応急修理.....	3-107
3	応急仮設住宅の建設.....	3-108
4	公営住宅等のあっせん.....	3-110
第7	文教・保育対策.....	3-111
1	応急教育.....	3-111
2	応急保育.....	3-114
3	文化財の保護対策.....	3-115
第8	商工・農業対策.....	3-117
1	商工業対策.....	3-117
2	農業対策.....	3-117
3	林業対策.....	3-117
第9	労働力の確保.....	3-118
1	労働力の確保.....	3-118
2	災害救助法が適用された場合の実施基準.....	3-118
第4節	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置.....	3-119
第1	計画の位置付け.....	3-119
1	策定の趣旨.....	3-119
2	基本的な考え方.....	3-119
3	前提条件.....	3-119
4	東海地震に関する情報.....	3-120
第2	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置.....	3-121
1	目標.....	3-121
2	東海地震注意情報の伝達.....	3-121
3	活動体制の準備等.....	3-122
第3	警戒宣言に伴う措置.....	3-123
1	目標.....	3-123
2	警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報.....	3-123
3	活動体制.....	3-124
第5節	火山噴火降灰対策.....	3-125
1	応急活動体制の確立.....	3-125
2	情報の収集・伝達.....	3-125
3	避難所の開設・運営.....	3-126
4	医療救護.....	3-127
5	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策.....	3-127
6	農業者への支援.....	3-127
7	降灰の処理.....	3-127
8	広域一時滞在.....	3-128
第6節	最悪事態（シビアコンディション）への対応.....	3-129
第1	シビアコンディションを設定する目的.....	3-129

第2	シビアコンディションへの対応.....	3-129
第3	シビアコンディションの共有と取組の実施.....	3-130
1	命を守るのは「自分」が基本.....	3-131
2	支援者の犠牲はあってはならない.....	3-132
3	火災から命を守る.....	3-133
4	首都圏長期大停電と燃料枯渇.....	3-134
5	その時、道路は通れない.....	3-135
6	首都機能の麻痺.....	3-136
7	デマやチェーンメールは新たな災害.....	3-137
8	超急性期医療と慢性疾患の同時対応.....	3-138
9	都心からの一斉帰宅は危険.....	3-139
10	危険・不便な首都圏からの避難.....	3-140
11	助かった命は守り通す.....	3-141
12	食料が届かない.....	3-142
13	災害の連鎖を防止せよ.....	3-143
第2章	風水害・雪害応急対策.....	3-144
第1節	活動体制の確立.....	3-144
第1	市の活動体制.....	3-145
1	体制の種別及び配備区分.....	3-145
2	危機対策会議の機構及び組織.....	3-145
3	体制の移行.....	3-146
第2	職員の動員計画.....	3-147
1	配備基準及び動員計画.....	3-147
2	動員の方法.....	3-147
第3	災害対策本部の設置・運営.....	3-149
1	災害対策本部の設置.....	3-149
2	災害対策本部の運営.....	3-150
3	災害対策本部の組織編成、分担業務.....	3-151
4	災害対策本部運営の留意事項.....	3-151
第4	情報通信手段の確保.....	3-152
第5	広域応援要請.....	3-152
第6	自衛隊の災害派遣要請依頼.....	3-152
第7	ボランティアの応援受け入れ.....	3-152
第8	災害救助法の適用.....	3-152
第2節	警戒活動期の災害応急対策活動.....	3-153
第1	風水害に関する情報の収集・伝達.....	3-153
1	風水害に関する情報の収集.....	3-153
2	気象注意報・警報・特別警報.....	3-154
3	土砂災害警戒情報.....	3-157
4	異常な現象発見時の通報.....	3-159

5	被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ.....	3-159
第2	消防法に基づく火災気象通報と火災警報.....	3-160
1	火災気象通報及び火災警報の収集・伝達.....	3-160
2	火災警報の周知.....	3-160
第3	水防活動.....	3-162
1	水防に関する活動体制.....	3-162
2	活動内容.....	3-162
第4	土砂災害対策活動.....	3-163
1	土砂災害警戒情報の活用.....	3-163
2	情報の収集・伝達.....	3-164
3	避難誘導.....	3-164
4	二次災害の防止.....	3-164
第5	避難活動.....	3-165
1	避難に関する状況把握.....	3-165
2	避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定.....	3-166
3	避難誘導.....	3-168
4	避難所の開設.....	3-168
5	避難者名簿の作成.....	3-168
第3節	初動対応期の災害応急対策活動.....	3-169
第1	災害情報の収集・伝達・共有.....	3-169
1	災害情報の収集.....	3-169
2	県への伝達.....	3-171
3	災害情報の共有.....	3-171
第2	住民からの通報・問い合わせの処理.....	3-172
第3	広報活動.....	3-172
第4	消防活動.....	3-172
第5	救急救助.....	3-172
第6	医療救護.....	3-173
第7	緊急輸送道路の確保.....	3-173
第8	輸送手段の確保.....	3-173
第9	給水活動.....	3-173
第10	食料の供給.....	3-174
第11	生活必需品等の供給・貸与.....	3-174
第12	要配慮者の安全確保.....	3-174
第13	遺体の取扱い.....	3-174
第14	ライフラインの応急対策.....	3-175
第15	公共施設等の応急対策.....	3-175
第4節	救援期の災害応急対策活動.....	3-176
第1	災害情報の収集・伝達・共有.....	3-176
第2	広報広聴活動.....	3-176

第3	避難所の運営.....	3-176
第4	防疫及び保健衛生.....	3-177
第5	廃棄物対策.....	3-177
第6	応急住宅対策.....	3-177
第7	文教・保育対策.....	3-177
第8	商工・農業対策.....	3-178
第9	労働力の確保.....	3-178
第5節	大雪対策活動.....	3-179
第1	応急対策.....	3-179
1	職員の配備体制.....	3-179
2	大雪対策財源の確保.....	3-179
3	関係機関との連携体制の構築.....	3-180
4	自衛隊の派遣要請.....	3-180
5	情報収集、伝達及び広報.....	3-180
6	救出・救助及び孤立地区への支援の実施.....	3-180
7	道路通行の確保.....	3-181
8	公共交通の安全な運行.....	3-181
9	通信及び電力供給の確保.....	3-181
10	異常水質事故発生時の対応.....	3-181
11	一般廃棄物の適正処理.....	3-181
12	各総合支所における対応.....	3-181
13	その他.....	3-182
第2	復旧対策.....	3-183
1	被害状況の把握.....	3-183
2	雪害被害への支援.....	3-183
3	その他.....	3-183
第3章	事故災害応急対策.....	3-184
第1節	秩父市で懸念される事故災害.....	3-184
1	大規模事故災害の選定.....	3-184
2	市に係る事故災害.....	3-186
第2節	火災対策計画.....	3-187
第1	大規模火災対策.....	3-187
1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	3-187
2	活動体制の確立.....	3-188
3	消火活動.....	3-188
4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	3-188
5	避難収容活動.....	3-188
6	施設・設備の応急復旧活動.....	3-189
7	被災者等への的確な情報伝達活動.....	3-189
第2	林野火災対策.....	3-190

1	発災直後の情報の収集・連絡.....	3-190
2	活動体制の確立.....	3-191
3	消火活動.....	3-191
4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	3-191
5	避難収容活動.....	3-192
6	施設・設備の応急復旧活動.....	3-192
7	被災者等への的確な情報伝達活動.....	3-192
8	二次災害の防止活動.....	3-192
9	災害復旧.....	3-192
第3節	危険物等事故対策.....	3-193
第1	危険物等災害応急対策.....	3-193
1	活動方針.....	3-193
2	応急措置.....	3-193
第2	高圧ガス災害応急対策.....	3-194
1	活動方針.....	3-194
2	応急措置.....	3-195
第3	火薬類災害応急対策.....	3-196
1	活動方針.....	3-196
2	応急措置.....	3-196
第4	毒物・劇物災害応急対策.....	3-197
1	活動方針.....	3-197
2	応急措置.....	3-197
第4節	広域放射能汚染対策計画.....	3-198
1	広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討.....	3-198
2	環境汚染対策.....	3-199
3	食品安全確保対策.....	3-199
4	農作物等災害対策.....	3-200
5	道路災害対策計画.....	3-200
第5節	道路災害対策計画.....	3-201
1	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保.....	3-201
2	活動体制の確立.....	3-202
3	緊急輸送活動.....	3-202
4	危険物流出時の応急対策.....	3-202
5	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	3-202
6	的確な情報伝達活動.....	3-202
第6節	鉄道事故・施設災害対策計画.....	3-204
1	活動体制.....	3-204
2	応急措置.....	3-204
第7節	航空機事故対策計画.....	3-206
1	活動体制.....	3-206

2	応急措置.....	3-206
第8節	大規模停電事故対策計画.....	3-209
1	市の活動体制.....	3-209
2	情報収集・伝達活動.....	3-209
3	応急給水活動.....	3-209
4	医療機関の機能確保.....	3-209
5	要配慮者の安全対策.....	3-210
6	火災予防対策.....	3-210
7	支援協力の実施.....	3-210

第4編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧.....	4-1
第1節 迅速な現状復旧の進め方.....	4-1
1 災害復旧事業計画の作成.....	4-1
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成.....	4-2
3 災害復旧事業の実施.....	4-4
第2節 被災者の生活再建等の支援.....	4-5
1 被災市民等相談.....	4-5
2 罹災証明書の発行.....	4-6
3 被災者の精神保健対策（メンタルケア）.....	4-7
4 市税の減免等.....	4-8
5 災害弔慰金、見舞金の支給.....	4-8
6 災害援護資金等の貸付.....	4-9
7 義援（見舞）金品の受付、配布.....	4-11
8 被災者生活再建支援制度の活用.....	4-12
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用.....	4-13
第3節 被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援.....	4-18
1 被災中小企業への融資.....	4-18
2 被災農林漁業事業者への融資.....	4-19
第2章 災害復興.....	4-21
第1節 復興に関する事前の取組の推進.....	4-21
第2節 復興対策本部の設置.....	4-21
第3節 復興計画の策定.....	4-21
1 災害復興方針の策定.....	4-21
2 災害復興計画の策定.....	4-21
第4節 復興事業の実施.....	4-21
1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施.....	4-21
2 復興事業の実施.....	4-22

第1編 総則

第1編 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、秩父市防災会議が作成する計画であり、秩父市の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

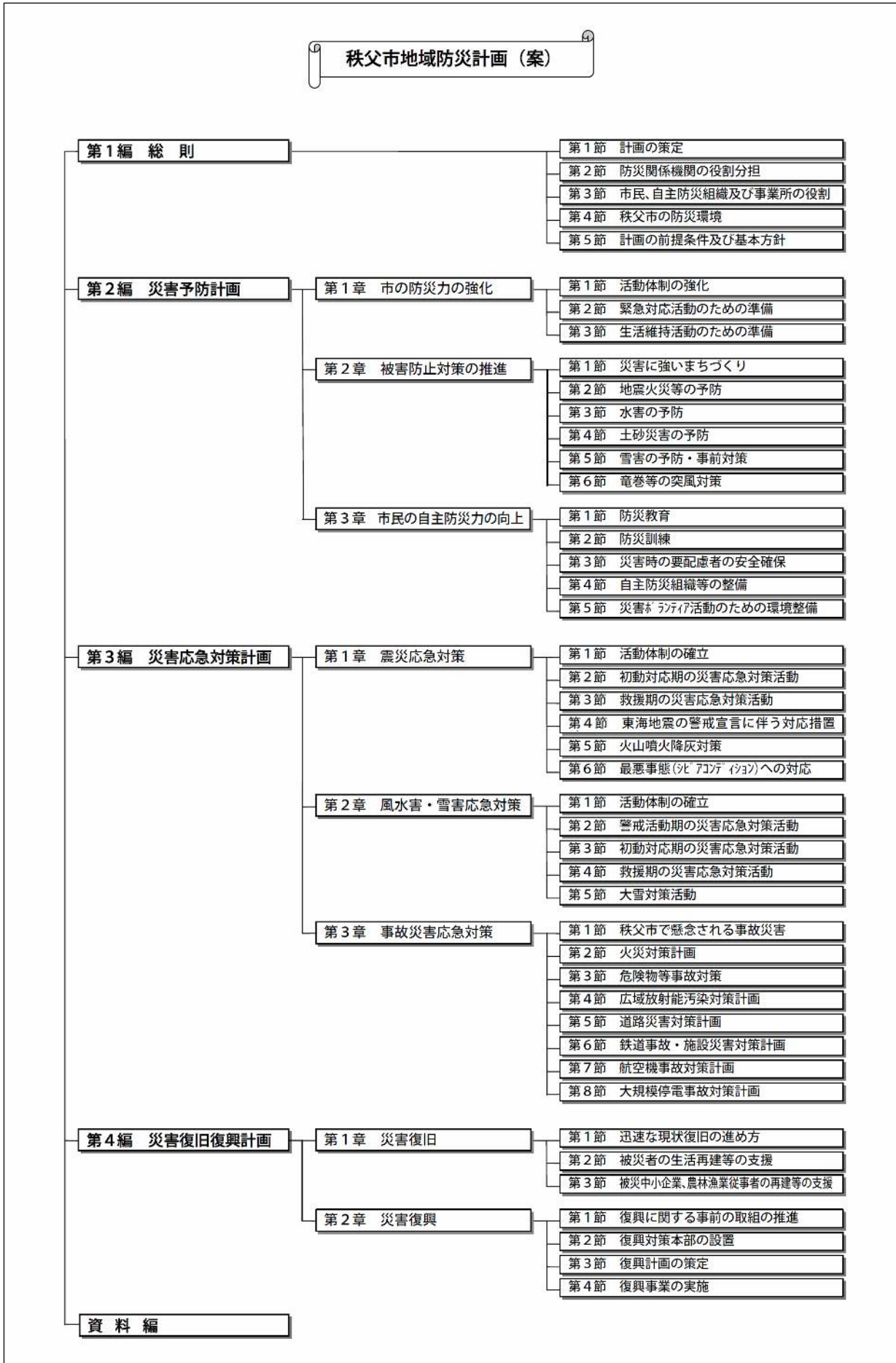
この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、市が定める水防計画等の防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

3 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

■市地域防災計画の構成

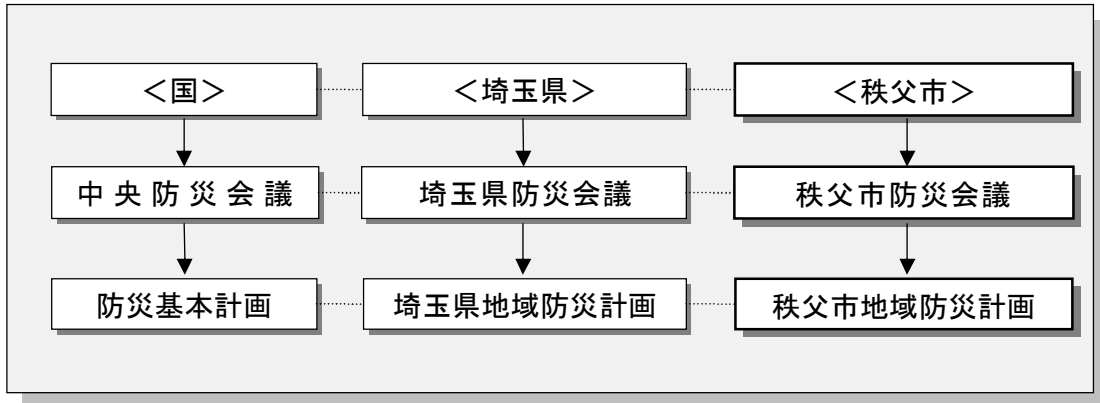


4 計画の運用等

(1) 他計画との関係

この計画は、市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び市の防災会議及び防災計画の関係



(2) 計画の効果的な推進

ア 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

イ 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

ウ 広域的な視点

市単独での対応にはおのずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時から広域的な視点に立った応援の要請が必要である。

エ 人的ネットワークの強化

市及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

オ 計画の効果的推進に向けた取組

市は、この計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。
市は、地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

- 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

(3) 計画の修正

市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

(4) 計画の習熟、周知徹底

市及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

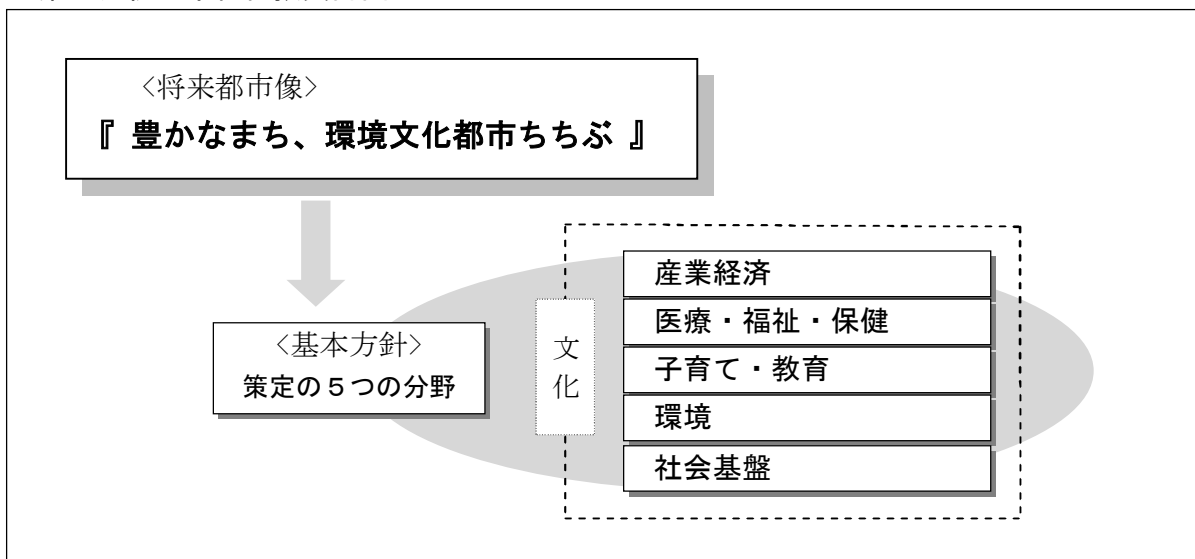
第2 秩父市総合振興計画との関係

1 秩父市総合振興計画の概要

市では、平成28年度から平成37年度までを計画期間とした第2次となる秩父市総合振興計画を策定し、これまでの将来都市像に新たなキーワードとして「豊かさ」を加えた、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を将来都市像として掲げた。

この将来都市像を実現するため、秩父らしい「文化」を基軸として、以下に示す5つの分野の基本方針を柱に政策を進める。

■第2次秩父市総合振興計画



2 秩父市総合振興計画における防災施策

この計画における防災関連の施策は、「社会基盤分野」の「1 安心安全なまちづくり (1) 防災力・防犯対策の強化」において位置づけられており、施策推進のため達成目標とすべき指標は以下のように設定されている。

■防災施策推進に関する指標と達成目標

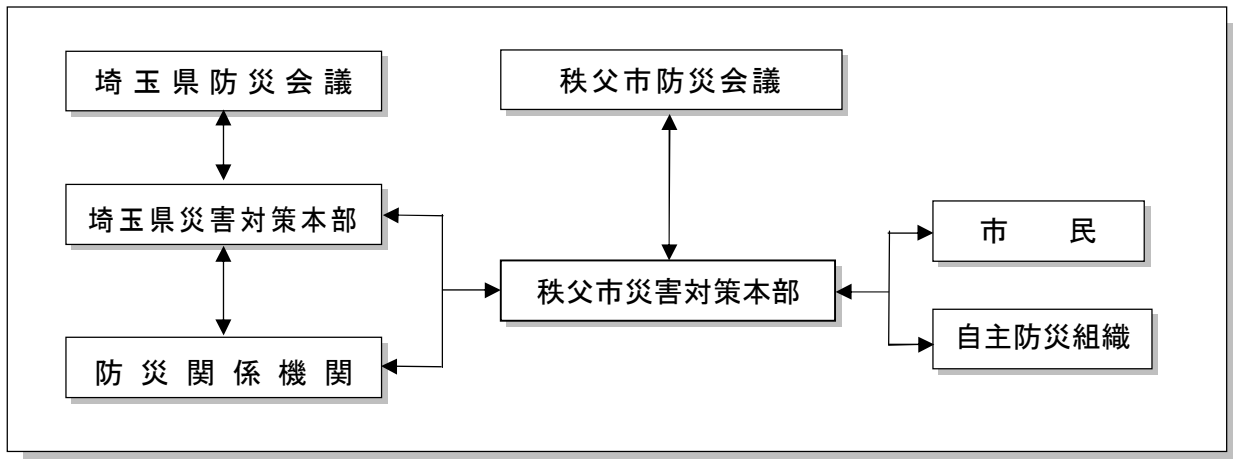
指標名	指標の定義	実績値	目標値
福祉避難所の整備数	福祉避難所として整備された施設数	13 か所	15 か所
自主防災組織リーダー養成講座の開催数	自主防災組織リーダー養成講座の開催数	2 回	5 回
防災無線デジタル化率	防災無線のデジタル化完了率	0%	100%
防犯灯の設置率	要望に対する防犯灯設置率	90%	100%

第2節 防災関係機関の役割分担

第1 地域防災組織

1 秩父市に係る地域防災組織

市に係る地域防災組織は次のとおりである。



2 秩父市防災会議

秩父市防災会議は、災対法第16条及び秩父市防災会議条例に基づき設置され、所掌事務及び組織については、次のとおりである。

(1) 所掌事務

防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 秩父市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

☞【資料7.1】『秩父市防災会議条例』参照

(2) 組織

- ① 防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員等をもって組織する。
- ② 防災会議の庶務は、危機管理課において処理する。
- ③ 市長により任命された防災会議委員の構成は、資料編に記載する。

☞【資料1.2】『秩父市防災会議委員名簿』参照

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第4条第1項)

名称	業務の大綱
秩父市	<p>《災害予防》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関する事 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事 (3) 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 (4) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関する事 (5) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事 (6) 広域一時滞在等に関する協定の締結に関する事 (7) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関する事 (8) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 <p>《災害応急対策》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 (2) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事 (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事 (4) 知事から委任された災害救助法に基づく被災者の救難、救助その他保護に関する事 (5) 広域一時滞在等に関する事 (6) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事 (7) 施設及び設備の応急の復旧に関する事 (8) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事 (9) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関する事 <p>《災害復旧》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事 (2) 被災者に対する相談及び援護に関する事

2 消防機関

名称	業務の大綱
秩父広域市町村圏組合 秩父消防本部	(1) 防災に関する予防普及に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 避難及び応急救助に関すること (4) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (5) 危険物施設の安全管理に関すること

3 県及び県の機関

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災対法第4条第1項)

名称	業務の大綱
埼玉県	<p>《災害予防》</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること</p> <p>《災害応急対策》</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (4) 被災者の食料等の確保及び輸送に関すること (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (8) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること (9) 緊急輸送の確保に関すること (10) 応急仮設住宅の設置及び被災者住宅に関すること (11) 全各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること</p>
秩父地域振興センター	(1) 県災害対策本部秩父支部の設置に関すること (2) 県災害対策本部秩父現地対策本部の設置に関すること (3) 災害情報の収集及び報告に関すること (4) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること (5) 災害応急対策に必要な応急措置に関すること (6) 秩父防災基地の運営に関すること
秩父福祉事務所・ 秩父保健所	(1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること (2) 飲料水の水質検査に関すること

名称	業務の大綱
秩父福祉事務所・ 秩父保健所	(3) そ族、衛生害虫等の消毒方法の指示に関する事 (4) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事 (5) 災害救助食品の衛生に関する事 (6) 病院、診療所及び助産所に関する事 (7) その他の保健衛生に関する事
秩父農林振興 センター	(1) 農林畜水産被害状況の調査に関する事 (2) 農作物等農業共済に関する事 (3) 農業災害融資に関する事 (4) り災者の食料等の確保及び輸送に関する事 (5) 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事 (6) 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事 (7) 防除機具及び農薬の調整に関する事 (8) 治山、森林管理道施設の応急対策に関する事
秩父県土整備 事務所	(1) 降水量、水位等の観測通報に関する事 (2) 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関する事 (3) 水防管理団体との連絡指導に関する事 (4) 河川、道路、橋りょう等の被害状況の調査及び応急修理に関する事
本庄県土整備 事務所	(1) 太田部地域の県道路の被害状況の調査及び応急修理に関する事
北部教育事務所 秩父支所	(1) 教育関係の被害状況の調査に関する事 (2) 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関する事 (3) 応急教育実施の予定場所の指導に関する事 (4) 教育実施者の確保に関する事 (5) 応急教育の方法及び指導に関する事 (6) 教科書及び教材等の配給に関する事 (7) 被害地学校の保健指導に関する事 (8) 被害地学校の給食指導に関する事
秩父警察署 小鹿野警察署	(1) 災害情報の収集・伝達及び広報に関する事 (2) 警告及び避難誘導に関する事 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 (4) 交通秩序の維持に関する事 (5) 犯罪の予防検挙に関する事 (6) 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）に関する事 (7) 漂流物等の処理に関する事 (8) その他治安維持に必要な措置に関する事

4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

(災対法第3条第1項)

名称	業務の大綱
農林水産省 関東農政局	<p>《災害予防対策》</p> <p>(1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事</p> <p>《応急対策》</p> <p>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事</p> <p>(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事</p> <p>(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事</p> <p>(4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事</p> <p>(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事</p> <p>(6) 応急用食料・物資の支援に関する事</p> <p>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防災対策に関する事</p> <p>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事</p> <p>(9) 関係職員の派遣に関する事</p> <p>《復旧対策》</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</p>
関東森林管理局 埼玉森林管理事務所	<p>(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関する事</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事</p>
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</p>
国土交通省 関東地方整備局	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>《災害予防》</p> <p>(1) 震災対策の推進</p> <p>(2) 危機管理体制の整備</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進</p> <p>(4) 防災教育等の実施</p> <p>(5) 防災訓練</p> <p>(6) 再発防止対策の実施</p> <p>《災害応急対策》</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</p> <p>(2) 活動体制の確保</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</p> <p>(5) 災害時における応急工事等の実施</p> <p>(6) 災害発生時における交通等の確保</p> <p>(7) 緊急輸送</p> <p>(8) 二次災害の防止対策</p>

名称	業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局	(9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 《災害復旧・復興》 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
国土交通省関東整備局 二瀬ダム管理所	(1) ダムの防災操作に関すること
埼玉労働局 秩父労働基準監督署	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) 業務上災害の被災者に対する速やかなる救済に関すること

5 自衛隊

名称	業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 第32普通科連隊	《災害派遣の準備》 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施 《災害派遣の実施》 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する こと

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

■指定公共機関

名称	業務の大綱
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) 電気通信設備の整備に関すること (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する こと
日本郵便(株) (秩父郵便局、 他16郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉 書等の無償交付に関すること
東京電力パワーグ リッド(株)熊谷支社	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除 く)を行うこと (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行 うこと (3) 救援物資の輸送、義援金の募集、血液の輸送、安否調査に関すること (4) 各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じ、炊き出し、避難所支援、ボラン ティアセンター運営補助に関すること

■指定地方公共機関

名称	業務の大綱
秩父鉄道(株) 西武鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関 すること
(一社)埼玉県 トラック協会	(1) 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
秩父ガス(株)	(1) 災害時におけるガス供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
(一社)埼玉県医師会 (一社)〃歯科医師会 (公社)〃看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県バス協会	(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県LPガス 協会	(1) LPガス供給施設の安全保安に関すること (2) LPガスの供給の確保に関すること (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関す ること (4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

7 秩父市を管轄する一部事務組合

名称	業務の大綱
秩父広域市町村圏組合 (消防本部、水道局を除く)	(1) 災害時における火葬及び霊柩業務に関すること (2) 災害時における廃棄物の処理に関すること
秩父広域市町村圏組合水道局	(1) 飲料水の供給活動の実施に関すること (2) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

(災対法第7条第1項)

名称	業務の大綱
ちちぶ農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農作物の需給調整に関すること
秩父広域森林組合	(1) 県、市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
秩父市 社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
秩父郡市医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療活動の実施に関すること
社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 災害時における入所者の保護に関すること
太平洋陸送(株)秩父営業所 秩父通運(株)秩父支店	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(株)秩父総合食品卸売市場	(1) 災害時における食料の調達・配給の協力に関すること
(一社)埼玉県 建設業協会秩父支部 秩父市建設業協会	(1) 被災住家の修理の協力に関すること (2) 道路障害物等の撤去の協力に関すること (3) 災害時における河川、道路及び橋りょう等の応急対策及び災害復旧の協力に関すること (4) 災害復旧資機材の確保についての協力、あっせんに関すること
商工会議所等 商工業関係団体	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること (3) 救援物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること

名称	業務の大綱
医院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における病院等の収容、保護に関する事 (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関する事
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 (2) 被災時における教育対策に関する事 (3) 被災施設の災害復旧に関する事
自治会、女性団体等の団体	(1) 市が実施する応急対策についての協力に関する事

☞【資料1.1】『防災関係機関の連絡先一覧』参照

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

東日本大震災をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助（自らの安全は自らが守る）」及び「共助（共に協力しあい地域を守る）」の考え方のもと、すべての災害に対処することが重要であるということである。

市民はこの原点に立って、日頃から非常食料などを備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等についても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。（災対法第7条：住民等の責務）

《参考》

◆「自助」「共助」及び「公助」について

災害は社会全体に影響する事象であるため、防災対策・災害対応においては、その影響を受ける「個人／地域／行政」のそれぞれの役割を明確にし、お互いに補完し合う必要があります。特に、大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるはず」と期待しがちですが、これまでの大規模災害の教訓が示すように、行政による災害対応には限界があります。そのため、防災対策・災害対応においては、「個人（自助）／地域（共助）／行政（公助）」の役割分担が重要です。

第1 市民の役割

1 自助の強化

（1）実践的な訓練への参加

市民は、市や県が市民を対象として実施する、災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などの住民参加型で地域に即した実践的な訓練に積極的に参加する。

なお、災害図上訓練（DIG）及び避難所開設・運営訓練（HUG）については、「第2編 第3章 第2節 3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練」を参照のこと。

（2）防災意識の向上

市民は、市その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

（3）家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

なお、市は、三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

- ▶ 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ▶ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ▶ 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨7日間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。

（4）防災総点検

市民は、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、家庭における防災の総点検を実施する。

- ▶ 家具や家電製品などの転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策
- ▶ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- ▶ 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認
- ▶ 備蓄品・非常持ち出し品の点検
- ▶ 住居の耐震性の確認と必要な補強等
- ▶ 家族の非常時の連絡方法の話合い
- ▶ 避難場所や安全な避難経路の確認
- ▶ 消火器の設置場所、操作方法の確認
- ▶ ブロック塀や住居回りの安全点検・改修

2 自助による応急対策の実施

市民が、災害による被害を軽減し、及び拡大を防止するため、「自助」「共助」の理念に基づき、災害発生時に実施すべき事項は、次のとおりである。

- ▶ 正確な情報の把握及び伝達
- ▶ 確実な出火防止措置及び初期消火の実施
- ▶ 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- ▶ 自主防災活動への参加、協力
- ▶ 避難所でのゆずりあい
- ▶ 市及び防災関係機関が行う防災活動への協力
- ▶ 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織の役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、「共助」の理念に基づき、災害による被害の軽減及び拡大の防止のために、平常時に実施する事項並びに災害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

1 地域において平常時に実施する事項

(1) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織が平常時において実施する活動内容は、次のとおりである。

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
(例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 防災用資機材の購入・管理等
 - ・資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）
 - ・救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）
 - ・救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）
- 地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）

(2) 防災総点検

自主防災組織の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、地域における防災の総点検を実施する。

- 地域の危険性の把握
- 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認
- 地域住民への連絡系統の確認
- 防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品)
- 消防水利や施設の点検・確認
- 危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検

2 地域による応急対策の実施

自主防災組織は、事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

地域における避難対策及び要配慮者対策は、「第11 避難活動 (p3-64)」及び「第15 要配慮者の安全確保 (p3-78)」を参照する。

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

3 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、市の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

また、地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れるものとする。

なお、市防災会議は、地区居住者や自主防災組織等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第3 事業所の役割

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

特に、市では、昼間人口が夜間人口に比べ2,294人少なく（平成22年国勢調査）、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間市外へ通勤して不在のケースも多い。

市は、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

1 事業所において平常時に実施する事項

（1）事業所における防災教育

企業や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市及び県は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

（2）事業所における防災体制の充実

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

（3）防災総点検

事業所の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、職場における防災の総点検を実施する。

- 災害時の防災体制の整備
- 職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）
- 建物の耐震診断、必要な補強等
- 備蓄品・非常持ち出し品の点検
- 従業員等との非常時の連絡方法等の整備
- 消火器、発電機など防災資機材の点検
- 危険物施設の安全点検

2 事業所における応急対策の実施

事業所は、災害が発生した場合、事前の備えに基づきその所在する地域の一員として「共助」による防災対応を行う。

- 正確な情報の把握及び伝達
- 出火防止措置、初期消火の実施
- 従業員、利用者等の避難誘導
- 応急救助・救護
- ボランティア活動への支援
- 帰宅困難な従業員への支援
- 重要業務の継続及びそのために必要な措置

第4節 秩父市の防災環境

第1 災害履歴

1 気象及び土砂災害

本市における気象及び土砂災害の発生履歴については、次のとおりである。

■市における主な気象災害

発生年	災害種	事項
1947年 (S22)	水害	キャサリン台風により総雨量が610.6ミリ、9月15日の日降水量は519.7ミリ、最大1時間雨量は78.0ミリに達した。
1966年 (S41)	風水害	9月25日、台風26号による風水害。瞬間最大風速35.5メートルを記録し、秩父郡下で、死者3、重軽傷者19、家屋倒壊62。秩父神社で境内の巨木の倒伏・切損したものが多く、社殿にも大被害があり、全面的に解体修理が行われるにいった。秩父市にも災害救助法が適用された。
1971年 (S46)	風水害 土砂災害	8月30日から31日、台風23号による風水害。総降水量は秩父288ミリ、影森356ミリに達し、秩父地区で負傷者2人、家屋全半壊2棟、浸水55棟、崖崩れ18か所、道路損壊23か所、護岸損壊12か所、農作物被害907ヘクタール(2億6千万円)、山地崩壊43件、林地崩壊13件等の被害があった。
1972年 (S47)	風水害 土砂災害	9月15日から17日、台風20号。総降水量は秩父313ミリ、影森347ミリに達し、1間最大量は78ミリを記録し、最大瞬間風速は26.3メートルに達した。秩父地区で家屋の損壊15棟、浸水75棟、道路損壊14か所、崖崩れ10か所、林地崩壊22か所、水道の断水・濁水が3,000戸、農作物被害970ヘクタール(1億3千万円)の被害があった。
1983年 (S58)	水害	8月14日から18日、台風5号、6号。総降水量は、秩父422ミリ、浦山678ミリに達し、市内で住家半壊1棟、一部破損1棟、床上浸水2棟、床下浸水17棟、市道被害6か所、林道被害2か所等の被害があった。
1985年 (S60)	竜巻被害	8月12日、雷雨、たつ巻。たつ巻中心部の大きさは40～50メートル、推定風速40メートル/秒、被災距離は600～700メートル幅120メートルであり、市内の被害は、住家の一部破損18棟、床下浸水4棟等であった。
1988年 (S63)	降ひょう被害	6月14日、降ひょう。市内では、久那地域を中心に影森、浦山で小豆大から鶏卵大、一部地域ではテニスボール大のひょうが降った。市内の被害は、住家の一部破損52棟、非住家の一部破損31棟、車両被害12台、果樹、野菜、農業用施設被害も甚大であった。
1999年 (H11)	水害 土砂災害	8月13日から14日、熱帯低気圧。日降水量は、秩父394ミリ、浦山390ミリ、総降水量は、秩父450ミリ、浦山479ミリに達した。市内の被害は、住宅半壊3棟、一部破損1棟、床上浸水17棟、床下浸水106棟、非住家全壊2棟、半壊3棟、床下浸水17棟、市道被害29か所、林道被害18か所、市管理河川被害4か所、崖崩れ21か所、断水200戸、用水取水工1か所等であり、被害総額は約5億8千万円に達した。

資料) 市資料

2 地震災害

(1) 県

県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（M7.9）があり、県内のほぼ全域で震度5～6の揺れとなり、死者・行方不明者343名などの被害が生じた。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931年の西埼玉地震（M6.9）がよく知られている。この地震により、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者11名などの被害が生じた。この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。

また、遺跡調査などによると、818年の関東諸国の地震（M7.5以上）による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。なお、818年の地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があるが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震ではないと考えられている。

また、1649年の武蔵・下野の地震（M7.0±1/4）は立川断層帯で発生した可能性があると指摘されているが、詳細は不明である。荒川河口付近で発生した1855年の（安政）江戸地震（M6.9）は、陸域の浅い場所で発生した地震であったか、沈み込んだフィリピン海プレートに關係する陸域のやや深い場所で発生した地震であったか明確でないが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに關係する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる1894年の地震（M7.0）による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、2011年（平成23年）3月11日には三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、県内では宮代町で震度6弱を観測、負傷者104人、建物全壊24棟、半壊199棟などの被害が生じた。

埼玉県における被害地震は、次頁に示すとおりである。

《参考》

◆ 「関東平野北西縁断層帯」について

関東平野北西縁断層帯、元荒川断層帯は、それぞれ地震調査研究推進本部地震調査委員により長期評価が公表されている。その後に行われた調査及び研究成果により、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関する新たな知見が得られた。こうした知見に基づき、これらの断層帯を深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価を行った。（深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）、平成27年4月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）

■埼玉県における被害地震

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。(埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.2km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動はるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924. 1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989. 2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2011.3.11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月、埼玉県防災会議)

(2) 市

近年、埼玉県内に大きな地震被害をもたらした地震としては、1923年9月1日の関東大震災、1931年9月21日の西埼玉地震、また最近では、2011年3月11日の東日本大震災がある。また、被害程度は大きくないものの市域付近において1979年及び1988年に地震が発生している。市の地震被害の発生状況は、次のとおりである。

■市における被害地震

発生年月日	震源等	M	被害記述
1931. 9. 21 (昭和6)	西埼玉地震	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。 秩父郡太田村八入峠にかなりの地すべりがあり。
1979. 7. 13 (昭和54)	秩父市付近	4.7	東京都西部で落石、タンスの倒れた家数軒あり。
1988. 9. 29 (昭和63)	正丸峠付近の地震	5.0	震央一体で落石や墓石の移動。 秩父市、日高町の一部で建物被害が報告される。

3 広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、本県においても広域放射能汚染が発生した。

文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果では、県内の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だったが、三郷市と吉川市の東部に放射能汚染地域があり、本市にも局所的に放射線量が高い箇所が認められた。

そのため、市では、小中学校、幼稚園、学童保育室、保育所、児童館、公園及びスポーツ施設等を対象に放射線量の測定を継続的に実施したが、測定結果は、すべての対象施設において除染の目安以下であった。また、学校給食に使用している食材を対象に、これまで継続して放射能測定を実施しているが、結果はいずれも不検出であった。

また、浄水場や市下水道センター(下水処理施設)、秩父クリーンセンター(ごみ焼却施設)においても、継続的に放射能を測定しており、結果はいずれの場合も、不検出又は基準値以下であった。

《参考》

◆「マイクロシーベルト/時」と「年間ミリシーベルト」との関係

1年の間、屋外に毎日8時間、屋内に毎日16時間いると仮定し、木造の建屋の遮蔽係数0.4とした場合、以下の関係となる。

0.1(マイクロシーベルト/時)は、年間約0.5(ミリシーベルト)

0.2(マイクロシーベルト/時)は、年間約1.0(ミリシーベルト)

※ 年間1ミリシーベルトとは、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告に基づく一般公衆の線量限度である。

4 大雪災害

2014年(平成26年)2月14～15日にかけて、急速に発達した低気圧の影響により、市では、観測史上最大となる98cmの積雪を記録した。この大雪に伴う被害の概要は、次のとおりである。

■平成26年の市における大雪被害

項目	被害の概要					
建物被害	住家被害	全壊	1件	非住家被害	全壊	546件
		半壊	1件		半壊	215件
		一部損壊	838件		一部損壊	385件
罹災証明・被災証明 発行件数	罹災証明	1412件		被災証明	212件	
農業被害	被害額	4億682万円				
除雪費用（市道）	1億1448万円					
災害お見舞金	189人	576万円				

資料) 市資料

5 大規模事故災害

市では、1957年（昭和32年）2月17日に、旧吉田町において大火災が発生した。上町から出火した火災で、商店街55世帯112棟を全焼し、災害救助法の適用を受けた。この大火災に対し、全国より義援金が届き、また、罹災者のため町営住宅20戸を建設した。

第2 自然環境の特性

1 地勢

平成17年4月1日、秩父市、吉田町、大滝村、荒川村が合併し、自然環境資源の豊富な魅力あるまち、新「秩父市」として誕生した。

市は、埼玉県の北西部にあり、面積は577.83km²で、県全体の約15%に相当する広大な面積を有している。都心まで60～80km圏、さいたま市までは50～70km圏に位置し、周囲に山岳丘陵を眺める盆地を形成している。市域の87%を森林が占め、その面積は県全体の約40%を占めている。標高2,000mを超す甲武信岳、三宝山、雲取山といった急峻な秩父山地を抱え、地域のほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や武甲・西秩父などの県立自然公園の区域に指定されており、自然環境に恵まれた地域である。

また、甲武信岳に源を発する荒川が市の中央を流れ、その支流域には秩父湖（二瀬ダム）、秩父さくら湖（浦山ダム）、西秩父桃湖（合角ダム）、奥秩父もみじ湖（滝沢ダム）などのダム湖が形成されている。この川によって、市の中心部は東西に区分され、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街、住宅地などが集中しており、西部丘陵地帯にある平坦地は、水田など農業用地が多くなっている。

2 地形・地質

（1）地形

市は、関東平野西方の関東山地の北東部にあたり、奥秩父山地、上武山地、外秩父山地および秩父凹地帯とに区分される。奥秩父山地は、2,000m級の峰が連なり、地形的に一般的に急峻で、突出した峰と狭い谷を特徴としている。上武山地と外秩父山地は1,000m級以下の低山で、なだらかな山の中腹まで耕され集落ができています。秩父凹地帯は、秩父盆地を中心としてそこから北西へ伸びる山中地溝帯や南東へ伸びる谷から構成され、奥秩父山地と上武・外秩父両山地を分ける谷地形を形作っている。

（2）地質

秩父市の地質は、古生代、中生代、新生代の地質からなり、古生代の地質は長瀨系（変成岩）及び秩父系からなり、基盤を形成している。基盤にのる中生代の地質は、大滝層群、山中地溝帯白亜系及び跡倉群からなり山岳地形を形成している。

新生代の地質は、漸新世から鮮新世の地層が分布し、これらの低所に洪積層、沖積層が堆積し、段丘地形や谷底、低地を形成している。

地質の一般走向は、北西—南東、西北西—東南東であって、同方向に褶曲したり、また同方向の断層で断たれ、全体が帯状配列をした地質構造である。

3 活断層

県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、

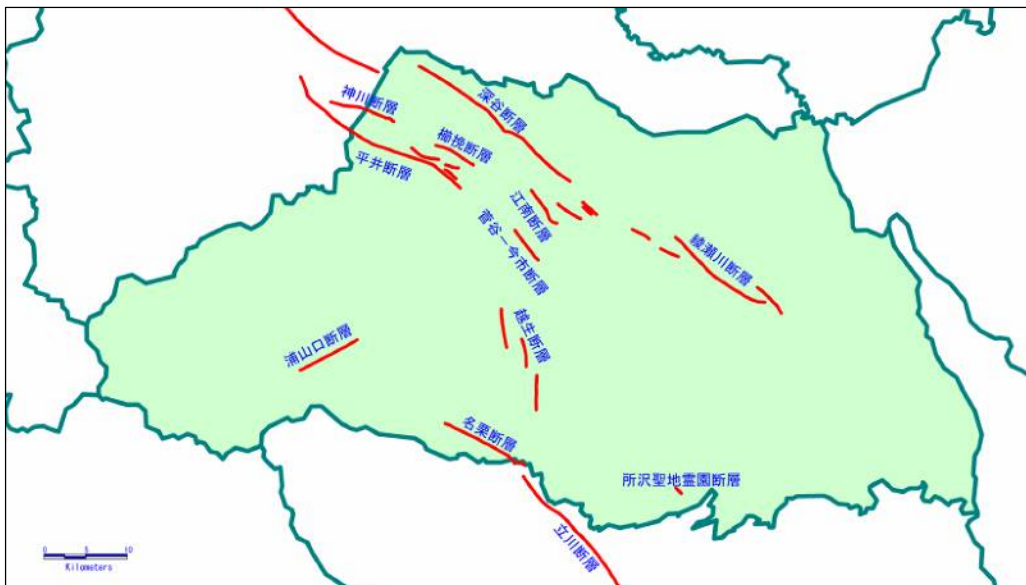
県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

市に最も近い活断層である浦山口断層（確実度Ⅲ※）活動度C）は、北東—南西の方向性を持ち、長さは7kmである。「日本の活断層」旧版では確実度Ⅱとされていたが、地形的な検討が進み（断層の両側にある中・高位段丘の頂面高度に顕著な差が認められない等）、確実度Ⅲに変更された。地質的には、秩父盆地南縁の日野断層（井尻ほか 1950）とおおよそ一致し、地形的には秩父盆地と南側の奥秩父山地を画する境界となっている。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な98の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要を次に示す。

■ 県の活断層



出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月、埼玉県防災会議)

■ 地震調査研究推進本部が公表した県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	10000年-15000年程度 約20000年-13000年前
関東平野北西縁断層帯 (主部)	深谷断層、江南断層、綾瀬川断層(北部)	8.0程度	ほぼ0%~0.008%	ほぼ0%~0.01%	ほぼ0%~0.03%	13000年-30000年程度 約6200年-2500年前
関東平野北西縁断層帯 (平井-榑挽断層帯)	平井断層、神川断層、榑挽断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯(綾瀬川断層)	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月、埼玉県防災会議)

注) ※ 確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの。
 確実度Ⅱ：活断層であると推定されるもの。
 確実度Ⅲ：活断層の疑いのあるリニアメント。

4 河川

市域を流れる荒川は、埼玉県、山梨県、長野県の三県が境を接する甲武信ヶ岳に源を發し秩父山地から流入する多くの支川を集めながら秩父盆地まで東に流れ、秩父盆地から長瀬溪谷まで北に流れている。

荒川のこの区間は、最上流部であり国土交通省が実施している堤防の破堤や越流を想定した浸水想定区域外に位置している。

また、市域には、秩父さくら湖（浦山ダム）や奥秩父もみじ湖（滝沢ダム）をはじめ多くの湖（ダム湖）がある。

市域を流れる主要河川及びダムは、次のとおりである。

■市域を流れる主要河川

番号	河川名	所在地
1	荒（あら）川	長瀬町（寄居町境）～秩父市大滝 ※ 二瀬ダム区間は国土交通省管理
68	吉田（よしだ）川	秩父市（赤平川合流点）～小鹿野町藤倉
69	阿熊（あぐま）川	秩父市（吉田川合流点）～秩父市吉田阿熊
70	石間（いさま）川	秩父市（吉田川合流点）～秩父市吉田石間
71	長留（ながる）川	小鹿野町（赤平川合流点）～秩父市荒川小野原
74	蒔田（まいた）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市蒔田
75	横瀬（よこぜ）川	秩父市（荒川合流点）～横瀬町芦ヶ久保
76	定峰（さだみね）川	秩父市（横瀬川合流点）～秩父市定峰
79	浦山（うらやま）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市浦山 ※ 浦山ダム区間は国土交通省管理
80	橋立（はしだて）川	秩父市（浦山川合流点）～秩父市上影森
81	大久保（おおくぼ）谷	秩父市（浦山ダム）～秩父市浦山 ※ 国土交通省管理
83	大血（おおち）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市大滝
84	東谷（ひがしたに）川	秩父市（大血川合流点）～秩父市大滝
85	中津（なかつ）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市中津川 ※ 滝沢ダム区間は国土交通省管理
86	神流（かんな）川	秩父市（中津川合流点）～秩父市中津川
87	大洞（おおほら）川	秩父市（二瀬ダム）～秩父市三峰 ※ 二瀬ダム区間は国土交通省管理
88	滝（たき）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市大滝
89	豆焼（まめやき）川	秩父市（滝川合流点）～秩父市大滝

注）番号は、県管理の河川番号である。

■市内のダム

名称	諸元	内容
合角ダム (かっかく)	左岸所在	秩父市吉田吉田字松山
	河川	荒川吉田川
	目的/型式	FNW/重力式コンクリート
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	60.9m/195m/10,250 千 m ³
浦山ダム (うらやま)	左岸所在	秩父市荒川上田野
	河川	荒川浦山川
	目的/型式	FNWP/重力式コンクリート
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	156m/372m/58,000 千 m ³
大洞ダム (おおぼら)	左岸所在	秩父市大滝
	河川	荒川大洞川
	目的/型式	P/重力式コンクリート
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	24.7m/45m/110 千 m ³
二瀬ダム (ふたせ)	左岸所在	秩父市大滝字大久保
	河川	荒川荒川
	目的/型式	FNW/重力式アーチ
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	95m/288.5m/26,900 千 m ³
滝沢ダム (たきざわ)	左岸所在	秩父市大滝字廿六木
	河川	荒川中津川
	目的/型式	FNWP/重力式コンクリート
	堤高/堤頂長/総貯水容量(千 m ³)	132m/424m/63,000 千 m ³

注)「目的」略字は次のとおり。

- F : 洪水調節、農地防災
- N : 不特定用水、河川維持用水
- W : 上水道用水
- P : 発電

5 気象

秩父特別地域気象観測所において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

降水量について、日降水量の最大値は、1947年(昭和22年)9月15日に台風第9号(カスリーン台風)により記録した519.7mmである。1時間降水量の最大値は、1947年(昭和22年)9月15日に記録した78.0mmである。また、年降水量の最大値は、1928年(昭和3年)の2444.2mm、最小値は1973年(昭和48年)年の779.0mmである。

気温について、日最高気温の最高値は、1994年(平成6年)8月7日に記録した39.3℃、日最低気温の最低値は、1954年(昭和29年)1月27日に記録した-15.8℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速の最大値は、1952年(昭和27年)7月4日に記録した北西の風19.6m/s、日最大瞬間風向・風速の最大値は、1966年(昭和41年)9月25日に記録した南東の風35.5m/sである。

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名 \ 順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日降水量 (mm)	519.7 (1947/ 9/15)	422.2 (1928/ 7/31)	394.0 (1999/ 8/14)	350.4 (1941/ 7/22)	294.6 (1949/ 8/31)	1926/ 1 2015/ 8
日最大10分間降水量 (mm)	39.6 (1952/ 7/ 4)	30.7 (1928/ 9/16)	24.5 (2015/ 7/28)	23.5 (1977/ 7/ 7)	23.2 (1950/ 8/10)	1926/ 1 2015/ 8
日最大1時間降水量 (mm)	78.0 (1947/ 9/15)	76.5 (2015/ 7/28)	76.0 (1989/ 9/23)	72.0 (1959/ 9/26)	68.7 (1967/ 7/17)	1926/ 1 2015/ 8
年降水量の 多い方から(mm)	2444.2 (1928)	2070.6 (1938)	1966.0 (1991)	1887.2 (1950)	1868.1 (1948)	1926年 2015年
年降水量の 少ない方から(mm)	779.0 (1973)	818.5 (1987)	866.0 (1984)	885.5 (1978)	901.0 (1997)	1926年 2015年
日最高気温の 高い方から(℃)	39.3 (1994/ 8/ 7)	39.1 (1997/ 7/ 6)	39.0 (1990/ 7/19)	38.7 (2001/ 7/13)	38.6 (1929/ 8/ 8)	1926/ 1 2015/ 8
日最低気温の 低い方から(℃)	-15.8 (1954/ 1/27)	-14.5 (1954/ 1/28)	-14.4 (1945/ 2/23)	-14.0 (1936/ 1/31)	-13.8 (1945/ 2/ 5)	1926/ 1 2015/ 8
日最大風速・風向 (m/s)	19.6 北西 (1952/ 7/ 4)	18.2 南南東 (1966/ 9/25)	17.6 北 (1952/ 6/27)	16.5 北西 (1955/ 2/20)	16.1 北 (1938/ 9/ 1)	1926/ 1 2015/ 8
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	35.5 南東 (1966/ 9/25)	31.8 北西 (1952/ 7/ 4)	31.2 南東 (1982/ 8/ 2)	28.7 南 (1959/ 9/27)	28.2 南東 (1965/ 9/17)	1951/ 1 2015/ 8

資料) 秩父特別地域気象観測所（秩父市上町3丁目21番38号、1926年1月1日観測開始）

第3 社会環境の特性

1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

市の人口の推移を過去35年で見ると減少傾向を示しており、35年の間に13,330人減少し、平成27年現在63,545人となっている。

それに対し、世帯数は、平成12年までは増加傾向にあったが平成12年をピークに減少に転じ、ここ35年間では2,878世帯増加しているものの、ピーク時の平成12年からは602世帯減少している。

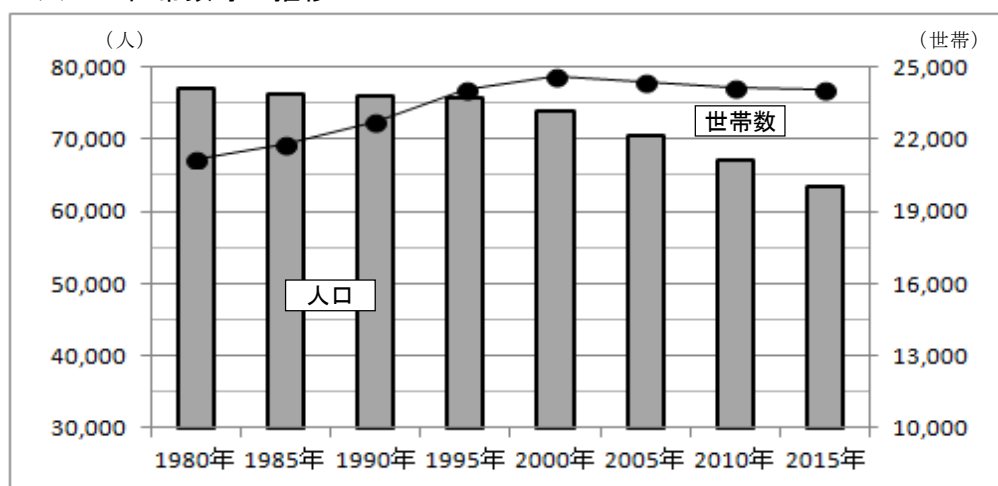
■人口・世帯数等の推移

[国勢調査、各年10月1日現在]

年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和55年(1980)		21,161	76,875	3.6	133
昭和60年(1985)		21,803	76,275	3.5	132
平成2年(1990)		22,743	75,845	3.3	131
平成7年(1995)		24,045	75,618	3.1	131
平成12年(2000)		24,641	73,875	3.0	128
平成17年(2005)		24,365	70,563	2.9	122
平成22年(2010)		24,146	66,955	2.8	116
平成27年(2015)		24,039	63,545	2.6	110

注) 平成12年以前の値は、国勢調査のデータを用い市町村合併を考慮して集計した。
平成27年の値は、速報値。人口密度は、市の面積を577.83km²として算定した。

■人口・世帯数等の推移



(2) 年齢別人口

市の人口は、平成27年10月1日(住民基本台帳)現在65,438人となっている。

そのうち、年齢別人口の割合は、年少人口が11.9%、生産年齢人口が57.9%、老年人口が30.1%であり、その中で75歳以上の割合は15.9%となっている。

■年齢別人口

[住民基本台帳、平成27年10月1日現在]

区分		総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)
年少人口	0～14歳	7,792	11.9	3,989	3,803
生産年齢人口	15～64歳	37,920	57.9	19,457	18,463
老年人口	65歳以上	19,726	30.1	8,553	11,173
	(75歳以上)	(10,377)	(15.9)	(4,034)	(6,343)
合計		65,438	100.0	100.0	31,999

(3) 昼夜別人口

市の夜間人口は66,955人、昼間人口は64,661人であり、昼間人口は夜間人口に比べ2,294人少ない。

■昼夜別人口

[国勢調査、平成22年10月1日現在]

常住地による人口		従業地・通学地による人口		昼夜間人口比率(%)
夜間人口(人)	他市区町村で従業・通学(人)	昼間人口(人)	他市区町村に常住(人)	
66,955	9,458	64,661	7,164	96.6

(4) 市外への通勤者及び通学者数

首都圏の昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。市外への通勤及び通学者の総数は9,911人で、そのうち県外へは1,194人が通勤・通学している。

■市からの就業・通学者数(15歳以上)

[平成22年10月1日現在]

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者※1	33,675	30,232	3,443
秩父市で従業・通学	23,661	22,035	1,626
他市区町村で従業・通学※2	9,911	8,103	1,808
県内	8,230	7,018	1,212
小鹿野町	1,326	1,239	87
皆野町	1,271	1,118	153
横瀬町	916	916	-
熊谷市	696	520	176
長瀨町	525	525	-
飯能市	504	339	165
深谷市	491	421	70
寄居町	466	423	43
その他	2,035	1,517	518
県外	1,194	676	518
東京都	945	480	465
特別区部	710	351	359
その他	235	129	106
その他	249	196	53

※1：従業地・通学地「不詳」を含む。

※2：他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」

(5) 要配慮者人口

市の要配慮者の人口については、住民基本台帳、要介護認定及び障がい者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

ア 高齢者

市の65歳以上の高齢者は、平成27年10月1日現在19,726人で全体の30.1%を占め、なかでも災害時に特に配慮が必要と考えられる75歳以上の高齢者は、10,377人で全体の15.9%となっている。また、要介護認定者数は、3,506人となっている。

イ 乳幼児

市の6歳未満の乳幼児は、平成27年10月1日現在2,757人で全体の4.2%となっている。

ウ 障がい者

市の障がい者手帳所持者数は、平成27年4月1日現在3,330人で全体の5.1%となっている。

エ 外国人

市の外国人の人口は、平成27年10月1日現在512人で全体の0.8%となっている。

2 建物

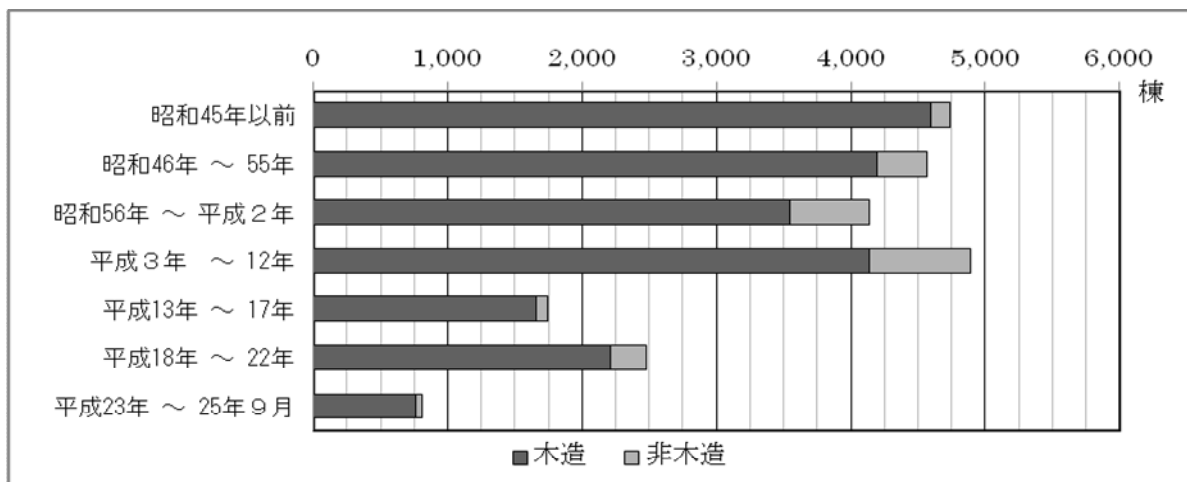
建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

市の住宅棟数は、平成25年10月1日現在、全部で24,020棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は9,300棟で全体の約38.8%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は4,730棟で全体の約19.7%となっている。

市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。

なお、市では「秩父市建築物耐震改修促進計画」（平成20年11月）を策定しており、市の住宅耐震化率の目標を平成27年度末までに90%としている。

■ 建築時期別、建物構造別住宅棟数 [平成25年10月1日現在]



■ 建築時期別、構造別、建て方別住宅数

[平成25年10月1日現在]

区 分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他
				総数	1～2階建	3～5階建	6階建以上	
<住宅総数>	24,020	20,430	810	2,690	1,760	920	10	90
昭和45年以前	4,730	4,240	280	190	190	—	—	20
昭和46年～55年	4,570	3,800	300	450	340	110	—	20
昭和56年～平成2年	4,140	3,610	40	480	220	240	10	10
平成3年～12年	4,890	3,890	10	980	520	450	—	10
平成13年～17年	1,740	1,640	30	70	50	20	—	—
平成18年～22年	2,490	2,280	10	200	160	40	—	—
平成23年～25年9月	810	790	10	—	—	—	—	10
<木造>	21,530	19,780	700	1,010	990	20	—	40
昭和45年以前	4,600	4,190	270	120	120	—	—	20
昭和46年～55年	4,200	3,720	300	170	170	—	—	0
昭和56年～平成2年	3,550	3,460	40	50	50	10	—	0
平成3年～12年	4,140	3,740	—	380	370	10	—	10
平成13年～17年	1,660	1,590	10	50	50	—	—	0
平成18年～22年	2,210	2,140	10	60	60	—	—	0
平成23年～25年9月	760	750	—	—	—	—	—	10
<非木造>	2,480	640	100	1,680	780	890	10	50
昭和45年以前	140	50	10	70	70	—	—	10
昭和46年～55年	370	80	—	280	170	110	—	20
昭和56年～平成2年	590	150	—	430	180	230	10	10
平成3年～12年	750	130	10	600	160	450	—	—
平成13年～17年	80	40	20	20	—	20	—	—
平成18年～22年	270	140	—	140	100	40	—	—
平成23年～25年9月	50	40	10	—	—	—	—	—

注1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して1棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査報告」

3 道路交通

(1) 道路

市は、東西の国道299号と南北の国道140号を骨格として、県道、市道などにより道路網が形成されている。現在、建設が進められている国道140号皆野秩父バイパスは、西関東連絡道路として市の西側を通過し、埼玉県と山梨県を結ぶ地域高規格道路として整備されている。

市内の道路整備は進んでいるものの、多くの観光客が訪れる行楽シーズンを中心に、市内各所で交通渋滞が慢性的に発生している。

(2) 公共交通

市の公共交通は、西武鉄道及び秩父鉄道の鉄道2路線と西武観光バス、秩父市営バス及び小鹿野町営バスによる路線バス22系統により構成されている。

公共交通機関の利用者は減少傾向にあるが、学生や高齢者などを中心にその需要は高まっている。山間部を多く抱える本市においては、鉄道駅やバス停留所が少なく、日常生活

に不便な状況が生じている。

4 土地利用

市の土地利用を地目別面積の割合で見ると、その他を除くと山林が最も多く全体の35.34%を占め、以下順に、畑の3.39%、宅地の2.21%、雑種地の1.13%となっている。

ただし、地目その他のほとんどを保安林が占めることから、市の実質的な森林面積の割合は市の面積全体の約87%となっている。

■地目別面積

[平成26年1月1日現在]

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積(ha)	263.6	1,959.0	1,278.1	224.3	20,415.3	592.1	652.7	32,383.9	57,769.0
比率(%)	0.46	3.39	2.21	0.39	35.34	1.02	1.13	56.06	100

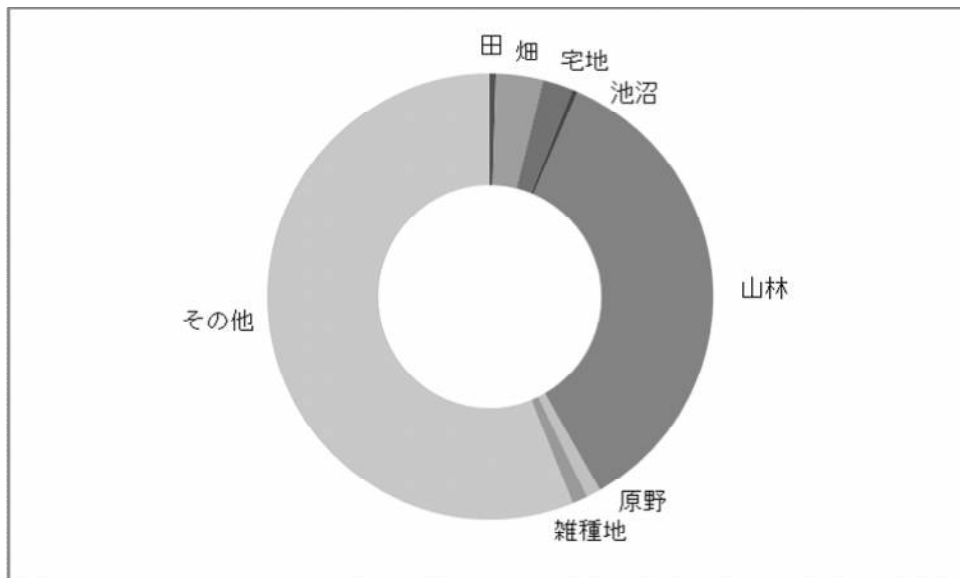
注1) 田及び畑の面積には、介在田・介在畑（農地転用を行った土地）の面積を含む。

注2) 「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地

注3) 「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

資料) 「平成26年埼玉県統計年鑑」

■地目別面積の割合



第5節 計画の前提条件及び基本方針

市の災害対策は、市において起こりうる最大規模の災害を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策活動」の策定を目的としている。

そのため、被害想定の対象とする災害は、県が被害想定調査を実施している地震被害、及び土砂災害防止法により影響範囲が想定されている土砂災害とする。

なお、水害については、市域を流れる荒川は、国が実施する荒川浸水想定区域の区域外であるため、被害想定の対象外とした。

第1 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさ、それに伴う人的被害、建物被害及びライフラインなどへの被害の程度を想定するもので、震災に対する防災計画を作成する際に、地震が起きたときにどの程度の被害が発生するかを推定することにより、被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることが可能となる。

1 想定地震

県では、これまで行ってきた地震被害想定調査に対し、最近の学術的な知見や耐震化など防災環境の変化に応じて「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）を実施した。

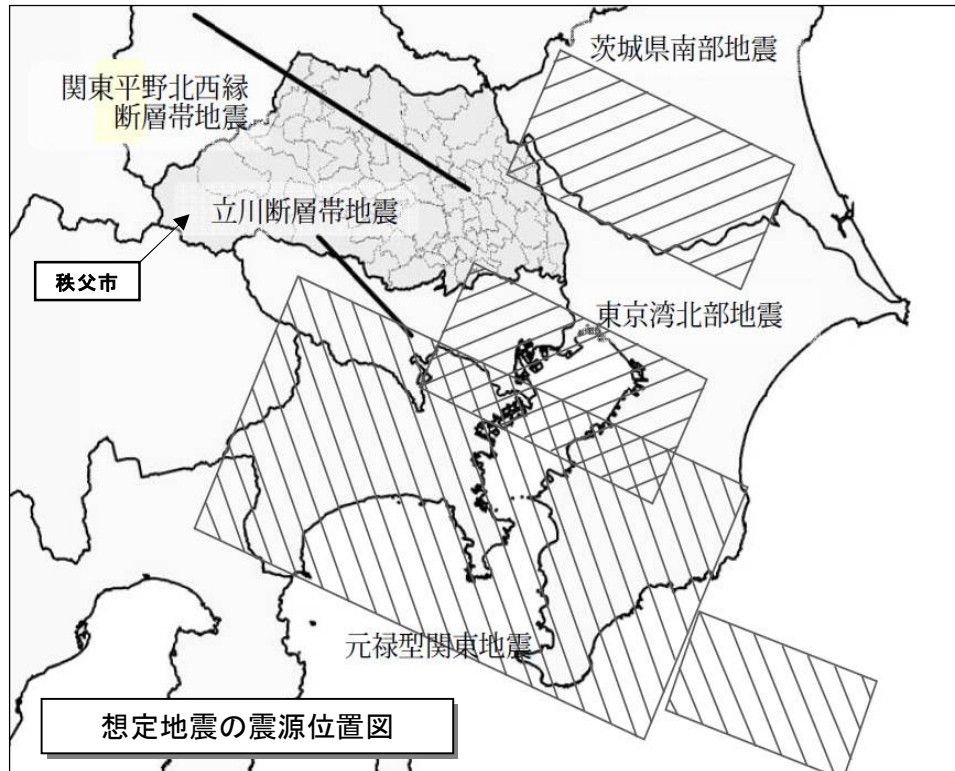
想定した地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震を対象としている。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注）※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）



出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

2 想定結果

県が想定した5つの地震による市の被害想定結果は、次のとおりである。

5つの地震のなかで、「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」及び「元禄型関東地震」では、帰宅困難者が発生するものの、それ以外の項目では被害の発生はないと予測されている。

「立川断層帯地震」では、火災被害、停電、下水道被害及び帰宅困難者が発生するものの、建物被害、死傷者や避難者の発生はないと予測されている。

市において、最も被害の発生が予測されるのは、「関東平野北西縁断層帯※1地震」で、人的被害が死者1人、負傷者20人、建物被害が全壊13棟、半壊141棟、避難者数は最大で179人、ライフライン被害は、停電人口555人、断水人口686人、下水道の機能支障人口が5,619人と予測されている。

※1：以降、「関東平野北西縁断層帯」と記載されている場合は、「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)で記載されているものを指している。

■市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定結果の最大値を記載）

項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	4	4	5弱	6強	5強	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
		面積率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	8	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	0	0	0	129	0	
		半壊率	%	0.0	0.00	0.00	0.33	0.00	
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	5	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.24	0.00	
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	12	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.58	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	44	1	
		焼失率	%	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	
人的被害	死者数		人	0	0	0	1	0	
	負傷者数		人	0	0	0	20	0	
	うち重傷者数		人	0	0	0	1	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	0	0	555	0
			1日後	人	0	0	0	111	1
		停電率	直後	%	0.00	0.00	0.00	0.83	0.00
			1日後	%	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00
	電話	不通回線	回線数	回線	0	0	0	15	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	0	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上水道	断水人口		人	0	0	0	686	0	
下水道	機能支障人口		人	0	0	0	5,619	758	
生活支障	避難者数	1日後	人	0	0	0	111	1	
		1週間後	人	0	0	0	138	1	
		1か月後	人	0	0	0	179	1	
	帰宅困難者数	平日	人	1,996	1,009	1,715	4,687	3,447	
		休日	人	4,484	1,929	4,086	7,376	5,473	
住機能支障	応急仮設住宅等需要数		棟	0	0	0	12	0	
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0
				万m ³	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

第2 土砂災害の想定

市内には土砂災害危険箇所（法的な位置づけはない。）が多数存在しており、このうち、「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」（平成13年4月1日施行）に基づき土砂災害警戒区域等が指定されている。

土砂災害警戒区域において土砂災害が発生した場合、避難が求められる居住者数及び最寄りの避難所について把握し、土砂災害に伴い発生する避難者数及び収容可能な避難所の整備状況について、以下に整理した。

1 土砂災害（特別）警戒区域

「土砂災害防止法」は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を目的として定められている。

市は、土砂災害防止法で指定された土砂災害警戒区域に対して、土砂災害に関する情報の伝達を定め、土砂災害ハザードマップを作成する等、警戒避難体制の整備を行っている。

なお、この区域のうち、特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制等を行う区域として土砂災害特別警戒区域が指定されている。

市における土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、次表のとおりである。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定状況（秩父市関連） [平成27年10月2日現在]

	土石流	急傾斜地	地滑り	計
土砂災害（特別）警戒区域	168 (116)	488 (220)	2 (0)	658 (336)

注) ()内の数字は、土砂災害特別警戒区域の指定数で土砂災害警戒区域の内数

2 避難対象人口

土砂災害は、特に台風等の大雨や集中豪雨・地震が原因で発生することが多く、各地で毎年多くの人命や財産が奪われている。

そのため、市は、土砂災害発生のおそれがある場合、要避難者に対して迅速に避難準備情報の発表、避難勧告等の発令を行い、最寄りの避難所への避難誘導を実施し住民の安全を確保する。

市において土砂災害が発生した場合、影響が及ぶ範囲（土砂災害警戒区域）内に居住する人数（要避難者人口）、及び避難所の収容人数を小学校区ごとに算定した結果は、以下のとおりである。

これによると、市内の土砂災害に伴う要避難者数は最大6,275人、それに対する避難所の収容人数は16,714人となっており、市内全体としてはすべての要避難者数を収容可能である。

ただし、市内14の小学校区別にみると、久那、高篠、影森、旧大滝及び荒川西の5小学校区では、学校区内だけで発生する要避難者の受け入れが困難な状況にあり、特に久那、高篠及び荒川西小学校区では、唯一の避難所が被災するため、周辺の避難所への避難が必要とな

る。

そのため、市は、平成27年度に実施している「土砂災害影響人口及び避難施設収容能力の把握」及び「指定避難所等の立地条件の把握」等の調査成果を踏まえ、要避難者の安全を確保するため適切な避難所の整備計画の策定に努める。

■小学校区別要避難者数と避難所の収容状況

地区区分	避難所数 (箇所)	避難所 収容人数 (人)	土砂災害発生時			備 考 土砂災害に伴う 避難所の被災状況
			要避難者数 (人)	避難所 収容人数 (人)	収容能力の 過不足 (人)	
秩父第一小学校区	4	1,727	0	1,727	1,727	
花の木小学校区	3	2,470	93	2,470	2,377	
西小学校区	2	2,299	0	2,299	2,299	
南小学校区	2	649	27	649	622	
尾田蒔小学校区	1	640	0	640	640	
原谷小学校区	4	3,819	788	3,819	3,031	
久那小学校区	1	440	335	0	-335	避難所が被災する。
高篠小学校区	1	706	955	0	-955	避難所が被災する。
大田小学校区	1	396	0	396	396	
影森小学校区	3	1,072	1,114	970	-144	1箇所の避難所が被災する。
吉田小学校区	12	2,589	1,455	2,502	1,047	2箇所の避難所が被災する。
旧大滝小学校区	8	1,161	526	103	-423	5箇所の避難所が被災する。
荒川東小学校区	7	1,901	249	1,139	890	1箇所の避難所が被災する。
荒川西小学校区	1	462	733	0	-733	避難所が被災する。
計	51	20,331	6,275	16,714	10,439	—

注1) 「避難所数」及び「避難所収容人数」は、市が指定する「自主避難所」、「避難所」及び「一時避難場所」のうち、「避難所」を対象としている。

注2) 「避難所収容人数」は、一人当たりの面積を2.0㎡/人として算定した。

第3 秩父市における防災の方針

1 地震災害

(1) 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震で、かつ埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけた。

一方、「東京湾北部地震」については、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、県では、「東京湾北部地震」を地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含される。

また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととしている。

(2) 市の震災対応の方針

ア 「関東平野北西縁断層帯地震」に対する防災対策

県の地震被害想定調査の結果、県下に最も甚大な地震被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が、市においても一番大きな地震被害をもたらすと考えられる。

市の震災対応の方針は、最も影響の大きな地震被害に対応可能な対策を策定することから、市は、次表に定める「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な防災対策を策定する。

イ 広域応援に関する方針

市においては、「関東平野北西縁断層帯地震」による地震被害が一番大きいものの、県下他市町村の被害程度に比べると、その程度は低いと考えられる。

また、県が地震対策の目標と定めている「東京湾北部地震」が発生した場合でも、市では帰宅困難者の発生があるものの、それ以外の項目において被害の発生は予測されない。

そのため、市は、市域で発生した地震被害に迅速に対応するとともに、救援体制をいち

早く整え、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。

■「関東平野北西縁断層帯地震」の地震被害と市の主な防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策		
建物被害 (棟)	全壊	(揺れ) 8棟 (急傾斜地崩壊) 5棟	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 耐震化の推進 ➤ 被災建築物危険度判定体制の整備 ➤ 消火体制の整備 ➤ 土地利用の適正化(土砂災害) 		
	半壊	(揺れ) 129棟 (急傾斜地崩壊) 12棟			
	焼失	44棟			
人的被害 (人)	死者	1人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 初動医療体制の整備 ➤ 医療救護班の派遣体制の整備 ➤ 後方医療機関への搬送体制の整備 		
	負傷者	20人			
	うち重傷者	1人			
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 111人 (1週間後) 138人 (1ヶ月後) 179人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 想定される最大避難者約200人を収容可能な指定避難所の整備 ➤ 避難者及び災害救助従事者用数に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ➤ 避難情報の多様な伝達手段の整備 ➤ 避難所運営マニュアルの整備 		
		帰宅困難者		(平日) 4,687人 (休日) 7,376人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一時滞在施設の確保 ➤ 飲料水・食料備蓄の推進
		応急仮設住宅等 需要数		12棟	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 仮設住宅用地候補地の選定
ライフライン	上水道	断水人口	686人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 秩父広域市町村圏組合水道局との連携強化 ➤ 飲料水の備蓄 	
	下水道	機能支障人口	5,619人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下水道施設の耐震強化 ➤ 仮設トイレの確保 	
	電力	停電人口	555人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災拠点における非常電源の確保 	
	都市ガス	供給停止件数	0人	—	
	電話	不通回線率	0.05%	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な情報伝達手段の整備 	
携帯不通率		0.1%			
その他	災害廃棄物	(重量) 0.9万トン (体積) 0.6万m ³	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃棄物処理体制の整備 ➤ 廃棄物仮置き場候補地の選定 		

2 土砂災害

市において発生が懸念される土砂災害は、基本的に地震災害と異なり前ぶれもなく突然発生することはなく、台風や集中豪雨などによってもたらされる。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を心がける。

また、避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、災害発生のおそれのある時期を見越し、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように避難準備情報の発表、避難勧告等の発令に努める。

特に、久那、高篠、影森、旧大滝及び荒川西の各小学校区については、学校区外への避難の可能性もあることから、より迅速な避難情報の伝達に努める。

3 雪害

雪害は、冬季の発達した低気圧などによってもたらされることから、気象官署の発表する情報により、事前に発生可能性を予測・検討することが可能である。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報等を収集するとともに、的確に住民への情報提供を心がける。

特に、平成26年2月、大量の降雪により発生した各種雪害（交通途絶、孤立集落、構造物破壊、農作物損耗、架線切断など）による教訓を活かし、早い段階から自助・共助・公助により市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講ずる。

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 市の防災力の強化

第1節 活動体制の強化

大規模災害が発生した場合、市における建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、ライフラインの被災が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制を始めとする活動体制の強化及び広域応援体制の強化による活動体制の整備を図る必要がある。

第1 初動体制の整備

市では、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模災害が発生し、通信網の被災により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ災害の規模などに応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

市の「初動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 初動配備体制の整備	危機管理課
2 防災活動拠点の整備	危機管理課、関係各課、総合支所
3 応援機関の受入体制の整備	危機管理課、関係各課

1 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災など勤務時間外に発生した大規模災害の場合、交通網及び通信網の途絶、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員参集の遅れなど、初動対応に支障が生じた。

そのため、市は、突然の大規模地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、「第3編 第1章 第1節 活動体制の確立」に従い、職員は動員連絡がなくても自主参集するとともに、震度5強以上の地震に対しては自動的に災害対策本部を立ち上げるものとする。

2 防災活動拠点の整備

(1) 防災活動拠点

防災活動拠点は、災害が発生した場合には、市民の避難場所、負傷者の救護所、救援要員の活動拠点場所、災害情報の伝達収集場所となる。また、平時には食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄場所となる。

これらの防災拠点は、地域の社会特性（人口、交通の利便性等）や想定される被害特性

(地域の孤立可能性等)を基に、市域全体から見て適切な配置となるよう、計画的に整備する。

市は、災害時における応急活動の拠点となる次の施設を市の防災活動拠点として位置付け、施設の更新、改修時等には必要な設備を配置する。

■ 防災活動拠点

区分	内容
総合防災活動拠点	市役所本庁舎（代替施設は歴史文化伝承館）
地域防災活動拠点	総合支所
避難拠点	市の指定避難所
備蓄拠点	防災倉庫
物資輸送拠点	飛行場外離着陸場

(2) 総合防災活動拠点の整備

総合防災活動拠点として市役所本庁舎を位置付け、災害に伴い非常体制を敷いた場合には災害対策本部を設置し、応急復旧活動を総合的に統括する中枢機能を有する拠点として、災害情報の伝達収集機能、物資の調達、集配機能等を総合的かつ複合的に有するよう整備を行う。市役所本庁舎が甚大な被害を受けた場合は、他の安全な場所（歴史文化伝承館、総合支所など）をもってこれに代えることとする。

なお、市では現在、歴史文化伝承館を仮庁舎として運用しているが、新庁舎完成後は、当市の総合防災活動拠点として活用する。

(3) 地域防災活動拠点の整備

地域防災活動拠点は、総合支所を位置付け、各地区の被害状況や避難状況等の災害情報を統括するとともに、地域内の避難場所（避難所）の総合調整等を図るなど、地域の応急復旧対策の拠点とする。

このため、防災通信機器の整備、広報車、食料や資機材等の備蓄など、活動拠点として必要な整備を行う。

3 応援機関の受入体制の整備

市は、以下に示す応援受入に対する体制を整備する。

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

市は、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を確立する。

■ 応援活動の種類と内容

種類	内容
災害救助に関連する業務	消防、警察、自衛隊による輸送手段、交通路の提供及び確保等
医療応援に関連する業務	医療救護班、DMATによる支援、ヘリポートの提供等
被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定、メンタルケア等
災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）等

■ 受入体制の整備

- ▶ 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備
- ▶ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報の共有化
- ▶ 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

(2) 国及び県などの応援受入体制の整備

市は、国及び県などの応援受入に際して災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

■ 受入体制の整備

- ▶ 情報伝達ルート多重化及び情報共有のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- ▶ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
- ▶ 長期間の救援活動を想定して宿泊施設や炊事施設を考慮するとともに、輸送・交通アクセスの便も考慮する。

(3) 公共的団体からの応援受入体制の整備

市は、公共的団体（「第1編 第2節 第28 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」参照）の防災に関する組織の充実を図るための支援及び指導等を通して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

そのため、活動区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、応急対策等に対し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- ▶ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ▶ 災害時における広報等に協力すること。
- ▶ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ▶ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- ▶ 被災者の救助業務に協力すること。
- ▶ 炊出し及び救助物資の調達、配分、配給に協力すること。
- ▶ 被害状況の調査に協力すること。

第2 防災協定の充実

市の「防災協定の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自治体との相互応援協定の充実	危機管理課、関係各課
2 民間事業者・団体との応援協定の充実	危機管理課、関係各課

1 自治体との相互応援協定の充実

大規模災害時には、市のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況が想定されるため、市は、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。

ただし、東日本大震災でも見られたように、大規模災害時には市だけでなく近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になると考えられるため、県内の隣接しない市町村若しくは遠隔都市との相互応援協定（災害時における姉妹都市等の応援協定など）の締結を図るとともに、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害対応経験のある自治体の職員が持つノウハウを活用する視点も含めた協定の締結を図る。

☞【資料6. 1】『秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定』参照

☞【資料6. 2】『秩父市と江東区との災害時等における相互応援に関する協定』参照

☞【資料6. 3】『荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定』参照

2 民間事業者・団体との応援協定の充実

大規模災害時には、市職員だけで、救出・救助、食料・生活物資の供給及び輸送等の救援活動を実施することは困難であるため、あらかじめ民間事業者・団体との応援協定を結び、迅速・的確な救援活動体制を図る。

なお、市が民間事業者・団体等と締結している協定及び覚書については、資料編を参照のこと。

☞【資料6. 9】『災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）』参照

☞【資料6. 10】『災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）』参照

第3 職員の防災力の向上

市は、災害時においても職員が適切な判断力を持ち、責任を持って自発的に行動できるよう、防災教育を実施する。

市の「職員の防災力の向上」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 職員の防災教育	危機管理課、各課共通
2 職員の家庭における安全対策の徹底	各課共通
3 防災活動マニュアルの整備	危機管理課、各課共通
4 防災機器操作の習熟	危機管理課、関係各課

1 職員の防災教育

(1) 職場研修

市は、以下の項目について研修会等を通じて防災教育を行う。

特に、災害時の担当職務が平常時の担当職務と異なるとき、定期的の実技修得演習を実施するとともに、※印の事項については、年度当初に所属職員に対し十分に周知し、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

- ▶ 地震、風水害等の防災に関する基礎知識
- ▶ 秩父市地域防災計画の内容と市が実施している防災対策
- ▶ 地震等の災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識（※）
- ▶ 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）（※）
- ▶ 埼玉県地震被害想定調査の内容
- ▶ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- ▶ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- ▶ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

(2) その他の研修、講習会

市は、必要に応じて学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を参加させる。

2 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷などにより職員としての防災活動の実施が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意などの安全対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策を以下に示す。

- 家具の配置を見直し、家具類や家電製品などの転倒・落下・移動を防止する。
- 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡方法を話合う。
- 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法を確認する。
- 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。
- 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- 避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する。

3 防災活動マニュアルの整備

市は、各種防災活動マニュアルを作成し、各種セミナー・講習会を通して、市職員の防災力の向上を図る。

また、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等に応じて、必要があると認められる場合は修正する。

（1）危機管理防災ハンドブック

市は、個々の職員が、発災に際して迅速に応急対策活動を実施できるよう職員がとるべき行動を記載した危機管理防災ハンドブックを作成・配布し、発災時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等の周知を図る。

■危機管理防災ハンドブックの構成

- 自主参集
- 職員の初動体制
- 危機情報の収集・連絡
- 危機情報の連絡系統
- 危機情報のチェックリスト

（2）班別活動マニュアル

市（各課）は、災害対策本部の各部各班ごとに担当する各種応急対策活動を迅速に実施できるよう、各専門活動マニュアルを作成しておく。

4 防災機器操作の習熟

市は、防災情報の収集機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2節 緊急対応活動のための準備

大規模災害の発災時には迅速な情報の収集・伝達、消防活動、救出救助・救急活動、医療救護活動及び避難活動など、人命を守るための緊急対応活動を最優先で実施することが重要である。

そのため、市及び防災関係機関は、日頃から緊急対応活動を迅速に実施できるように準備に努めるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

特に通常の勤務時間以外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。また、休日や夜間に地震が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

市の「災害情報の収集・伝達体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 災害情報連絡体制の整備	危機管理課、情報政策課、関係各課
2 被害情報の早期収集体制の整備	危機管理課、秘書広報課、関係各課
3 通信施設の整備	危機管理課、情報政策課、関係各課

1 災害情報連絡体制の整備

(1) 災害情報ネットワークの構築

市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

■ 防災拠点の機能強化

広大な市域の被災状況を迅速に把握するため、各防災拠点が情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、市の的確な意思決定を行う上で極めて重要である。このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

■ 防災機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファックス番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

■市の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡 災害対策本部から市民等への広報
	災害時優先電話	
	LGWAN回線、インターネット回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町村・防災関係機関
	市防災行政無線(固定系)	災害対策本部 から市民等への広報
	市防災行政無線(移動系)	災害対策本部 ～ 防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立

市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、LGWAN、インターネット、県防災行政無線、市防災行政無線、電話及びファクシミリを連絡手段として実施する体制の整備を図る。

通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えてちちぶ安心・安全メール等の通信手段の活用を図る。

通信各キャリアと連携し、ライフライン遮断時でも一定期間稼働可能な基地局の整備に努める。

(4) 報道機関との連携

地震災害時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。

そのため、市は、地震災害時における放送について各報道機関と協定を締結するなど、報道機関との連携に努める。

2 被害情報の早期収集体制の整備

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

(1) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

■情報収集システム（案）

- 屋上テレビカメラによる状況把握システム
- 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- 既存の災害情報システム（テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- 市防災行政無線システム
- アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- かけつけ通報等
- GISを利用した市民からの情報収集システム
- フェイスブック等のSNSを利用した情報収集

（2）自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。このため、各地区で構成される自主防災組織について、市を含めて横断的な情報交換を行うとともに、消防署・消防団との有事の際の連携を目指した訓練・講習会の実施などによって、機能的な防災体制の構築に努める。

（3）アマチュア無線等からの情報収集

災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制を整備する。

3 通信施設の整備

（1）災害時優先電話の配備の推進

災害時に迅速かつ正確な情報の収集・伝達を図るため、災害時優先電話の指定について NTT と協議し、緊急連絡体制の整備・充実を図る。

☞【資料 1. 4】『災害時優先電話一覧』参照

（2）特設公衆電話の優先設置についての協議

市は、一般加入電話の輻輳等により、災害対策本部の情報連絡活動に支障を生じたときには、特設公衆電話等の優先的設置が可能となるよう NTT と協定を締結している。

（3）防災行政無線の整備・強化

市は、固定系及び移動系の防災行政無線の更新計画を作成し、デジタル化を推進するとともに、避難所等に防災行政無線の相互通信機能を確保し、災害時の情報収集等に役立てる。また、戸別受信機の整備を進めるとともに、市ホームページに防災行政無線の緊急放送の内容を掲載するなど防災行政無線情報を住民等が確実に把握できるようにする。

（4）インターネットを活用した情報共有

市は、防災関係機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意志決定を行うため、市ホームページの災害情報欄の整備など、インターネットを活用した情報共有コンテンツを整備する。

（5）ちちぶ安心・安全メールの整備

市は、これまでの「秩父市安心・安全メール」を「ちちぶ安心・安全メール」として、横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の情報を加えるなど内容の充実を図り、平成 25 年 8

月1日からリニューアルして配信している。

■配信する情報

情報区分	情報内容
緊急情報	避難情報、災害対策本部情報 など
防災行政無線情報	防災行政無線の放送内容
火災情報	秩父消防本部管内の火災情報（秩父消防本部から自動転送します。）
土砂災害警戒情報	台風や大雨により土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防災気象情報 など

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用

J-ALERT とは、全国瞬時警報システムの略称で、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムであり、市においても導入、運用している。

市では、新庁舎建設に合わせて、旧4市町村の防災行政無線の統合、デジタル化を含め、総合的な情報伝達対策の中で、J-ALERT の運用を連動させる計画である。

(7) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の運用

緊急情報ネットワークシステム（通称：Em-Net（エムネット））とは、内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステムであり、市においても導入、運用している。

(8) 各種通信設備の使用マニュアルの作成

災害時において、各種通信設備（特に防災行政無線）を迅速・的確に使用するため、平常時から使用マニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る。

(9) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

■通信施設の安全対策

項目	内容
非常用電源の確保	停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源、移動可能なソーラーパネル等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
転倒防止対策	災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。
浸水防止対策	多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置する。
通信機能の冗長化	災害に通信回線の切断等によって、通信機能が損なわれないよう、2系統の回線及び機器等による冗長化の整備に努める。

第2 消防活動体制の整備

市の「消防活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 消防力・消防水利の強化	消防本部、危機管理課
2 初期消火体制等の強化	消防本部、危機管理課
3 消防救急無線の強化	消防本部

1 消防力・消防水利の強化

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む）、消防水利等の整備の充実を図る。

また、消防自動車、防火水槽等の性能点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

(1) 消防体制の充実

ア 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立

消防本部及び市は、消防職員及び消防団員の非常招集体制を確立する。

イ 消防団の育成

消防団は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。市及び消防本部は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実践的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成に努める。

ウ 消防資機材の整備

消防署は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 消防水利及び進入路の確保

ア 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の水利の確保をより一層推進していく。

イ 地域の状況に対応した消防水利の配置

消火栓や防火水槽などの消防水利の設置は、市街地など地域状況を勘案して配置する。

ウ 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

非常時に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検及

び拡幅や隅切り等による進入路の整備に努める。

(3) 協力応援体制の確立

ア 他の消防機関の応援受け入れ及び円滑に活動するために必要な支援

消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定」(平成19年7月1日)を締結している。また、太田部地域においては、多野藤岡広域との救急応援協定(太田部地区)を結んでいる。

消防本部及び市は、他の消防機関の応援受入のための体制を整備しておくものとする。

☞【資料6.4】『埼玉県下消防応援協定』参照

☞【資料6.5】『埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書』参照

☞【資料6.6】『消防相互応援協定(小鹿野町・横瀬村・皆野町・長瀬町)』参照

イ 自主防災組織の育成と活性化

消防活動にあたっては、消防団はもとより自主防災組織の協力が重要となる。そのため、消防本部及び市は、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

2 初期消火体制等の強化

(1) 市民の初期消火力の強化

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、消防本部の消防力にも限界がある。

そのため、消防本部は、消防団及び自主防災組織を中心に、婦人防火クラブや近隣住民の協力による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、簡易救助資器材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

(2) 市民防火組織の整備

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく。

なお、これらの活動内容は、次のとおりである。

組織名	活動内容
幼年消防クラブ	知識の習得、啓発活動
少年消防クラブ	知識の習得、啓発活動
婦人防火クラブ	啓発活動、初期消火・避難誘導・救護等の防災活動

(3) 事業所の初期消火力の強化

消防本部は、市内の事業所に対して、災害発生直後の初期消火等に対応できるよう初期

消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

ア 施設内の防災組織の育成

市は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

市は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもっており、災害時には一般市民の援助は期待できず、また消防機関の活動にも限界がある。したがって、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の指導を受け、防災訓練の実施等防災組織の充実を図る。

ウ 事業所内の防災組織の育成

市は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(4) 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

このため、特に次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

■関係機関の協力体制の確立

- 民生委員・児童委員協議会、日赤奉仕団及び町会
- 農林商工関係団体
- P T A、女性団体及びその他の市民団体
- その他の公共的団体

3 消防救急無線の強化

法改正により、平成28年5月31日までに消防救急無線をデジタル化することが義務付けられたが、消防本部の消防救急無線はデジタル化が完了しており、今後も計画的に更新整備に努める。

第3 救出救助、救急体制の整備

市の「救出救助、救急体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 活動体制の整備	消防本部
2 救出用資機材の整備	消防本部、関係各課
3 応急手当法の普及啓発	消防本部
4 トリアージの習熟	消防本部

1 活動体制の整備

大規模かつ多様化する救助、救急需要に対応するため、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種訓練を実施し、救助及び救急体制の強化を図る。

2 救出用資機材の整備

多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対応するため、救助工作車、高規格救急車及び救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については市内の建設業者の所有する機材を借り上げるなど協力体制を確立する。

3 応急手当法の普及啓発

適切な応急手当を負傷者や急病人に施すことは、その生命や身体を守るために極めて重要である。そのため、消防本部は、市内在住又は在勤者を対象に普通救命講習会や応急手当講習会を開催し、できるだけ多くの住民が応急手当法を習熟できるよう努める。

4 トリアージの習熟

同時に多数の負傷者が発生した場合、消防本部は、医療機関等と連携しながら負傷者のトリアージを行うこととなる。そのため、平常時から秩父郡市医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

《参考》

◆「トリアージ」について

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を緊急度と重症度により選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。

☞【資料3. 9】『トリアージタッグ』参照

第4 医療救護体制の整備

市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者1人、負傷者20人の発生が予想されており、市はこれら負傷者に対し迅速かつ的確に医療救護を実施しなければならない。

市の「医療救護体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災医療システムの整備	保健医療部
2 初動医療体制の整備	保健医療部、市立病院
3 後方医療体制の整備	保健医療部、市立病院
4 要配慮者に対する医療対策	地域医療対策課、障がい者福祉課、高齢者介護課、保健センター、総合支所
5 医療救護資器材及び医薬品の確保	保健医療部、市立病院

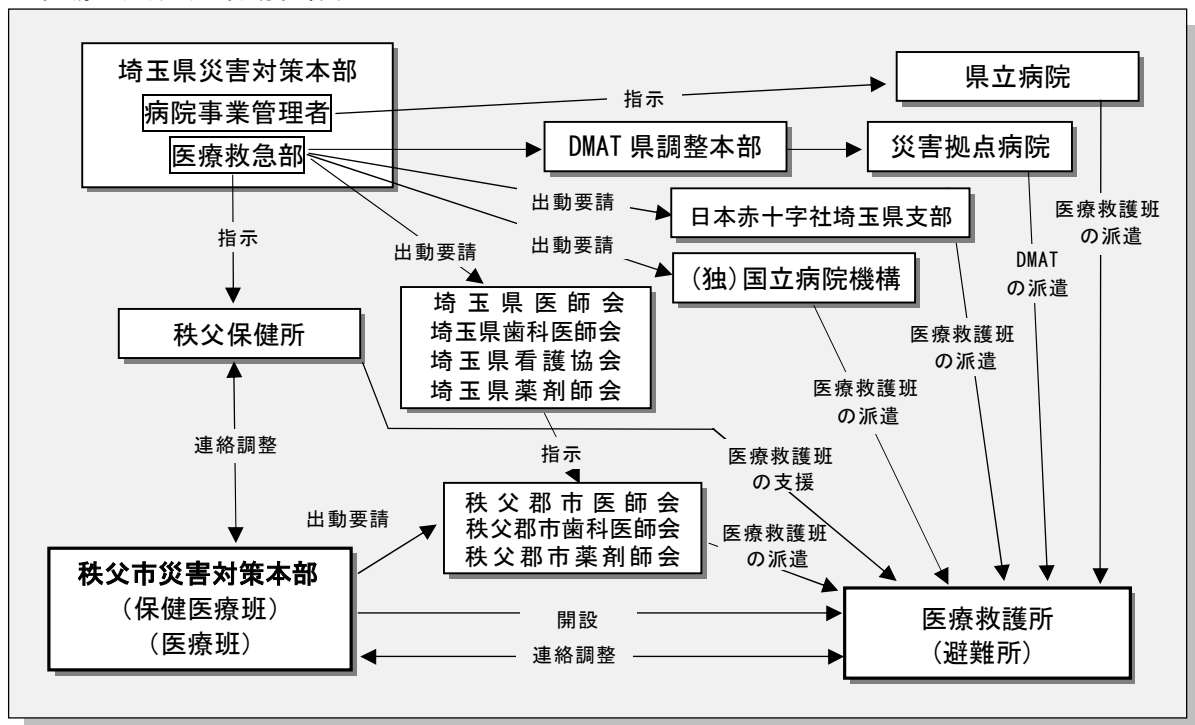
1 防災医療システムの整備

大規模災害時における市災害対策本部、医療救護所、救急医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため医療情報の連絡体制の整備を図る。

(1) 医療情報ネットワークの構築

市は、大規模災害時に医療情報を迅速に収集・伝達・共有するため、平時より秩父保健所、避難所（医療救護所）及び秩父郡市医師会等の防災関係機関との間で情報ネットワークの構築に努める。

■医療（助産）活動組織図



参考)「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月、埼玉県防災会議)

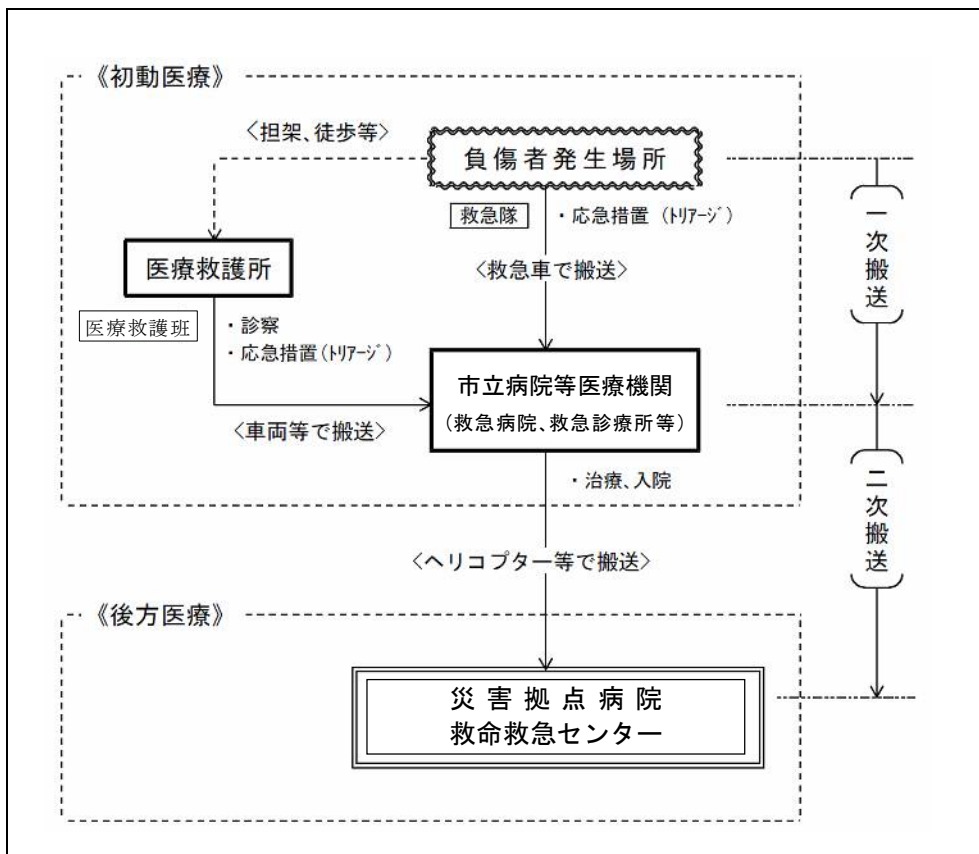
(2) 通信機器の整備

大規模災害時に、医療情報を医療救護所及び救急医療機関に対して迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

■負傷者搬送体制の流れ



《参考》

◆「災害拠点病院」とは

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能、及び災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣機能等を持つ。

◆「救命救急センター」とは

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関である。

- ☞【資料3. 5】『秩父郡市医師会災害医療対策機関編成』参照
- ☞【資料3. 6】『救急病院・救急診療所一覧 (秩父保健所管内)』参照
- ☞【資料3. 7】『災害拠点病院 (埼玉県)』参照
- ☞【資料3. 8】『救命救急センター (埼玉県)』参照

3 後方医療体制の整備

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援について、県との連携体制を図る。

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

(3) 飛行場場外離着陸場の設置

大規模災害時には、道路が寸断される危険性或道路渋滞の危険性が懸念される。このような場合においても最大限の搬送活動が行えるよう、県、自衛隊等のヘリコプターによる搬送が適切に行える離発着場の整備を図る。

☞【資料5. 1】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。

特に、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

(1) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) 在宅医療機器依存度の高い在宅療養者対策

在宅人工呼吸器や重度在宅酸素の療養者は、停電がすぐに生命の危険に係ることから、当該者の把握及び、風雨・雪害等に伴う停電時の安否確認や救助等において優先的対応を図る。

(5) ぼうこう又は直腸機能障がい者への医療対策

県（福祉部障害者福祉推進課）は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようラ

ンニング備蓄を行っている。

市は、被災したぼうこう又は直腸障がい者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

(6) 寝たきり高齢者への対応

被災による長期の避難生活を原因として、介護状態の悪化が容易に起こりうるため、状態の見守り、介護の補助等が行えるよう巡回・協力体制の整備を図る。

《参考》

◆「要配慮者」について

従来、災害時に援護を必要とする者に対しては、一般的に「災害時要援護者」という言い方が定着していたが、改正災対法（平成25年6月）や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）において「災害時要援護者」に代わって「要配慮者」が使用されていることから、本地域防災計画においても「要配慮者」を使用することとした。

「要配慮者」の意味は、「災害時要援護者」と同様であり、災害に対処するにあたって何らかの困難を抱えることにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には「心身障がい者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊産婦」などが考えられる。

5 医療救護資器材及び医薬品の確保

(1) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、地震被害想定結果に基づく人的被害と現状の医療関連機関におけるストック状況との比較から、大規模災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

なお、品目は、災害用医療資器材セットと、軽治療用医薬品とに分け、備蓄場所は、秩父市立病院及び防災倉庫とする。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄

市は、(1)の計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

(3) 医療救護資器材、医薬品の調達体制の整備

市は、(1)の計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬

品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託協定」を締結するとともに、県、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

《参考》

- ◆ 「ランニング備蓄」とは
卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法のこと。

第5 避難活動体制の整備

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難活動体制を整備する。そのため、市は、浸水被害や地震被害に対応可能な施設を、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

市の「避難活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 避難所等の指定	危機管理課、総合支所、教育委員会、関係各課
2 避難所の安全確保	危機管理課、総合支所、教育委員会、関係各課
3 福祉避難所の設置	福祉部、危機管理課
4 避難誘導體制の整備	危機管理課、福祉部、総合支所、関係各課
5 避難所の管理運営体制の整備	危機管理課、建築住宅課、福祉部、総合支所、教育委員会、関係各課
6 広域避難者の受入体制の整備	危機管理課、管財課、市民スポーツ課、福祉部、総合支所、教育委員会、関係各課
7 広域避難協力応援協定の確立	危機管理課、総合支所

1 避難所等の指定

市は、改正災対法（平成25年法律第54号）に定める指定避難所及び指定緊急避難場所の指定について、以下に定める。

（1）指定避難所の指定（改正災対法第49条の7）

市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。

なお、市の指定避難所は、次項に示す指定緊急避難場所を兼ねることができる。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

■指定避難所の指定基準

- 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- 発災後、被災者の受け入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- 環境衛生上、問題のないこと。

(2) 指定緊急避難場所の指定（改正災対法第49条の4）

市は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

■指定緊急避難場所として対象となる災害

災害種区分	市への 該当の有無	備考
洪水	×	市内を流れる荒川は、浸水想定区域外にあり洪水による浸水被害は想定されない。
崖崩れ、土石流 及び地滑り	○	市内には多くの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。
高潮	×	市は、高潮による影響を受けない。
地震	○	「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市域で最大約200人の避難者が発生すると予測されている。
津波	×	市は、津波による影響を受けない。
大規模な火事	○	市域の87%を森林が占めており、山林火災による大規模火災のおそれがある。また、過去、旧吉田町において大火災が発生した。（※「広域避難場所」について）
内水氾濫	○	市内で内水氾濫が発生し、住民の安全を確保する必要が発生した場合の避難施設を指定する。
火山現象	×	市は、火山噴火による避難事象は発生しない。

■指定緊急避難場所の指定基準

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①、②の条件を満たすこと。
 地震を対象とする避難場所については、次の①～④の全ての条件を満たすこと。
 ① 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること。
 ② 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること。
 ③ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
 ④ 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと。

☞【資料3. 1】『自主避難所一覧』参照

☞【資料3. 2】『避難所一覧』参照

☞【資料3. 3】『一時避難場所一覧』参照

※「広域避難場所」について

大規模な火事に対する指定緊急避難場所は、これまで広域避難場所として指定されている。広域避難場所の指定要件は、以下のとおりである。

■ 広域避難場所の指定要件

- 広域避難場所は面積 10ha 以上（10ha 未満の公共空地で避難可能な空地进行を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって10ha 以上となるものを含む。）とする。
- 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところとする。
- 広域避難場所は、純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。

（3）避難所等の周知

市は、広報紙、防災マップ（各種ハザードマップ）等により、市民に対し避難所等の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても避難所等の周知に努める。

（4）市民による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を開始するために集合する場所で、公園などの広場や緑地等を活用し、市民が自主防災活動を通じて把握する。

■ 把握する空地の目安

- 高齢者や子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 市民によく知られた、地域に密着した場所であること。

2 避難所の安全確保

（1）施設管理者との協議

用地・施設管理者と災害発生時の施設の運用について、円滑な開設及び運営ができるよう、平常時から協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での物資確保ができる体制を整備する。

（2）有線通信の確保

市は、災害時の避難所における特設公衆電話回線の確保について、東日本電信電話株式会社埼玉事業部と覚書を交わしており、今後も必要に応じて増強していく体制を整備する。

（3）郵便物の集配業務の確保

市は、郵便局と災害時の避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交わしている。市は、被災住民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便

局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供などについて体制の整備を図る。

(4) 避難所の耐震性の向上

市では公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校については、平成26年度に耐震化が完了している。防災上重要度の高い施設については、今後も、情報通信設備等の整備や耐震性の確保に努める。

3 福祉避難所の設置

市は、高齢者、障がい者などの要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした福祉避難所の設置促進を図る。

今後、福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受入体制及び移送体制、医療・介護への対応等について事前の体制整備に努める。

☞【資料3.4】『福祉避難所一覧』参照

4 避難誘導體制の整備

(1) 避難誘導體制の確立

市は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、地域住民の避難誘導體制（相互の連携、役割分担など）についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱をきたさないように、市の指導を受けて、災害に応じた最寄りの避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、関係職員を含め避難訓練等を通じて地域住民の避難誘導方法について習熟しておく。

(3) 要配慮者に係る避難誘導體制の整備

市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。（「個別計画」の作成）

5 避難所の管理運営体制の整備

(1) 運営マニュアルの作成

国は、避難所の運営等に当たって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月、内閣府）を作成し、県においても「避難所の運営に関する指針」が作成されている。

市は、これら指針を参考に作成した避難所運営マニュアルを用いて、関係各課、施設管理者及び自主防災組織に運営方法の習熟を図る。

マニュアル作成及び避難所運営に当たっては、次の事項に留意する。

■マニュアル作成に際しての留意事項

- ▶ 被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。
- ▶ 被災者自らが、お互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- ▶ 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら共同生活を行う場とする。
- ▶ 避難所の運営は、女性参加による女性の視点に配慮したものとする。
- ▶ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者のニーズを踏まえて運営する。
- ▶ 避難所に避難者の生活の場とは別に、ペットのための飼養場所を確保する。

(2) 避難所運営の知識の普及及び訓練

避難所開設の手順及び運営や機器等の操作について、市職員、学校職員、自主防災組織や地域住民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。

(3) 避難所機能の充実

市は、避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保を検討するとともに、プール、受水槽等により、生活水の確保に努める。

また、停電時の夜間照明を確保するため、各避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス等）に転換することを検討する。

6 広域避難者の受入体制の整備

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、県と市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

なお、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅についても、迅速な提供体制を検討・構築する。

■臨時避難所に係る留意事項

- ▶ 臨時避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ・他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
 - ・耐震・耐火構造のもの
- ▶ 臨時避難所として選定された施設の管理者は必要な時に迅速・円滑に避難所として開設できるよう維持管理に努めるものとする。

7 広域避難協力応援協定の確立

市は、緊急避難に備え、他県において避難者を受け入れてもらえるよう相互応援協定を結び、迅速な救急体制を図る。

第6 緊急輸送道路の整備

大規模災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市は、大規模災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

市の「緊急輸送道路の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 緊急輸送道路の指定	道路管理課、建築住宅課、秘書広報課、危機管理課、総合支所
2 緊急輸送道路の緊急啓開・復旧体制の充実	道路管理課、道路維持課、道づくり課、総合支所
3 通行止め標識等の備え	道路維持課、道路管理課、総合支所

1 緊急輸送道路の指定

(1) 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を緊急輸送道路として指定する。

■緊急輸送道路の指定要件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市内で幹線道路になっている道路 ▶ 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・総合支所 ・防災関係機関 ・避難所、避難場所 ・備蓄倉庫 ・臨時ヘリポート ・病院 ・輸送の拠点となる施設（救援物資の集配拠点）など |
|---|

(2) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち市域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■県指定の緊急輸送道路（市域関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	国道140号(皆野町皆野(大塚交差点)～雁坂トンネル(山梨県境)) 国道299号(横瀬(299号との交差点)～小鹿野町飯田(黒海土バypass前交差点))
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	—
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	小鹿野影森停車場線 (秩父市下影森(秩父県土整備事務所前交差点)～秩父市久那(巴川橋交差点)) (秩父市久那(ミュージックパーク入口交差点)～小鹿野町長留) 秩父荒川線 (秩父市久那(巴川橋交差点)～秩父市久那(ミュージックパーク入口交差点))

区分	基準	該当道路（区間）
		秩父上名栗線 （秩父市日野田町（押堀橋交差点） ～（秩父市本町（299号との交差点）） 皆野両神荒川線 （秩父市下吉田（吉田総合支所入口交差点） ～（秩父市荒川贅川（140号との交差点））

（参考）「埼玉県地域防災計画 資料編」平成26年3月、埼玉県防災会議

（3）緊急輸送道路及び沿線の整備

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

（4）市民への周知

市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の緊急啓開・復旧体制の充実

（1）応急復旧時の活動体制の整備

市は、緊急輸送道路の緊急啓開・復旧を迅速に行うため埼玉県建設業協会秩父支部と協定を締結しており、今後、協力体制を推進するものとする。

なお、緊急輸送道路のなかで、市以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

☞【資料6.9】『災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）』参照

（2）道路交通情報の収集及び広報体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を整えるため、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

（3）応急復旧用資機材の整備

市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

3 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく道路交通の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、あらかじめ通行止め等の標識を備えておくものとする。

第7 緊急輸送体制の整備

大規模災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市は緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

市の「緊急輸送体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 輸送車両の増強	管財課、関係各課
2 調達体制の整備	危機管理課、管財課、関係各課
3 緊急通行車両の事前届出	管財課、関係各課
4 その他の輸送手段の確保	危機管理課、関係各課

1 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、輸送車両の増強について更なる協定の締結を含め、民間の力を借りる検討を進める。

2 調達体制の整備

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(1) 車両計画の作成

市は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。

(2) 民間業者との協定締結

市は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進めるとともに、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

また、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等の民間業者との間で協力協定の締結を進める。

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、大規模災害が発生し緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（対法第76条第1項）。そのため、市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出に努める。

☞【様式1】『緊急通行車両関係様式』参照

4 その他の輸送手段の確保

市は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷

病人の輸送などのため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

市は、臨時ヘリポートをあらかじめ指定し、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

☞【資料5. 1】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

☞【資料6. 8】『埼玉県防災ヘリコプター応援協定』参照

第8 帰宅困難者の安全確保体制の整備

市では、毎日約9,900人の市民が他市区町村に通勤・通学（県外へは約1,200人）しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの市民が帰宅困難になることが予想されるほか、市には市外から毎日約7,200人が通勤・通学しており、これらの人たちも交通機関の停止や道路の損壊により市内で帰宅困難となることが予想される。

「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）によると、市の帰宅困難者が最も多いと想定されている関東平野北西縁断層帯地震の場合、平日で4,687人、休日で7,376人の帰宅困難者が発生すると予想されている。

また、市外への通勤・通学者については、立川断層帯地震が発生した場合に、西武鉄道への影響が最も大きいと考えられ、本市へもどれず西武沿線で帰宅困難となる通勤・通学者数は、約1,500人（国勢調査「市からの就業・通学者数」p1-31参照）と予想される。

そのため、市及び県をはじめ事業者や市民は、それぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する必要がある。

市は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当し、県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当し、企業等の民間事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

市、県、事業者及び市民の主な役割を以下に示す。

区分	役割
市	<地域での対策の検討、実施> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ➤ 駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置、運営 ➤ 駅周辺の混乱の防止 ➤ 市有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ➤ 市有以外の施設における一時滞在施設の確保 など
県	<広域的な対策の検討、実施> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ➤ 九都県市等の広域的取組の推進 ➤ 県有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ➤ 事業者団体等に対する一時滞在施設提供の働きかけ ➤ 代替輸送手段の確保 ➤ 災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充 ・帰宅支援道路の指定 など <学校における対策の推進・促進>
鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等	<自助を基本とした取組> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組の推進 ➤ 訪問者、利用者等に対する安全の確保 ➤ 訪問者、利用者等のための一時滞在施設の確保 ➤ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ➤ 路上等にいる帰宅困難者の受入努力 など

区分	役割
市民	<自助を基本とした取組> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外出時の発災に備えた準備 ➤ 普段からの災害に備えた家族会議の推進（連絡体制の確保や安否確認手段の確立） ➤ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ➤ 帰宅困難者に対する支援努力

なお、市の「帰宅困難者の安全確保体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署等
1 帰宅困難者対策の普及啓発	危機管理課、関係各課、関係事業者
2 一時滞在施設の確保	危機管理課、観光課、施設管理者、鉄道事業者
3 企業等における対策	危機管理課、商工課、企業支援センター、鉄道事業者、関係事業者
4 学校等における対策	教育委員会
5 帰宅支援施設の充実	危機管理課、関係各課
6 訓練の実施	危機管理課、関係各課、鉄道事業者、関係事業者
7 市外への通勤・通学者への対策	危機管理課

1 帰宅困難者対策の普及啓発

（1）一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

（2）企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の安全化 ➤ 災害時のマニュアルの作成 ➤ 飲料水、食料の確保 ➤ 情報の入手手段の確保 ➤ 従業員等との安否確認手段の確保 ➤ 災害時の水、食料や情報の提供 ➤ 仮泊場所等の確保
--

2 一時滞在施設の確保

市、県、鉄道事業者は、災害の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生

した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保し、一時滞在施設には、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、県等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

3 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

4 学校等における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

5 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの整備を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

《参考》

◆「災害時帰宅支援ステーション」について

大規模災害が発生した際には、電車・バス等の公共交通機関が停止し、多くの人々が職場や学校、外出先からすぐには帰れなくなることが予想される。

このような状況において徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者の帰宅を支援する施設（コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランやガソリンスタンド等）を「災害時帰宅支援ステーション」という。「災害時帰宅支援ステーション」は、企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される。

6 訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。

また、訓練を通して市民への啓発のほか、隣接している東京都や県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

7 市外への通勤・通学者への対策

市は、大規模地震発生時に帰宅困難者となることが想定される、市外への通勤・通学者に対して、以下の対策を推進することにより安全の確保を図る。

- ▶ 鉄道の運行状況をちちぶ安心・安全メールで流すように努める。
- ▶ 災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及啓発に努める。
- ▶ 勤務先で想定される災害や避難方法について、日頃から確認しておくよう周知する。

第9 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

そのため、市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画（BCP）を策定する。

市の「業務継続体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 業務継続計画（BCP）の策定	危機管理課、各課共通
2 業務継続に必要な文書等の保存	各課共通

1 業務継続計画（BCP）の策定

（1）BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略で、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものであり、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などがある。業務継続の取組は、以下の特徴をもっている。

- ▶ 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ▶ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ▶ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ▶ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ▶ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- ▶ 指揮命令システムの維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

（2）災害時の優先業務の選定及び優先業務実施計画の作成等

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定するとともに、災害時の優先業務実施計画を作成する。

危機管理課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理を行う。

2 業務継続に必要な文書等の保存

市は、非常時でも迅速に業務に必要な文書を活用できるよう文書の適正管理を行う。

また、業務継続のために重要な個人情報を含む電子情報のバックアップを確実に行うとともに、適切なデータ管理を行う。

第3節 生活維持活動のための準備

市は、災害時に被災住民の生活を維持するため、日頃から食料等の備蓄、廃棄物の収集・処理体制の整備、防疫・保健衛生体制の整備、住宅対策の体制整備等を推進する。

第1 広報活動体制の整備

市の「広報活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災行政無線の使用の習熟	危機管理課、総合支所、消防本部
2 住民への注意の呼びかけマニュアルの作成	危機管理課
3 災害時広報紙の予定稿の作成	危機管理課、秘書広報課
4 報道機関への広報体制の整備	危機管理課、秘書広報課
5 避難所における広報体制の整備	秘書広報課、関係各課

1 防災行政無線の使用の習熟

災害時においては、防災行政無線を用いた広報活動が主流となる。

そのため、危機管理課、総合支所及び消防本部は、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう、平常時から個別訓練等により習熟しておく。

2 住民への注意の呼びかけマニュアルの作成

災害時においては、様々な情報を防災行政無線等により広報することが想定される。

そのため、防災行政無線等による広報が迅速に行えるようあらかじめ住民への注意の呼びかけマニュアルを作成しておく。

3 災害時広報紙の予定稿の作成

災害時においては、広報紙による広報が情報の伝達手段として有効であり、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体である。そのため、平常時から災害担当課と連絡を密にし、災害時には広報を速やかに行うようにする。

4 報道機関への広報体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し役場内が混乱することが考えられる。一方、報道機関を通じて市内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。そのため、平常時から災害担当課と連絡を密にし、災害時には報道機関への取材対応や報道発表が速やかに行えるように、報道機関との関わり方等について検討する。

5 避難所における広報体制の整備

避難所における広報活動を迅速にできるように、平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布などの広報手段の整備について検討しておく。

また、市ホームページやちちぶ安心・安全メール、公式フェイスブックを用いて、避難所住民等に市からの広報情報を提供することも検討する。

第2 給水体制の整備

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要なことであるが、震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。そのため、秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制を整備する。

市の「給水体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 行政備蓄の推進	危機管理課、秩父広域市町村圏組合水道局
2 個人備蓄の徹底	危機管理課
3 井戸の活用	危機管理課

1 行政備蓄の推進

(1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

(2) 目標給水量

給水量は、災害発生から3日間は1人1日3リットルを目途とし、その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

なお、県地震被害想定調査による「関東平野北西断層帯地震」による最大断水人口は、約700人と想定されている。

目標とする飲料水の一当たりの給水量を以下に示す。

■一日当たりの給水目標

時期区分	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から 3日	3 l/人・日	生命維持に最小必要な水量	タンク車
4日から10日	20 l/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
11日から15日	100 l/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
16日から21日	250 l/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

出典)「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月、埼玉県防災会議)

(3) 飲料水の確保

ア 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

イ 応急給水資機材の備蓄

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

■ 応急給水資機材の備蓄

品目	・給水タンク ・ポリ袋 ・その他
備蓄場所	・歴史文化伝承館 ・浄水場 ・防災倉庫

ウ 応急給水資機材の調達体制の整備

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

エ 耐震性貯水槽の整備

市は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行うよう努める。

オ 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備するよう努める。

☞【資料4. 2】『応急給水用資器材』参照

☞【資料4. 3】『給水車等保有状況』参照

(4) 災害時の飲料水確保に関する協定

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合の必要な資機材の調達や市民への飲料水を確保するための協定を締結しているが、引き続き関係事業者との協定を締結し、万全を期していくものとする。

☞【資料6. 10】『災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）』参照

☞【資料1. 3】『秩父市指定給水装置工事事業者』参照

2 個人備蓄の徹底

各家庭において、日頃から地震災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

なお、備蓄量の目標は、3日分とする。

3 井戸の活用

市民が所有する井戸で、震災時に開放できるものを、自主防災組織などの単位で利用できるように災害用井戸として指定し、住民の生活用水の確保を図る。

また、市内の事業所が所有する井戸について、震災時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

第3 食料・生活関連物資供給体制の整備

災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。なお、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していくものとする。

市の「食料・生活関連物資供給体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 食料供給体制の整備	危機管理課、総合支所
2 生活必需品供給体制の整備	危機管理課、総合支所
3 防災用資機材の備蓄	危機管理課、関係各課
4 石油類燃料の調達・確保	危機管理課

1 食料供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、平常時から、流通がある程度回復するまでの間の食料供給については、市の備蓄及び関係業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

(1) 食料の備蓄

ア 市の備蓄計画

市は、「秩父市備蓄計画」（平成25年3月）に基づき、市全体人口の1割を目標に備蓄することを基本としており、平成27年現在、市に最も大きな地震被害を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な食料備蓄については、十分に達成している。また、市民の備蓄は、最低3日間分（推奨1週間）を目標とし、周知徹底する。

■食料の備蓄目標（関東平野北西縁断層帯地震の場合）

区分	備蓄内訳	合計
避難者	200人×1.5日×3食＝900食	2,700食
災害救助従事者	200人×3.0日×3食＝1,800食	

☞【資料4.1】『防災倉庫及び防災備蓄品』参照

■備蓄の留意点

- 物資を1箇所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。
- 高齢者・乳幼児などの要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。
- 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。
- 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

イ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を1.5日分以上、災害救助従事者用を3日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日分以上備蓄する計画である。

(2) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に、備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、市内の生産者、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに輸送業者と協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

(3) 備蓄品の管理

備蓄品には、数量、賞味期限等の表示を行い、一覧表の掲示等、中身が判断できるように措置するとともに、定期的な点検及び計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。

また、資機材についても定期的なメンテナンスを実施し、機能維持に努める。

(4) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる市内6施設の学校給食調理場を活用し、栄養教諭、学校栄養職員及び給食調理員を中心に社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保を図る。

2 生活必需品供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。

そのため、流通がある程度回復するまでの間の生活必需品の供給については、市の備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

(1) 生活必需品の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、関係業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。それでも不足するときは、義援物資として広く援助を求める。

■生活必需品の例

・寝具（毛布等）	・衣料品（下着、作業着、タオル）	・日用雑貨	・食器	・ラジオ
・炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）	・光熱材料	・灯油	・車両用燃料等	

(2) 災害時民間協力体制の整備

ア 生活必需品の調達体制の整備

市は、生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、協力を得る

とともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

イ 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した紙おむつや生理用品、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、また、避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等について、平常時から供給品目及び数量について検討しておく。

3 防災用資機材の備蓄

災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材について備蓄を図るものとする。防災用資機材は、迅速に活用できるように分散配置されることが望ましい。このため、市は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していくものとする。

備蓄の数量については、「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）による人的被害、建物被害及び避難者数などを考慮して設定する。

また、防災資機材等の備蓄計画に基づき、更新及びメンテナンスを行う。

■ 備蓄品目

- | | | | |
|-----------------------------------|--------|-----------------|---------|
| ・浄水装置 | ・発電機 | ・炊飯器 | ・かまどセット |
| ・非常用飲料水袋 | ・投光機 | ・懐中電灯 | ・防水シート |
| ・簡易トイレ | ・仮設トイレ | ・移送用具（リヤカー、担架等） | |
| ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど） | | | |
| ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など） | | | |

4 石油類燃料の調達・確保

市は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達について、また災害時に特に重要な施設で、市が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう関係事業者と災害時優先供給に関する協定の締結を推進し、これらの物資の緊急時における調達に努める。

第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

市は、大規模災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えてあらかじめ関係業者との協定を締結する等の事前対策を進める。

市の「遺体の処理、埋・火葬の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 民間事業者との協定締結	危機管理課、関係各課
2 遺体安置所の選定	危機管理課、管財課、関係各課
3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成	市民課

1 民間事業者との協定締結

市は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

2 遺体安置所の選定

大規模災害時には多くの身元不明の遺体が発生することが予想される。

そこで、市は、平常時から遺体安置所を確保・選定するよう努める。

3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

市は、災害時における遺体処理を迅速に行うために、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを作成し習熟を図る。

第5 廃棄物の収集・処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

市の「廃棄物の収集・処理体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 ごみ処理体制の整備	生活衛生課、総合支所、広域市町村圏組合
2 し尿処理体制の整備	下水道課、清流園、生活衛生課、総合支所

1 ごみ処理体制の整備

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

(1) 災害廃棄物発生量の推定

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の災害廃棄物発生量は、重量0.9(万吨)、容積0.6(万m³)と推定されている。

(2) 仮置場(一時集積場所)の確保

大規模災害で発生した大量の災害廃棄物及び生活ごみの焼却処分、最終処分を短期間で実施することは、困難な場合が想定される。

そのため、市は、災害廃棄物の発生量を見積もり、以下の点に留意して、仮置場候補地の選定に努める。

- 他の応急対策活動に支障がないこと。
- 環境衛生に支障がないこと。
- 搬入に便利なこと。
- 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(3) ごみ処理体制の整備

ごみの処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互支援体制の整備を図る。

(4) 広報体制の整備

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法に対する住民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問い合わせへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物処理に関する市民への広報について検討しておく。

■廃棄物に係る広報内容の検討例

- 災害時の一般廃棄物の分別及び排出方法
- 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法
- 災害時における廃棄物関連情報の伝達方法

2 し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレ等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第6 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

市の「防疫・保健衛生体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防疫・保健衛生体制の確立	生活衛生課、総合支所、保健センター
2 防疫薬品等の調達	生活衛生課、総合支所、保健センター、市立病院
3 感染症患者に対する医療提供体制の確立	市立病院、保健センター、関係各課

1 防疫・保健衛生体制の確立

市は、災害時における防疫・保健衛生体制の確立を図る。

2 防疫薬品等の調達

市は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器など防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者の把握に努める。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第7 住宅対策の体制整備

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設予定地、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

市の「住宅対策の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 建設業者との協定締結	建築住宅課、社会福祉課、危機管理課、総合支所
2 応急仮設住宅の建設計画	建築住宅課、社会福祉課、総合支所
3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備	建築住宅課

1 建設業者との協定締結

市は、応急仮設住宅建設に必要な物資が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結に努める。

☞【資料6.11】『火災における応急仮設住宅建設についての協定書』参照

☞【資料6.12】『火災、水害における応急仮設住宅建設についての協定書』参照

2 応急仮設住宅の建設計画

(1) 応急仮設住宅の建設戸数

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の応急仮設住宅等需要数は、12棟と推定されている。

■ 応急仮設住宅の用地面積（関東平野北西縁断層帯地震の場合）

建設棟数（棟）	1戸当たりの用地面積（㎡）	用地面積（㎡）
12	60	720

注) 1戸当たりの用地面積を60㎡（建屋面積の2倍を想定）として算定した。

《参考》

◆ 「応急仮設住宅の面積」について

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」では、規格1戸当たりの面積を、29.7㎡（9坪）と定めている。

(2) 応急仮設住宅用地の選定

市は、以下の点を考慮して、応急仮設住宅建設予定地の候補地を公園等の公共用地（必

要に応じて、私有地も含め)を対象に候補地の検討を行う。

なお、仮設住宅の候補地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を検討しておく必要がある。

■ 予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

☞【資料3.10】『応急仮設住宅建設用地』参照

(3) 応急仮設住宅の設置及び供給

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

■ 設置及び供給計画

- 応急仮設住宅の着工時期
- 応急仮設住宅の入居基準
- 応急仮設住宅の管理
- 要配慮者に対する配慮

3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備

大規模災害時には、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等のあっせんを行う必要がある。

そのため、市は、平常時から公営住宅等のあっせんを打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

第8 文教に係る事前対策

市は、大規模災害時において、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

市の「文教に係る事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市の事前対策	教育総務課、学校教育課、教育研究所
2 学校の事前対策	学校長

1 市の事前対策

市は、所管する学校を指導及び支援し、大規模災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

2 学校の事前対策

校長は、学校の立地環境などを考慮のうえ、災害時における応急教育計画を作成するとともに、指導の方法などについても明確な計画を作成する。

校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。

- 市地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
- 園児、児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- 教育委員会、警察署、消防署（消防団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 避難訓練など、災害発生に対処する訓練を行う。

第9 災害時孤立集落対策計画

市内の山間地域において、土砂崩れ等による幹線道路が寸断された場合には、その集落全体が孤立する可能性が考えられる。市は、孤立する可能性が高い地域や、過去に孤立した経験のある地域等に対して、その地域の実態を把握し、救援体制の充実を図るとともに、集落における孤立時の自立性及び持続性を高めるための対策を推進する。

市の「災害時孤立集落対策計画」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 通信手段の確保	危機管理課、情報政策課、総合支所
2 救助体制の確立	危機管理課、関係各課、総合支所
3 孤立に強い地域づくり	危機管理課、関係各課、総合支所

1 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

災害発生時には、土砂崩れ等によって通信ケーブルの断線や停電、ふくそう等によって、固定電話や携帯電話が使用不能となり、初動対応としての情報伝達・収集活動に大きな支障をきたすことが考えられる。そのため、市は対象地域に対して、無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 非常用電源の確保

通信機器のための非常用電源として、発動発電機等を活動拠点となる施設へ配備するなど、災害時における非常用電源の確保を図る。

(3) 調査及び訓練の実施

通信機器や非常用電源の使用について、平時からの防災訓練等を通じて、使用方法の確認を行うほか、災害発生時において円滑な運用が可能となるよう、適切な維持管理を行う。また、無線機や携帯電話等に関して通信可能エリアの調査等を実施し把握しておく。

2 救助体制の確立

市は、孤立集落発生時の適切な救助、避難、物資供給等に資するため、対象集落内にヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3 孤立に強い地域づくり

(1) 備蓄の整備及び拡充

対象地域においては、飲料水や食料等の生活物資に加え、非常用発動発電機、投光機、簡易トイレ等、1週間程度は自活できる体制を整備する必要がある。

そのため、公的な備蓄のほか個人や地域内での備蓄に努めるよう推進する。

また、けが人等が発生した場合において、救援部隊が到着するまでに相当な時間を要する可能性が考えられることから、最低限の応急救助対応がとれるための資機材や医薬品の備蓄に努める。また、要配慮者に配慮した物資や設備の整備に努める。

(2) 避難体制の強化

対象地域内の人口に応じた避難施設の確保に努めるほか、孤立を想定した防災訓練の実施や、危険箇所等について住民へ周知する。

第4節 調査研究

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

市の防災に係る「調査研究」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 基礎的調査研究	危機管理課、総合支所
2 震災対策に関する調査研究	危機管理課、総合支所、関係各課

1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」から構成される。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

(1) 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究が必要である。

(2) 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

(3) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

大規模地震時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要で

ある。

(4) 災害情報の伝達等に関する調査研究

大規模地震時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、住民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。

そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究が必要である。

第2章 被害防止対策の推進

第1節 災害に強いまちづくり

災害による市街地の被災を最小限に止めるため、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする市街地の防災構造化を推進するとともに、地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組む。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取組が必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

市の「災害に強いまちづくり」の基本的考え方は、次のとおりである。

- 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れ、都市防災計画の策定を推進する。
- 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政区を越えた地域連携型の対応を図る。
- 高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間の整備を図る。

市の「災害に強いまちづくり」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署等
1 まちづくりにおける災害防止	都市計画課、地域政策課、危機管理課、道路管理課、道づくり課
2 建築物の耐震化	管財課、建築住宅課、関係各課
3 上水道施設の被害防止	秩父広域市町村圏組合水道局、関係各課
4 道路施設の被害防止	道路管理課、道路維持課、道づくり課、総合支所
5 電気、ガス、通信施設等の被害防止	関係事業者、危機管理課
6 文化財の被害防止	文化財保護課
7 ため池の被害防止	農政課

1 まちづくりにおける災害防止

(1) 自然空間の計画的保全

自然地周辺の自然空間の計画的保全や行政区にまたがるオープンスペースの保全・整備を進める。また、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林や農地等の自然空間の計画的保全を図る。

(2) 避難地、避難路の確保・安全化

自然空間や都市公園等を利用し、広域避難地の確保・整備を図るとともに、広域避難地までの避難路として、十分な歩道幅員があり、街路樹、街路灯の整備、沿道建物の耐震・不燃化等により安全化が図られた広幅員幹線道路、緑道等の整備を図る。

また、街区内においては、建物を共同化することなどにより、建物の耐震不燃化を図り、避難空間となるポケット広場の確保・整備や駐車場の緑化を図るとともに、避難路の安全化を図るために、狹隘道路の拡幅、生活道路のブロック塀の生垣化や行き止まり道路の解消を図る。

(3) 延焼遮断空間の整備・地区骨格道路の整備

広幅員幹線道路、緑道、鉄道敷き、河川等の帯状の空間と耐震不燃化が図られた沿道建物等により形成される延焼遮断空間の整備を図る。

また、延焼遮断空間で囲まれた地区において、市街地開発事業等により、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

(4) 防火・準防火地域の指定促進

市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を促進する。

また、延焼防止空間や、避難地、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定を促進する。

(5) 地区防災拠点の整備

都市公園等の地区内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。

(6) 居住状態の把握

実際の居住状況を把握することにより、より効果的な運用方法を構築する。

2 建築物の耐震化

(1) 公共建築物等

市が所有又は使用する公共建築物等については、秩父市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、必要な建築物に対し、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

(2) 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、市は、そのための助言、指導等の支援を行うものとする。

ア 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る上で以下の規定がある。

- 木造及び組積造等の一般構造規定
- 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止
- 一定規模以上の建築物について、構造計算を行いその安全性を確認する。
- 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- 防火区域、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限
- 避難階段及び非常用進入口等の諸規定
- 一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は建築士が行う。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火事事例に鑑み、一般構造及び防火避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防災上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

イ 高層建築物等の防災対策

県は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で次に掲げる建築物（高層建築物等）の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の届出を義務づけている。

また、県は防災計画の内容について必要な指導又は助言を行う。

- 高さが31メートルを超える建築物（規則で定めるものを除く）。
- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第147条の2各号に掲げる建築物（前号に掲げるものを除く）。
- 前2号に掲げるもののほか、震災時における安全性を確保するための措置をとることが必要である建築物として知事が指定するもの。

ウ 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

（ア）重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における次に掲げる耐震化対策を積極的に促すよう努める。

(イ) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する住民等の相談に応ずる窓口を設置する。

(ウ) 耐震診断を行う技術者の養成

耐震診断講習会の開催など、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進するよう努める。

(エ) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及・啓発に努める。

(オ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

エ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

(ア) 市街地内のブロック塀の実態調査

市は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行うよう努める。

(イ) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(ウ) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

市は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(ア)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。また、市は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

3 上水道施設の被害防止

(1) 上水道施設の状況

市内にある管理する水道施設は、浄水場 19 箇所（別所浄水場・橋立浄水場・影森浄水場・高篠浄水場・大谷日向浄水場・南浄水場・塚越浄水場・石間浄水場・半納浄水場・中郷浄水場・白岩浄水場・女形浄水場・谷津川浄水場・安谷川浄水場・大血川浄水場・栃本浄水場・落合浄水場・中津川浄水場・三峰浄水場）と飲料水供給施設 2 箇所（大指飲料水供給施設・中双里飲料水供給施設）、配水管等の埋設延長は 594.05km である。（平成 26 年度現在）

(2) 上水道施設の安全対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管

を耐震管に布設替える等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化計画を推進し、市はその支援をしていくものとする。

4 道路施設の被害防止

市は、管理道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋りょうの落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。

(1) 落石等による危険箇所対策

市は、管理道路の落石等による危険箇所の把握に努め、危険度が高い箇所から法面保護工事等を実施し、順次危険箇所の解消を図っていく。

(2) 橋りょうの整備

昭和55年以前の耐震基準により建設された橋りょうのうち跨道、跨線橋や長大河川橋を中心に、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

(3) 防災関連森林管理道

林道のうち下記に該当するものを防災関連林道として位置づけ、重点的に整備する。

- 公道と公道を連結し、バイパス的機能をもつ林道
- 唯一の生活道となっている林道

5 電気、ガス、通信施設等の被害防止

市は、関係事業者と日頃から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

(1) 電気供給対策

大規模地震時は、電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊をまぬがれた家屋が焼失する二次災害が予想される。

このため、電気供給事業者に供給施設の耐震化及び安全設備の整備を図り、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう指導し情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

(2) ガス供給施設対策

大規模地震時は、ガスの漏えいにより誘爆や被害の拡大の可能性がある、住民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、ガス供給事業者に供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備を図り、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

(3) 電気通信設備対策

東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、大規模地震時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平素から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行

うとともに、他キャリアとも提携しライフライン喪失時にも利用できる通信サービスの構築を図る。

6 文化財の被害防止

市は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

（1）文化財の現況

市内の国、県及び市の指定文化財は、資料編を参照のこと。

☞【資料8. 2】『国・県・市指定文化財建物一覧』参照

（2）文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模地震時には、神社及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 収蔵・保管施設の耐震・免震化 ➤ 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

（3）防火体制等の整備強化

文化財に対する災害は、そのほとんどが火災が原因であるのが現状である。

文化財の防火対策を徹底するため、次の防火体制の整備・徹底を図る。

区分	内容
防火体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防火管理体制の整備 ➤ 火気への厳重警戒と火災発生時の迅速な対応 ➤ 自衛消防と訓練の実施 ➤ 火災発生時における措置の徹底
防火施設等の整備強化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化 ➤ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化 ➤ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化
災害発生時の緊急的保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財所有・管理者との連絡網の整備 ➤ 関係機関との連絡網の整備 ➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動 ➤ 管理・保護のための指導助言・訓練 ➤ 関係者（所有者、管理者）の研修

7 ため池の被害防止

市は、ため池の現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。

特に老朽化の著しいもの及び耐震構造に不安のあるもので決壊流失の際、下流に及ぼす被害が大きいと思われるため池については、各施設の危険度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう、用水組合等の管理主体を指導する。

また、市及び県は、ため池などの農地・農業用施設において、周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

第2節 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

市の「地震火災等の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 地震に伴う住宅からの出火防止	消防本部
2 危険物取扱施設の安全化	消防本部

1 地震に伴う住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ 住宅用火災警報器、及び消火器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

2 危険物取扱施設の安全化

(1) 危険物取扱施設の安全化の推進指導

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令に基づき、危険物取扱施設の耐震性、危険物の安全管理等について適切な指導を行う。

また、住民の安全を図るため、危険物の現状と被害状況を迅速に把握する体制を確立する。

危険物取扱施設関係の火災予防に関しては、安全管理及び立入検査を行い、保安上の責

任と事故防止の指導に努める。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物取扱施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え安全対策に努める。

危険物取扱施設	安全化の指導及び普及啓発
消防法危険物取扱施設	<p>過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。</p> <p>このため、消防本部はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。</p>
火薬類施設	<p>火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。</p> <p>このため、消防本部は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。</p>

(2) 保安教育・訓練の実施

消防本部は、各事業主及び危険物取扱者に対して研修会等を行い、火災予防思想の普及を実施する。

また、事業所内での防災訓練の実施を促すとともに、訓練内容（初期消火、避難等）及び訓練結果に対して適切な指導、助言を行う。

(3) 自衛消防組織の設立及び指導

消防本部は、危険物施設を有する事業所に対して、自衛消防組織の設立を促すとともに、災害時において迅速・的確な活動が行えるよう指導する。

また、地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう働きかける。

第3節 水害の予防

本市は荒川の源流域にあたり、主な市街地は荒川及びその支川である赤平川の浸食により形成された河岸段丘上に位置している。

そのため、市街地の標高は河道面よりも高く、荒川中・下流域で想定される堤防等の破堤・越流による水害（外水氾濫）のおそれはない。また、本市域には荒川水系河川の水位周知河川及び浸水想定区域は存在しない。

一方で、開発による都市化の進展に伴う雨水浸透機能の低下等により、近年の集中豪雨による内水氾濫が過去において発生している。本市では、水害の予防を内水氾濫の防止と位置づけ、過去において発生した浸水被害に基づき、あらかじめ危険箇所を周知するとともに、雨水流出対策など災害を予防するための対策について定める。

市の「水害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 危険箇所の周知	危機管理課、関係各課、関係機関
2 雨水流出対策	建築住宅課、道路維持課、道づくり課、下水道課、関係各課、関係機関
3 雨水排水対策	道路維持課、下水道課、関係各課、関係機関

1 危険箇所の周知

市は、浸水被害の軽減を図るために、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される箇所や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、市ホームページにより住民に情報提供を行っている。過去に被害が発生した箇所については、被害発生時の気象状況、土地利用状況、住戸の立地状況等を整理することにより、同一箇所における浸水被害発生の危険性を把握しておく。

2 雨水流出対策

市は、雨水流出対策として公共施設等における雨水浸透ますの設置を推進するとともに、住宅地における対策として、市民に対し雨水浸透ます設置の周知に努める。

また、市道の改・補修工事時には可能な限り雨水流出対策を考慮した構造とする。

3 雨水排水対策

市は、管理する雨水排水路について、定期的に巡回点検を実施し、雨水排水機能の維持に努め、流下能力が低い排水路については改修を検討する。また、台風、集中豪雨が発生した後などは速やかに排水路の点検を実施し、障害物の除去に努める。

市は、窪地などの周辺よりも地盤が低い地域について、住戸の立地状況や土地利用等を勘案し、大雨時におけるポンプ排水等の雨水排水対策を検討しておく。

第4節 土砂災害の予防

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するとともに警戒避難体制を確立するなど災害を予防するための対策について定める。

市の「土砂災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 山地災害の予防	森づくり課、総合支所、危機管理課、関係各課
2 土砂災害の予防	道路維持課、森づくり課、危機管理課、総合支所

1 山地災害の予防

治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより山地災害を防止するものであり、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図る極めて重要な地域保全政策の一つであり、安全でうるおいのある生活基盤の整備等を図るうえで必要不可欠の事業である。

(1) 治山事業の基本方針

林野庁の指導により平成16年度に策定した治山事業実施方針に基づき、治山施策を総合的かつ有機的に推進する。

■ 治山事業の基本方針

項目	内容
災害に強い安全な地域づくり	豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。
水源地域の機能強化	良質な水資源の安定的な供給と地域の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。
豊かな環境づくり	安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

(2) 治山事業の法的位置付け

治山事業は、保安施設事業及び地すべり防止工事に関する事業からなり、それぞれ「森林法」(昭和26年法律第249号)及び「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)の規定に基づき実施されている。

■ 治山事業（森林法第10条の15第4項第4号）

公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する民有林において、都道府県が治山事業（第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。以下この号及び次項において同じ。）を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

（3）山地災害危険地区の予防対策

山地災害は、集中豪雨や台風による崩壊土砂の流出、地すべり、山腹崩壊等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業を実施している。また、県は、山地災害の発生する危険度が高い地区において、山地災害危険地区の調査・公表を行っており、それぞれ「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」及び「地すべり危険地区」が定められている。なお、山地災害危険地区は、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として設定しているもので土地の利用に制限がかかるものではない。

☞【資料2. 1】『山腹崩壊危険地区一覧』参照

☞【資料2. 2】『崩壊土砂流出危険地区一覧』参照

☞【資料2. 3】『地すべり危険地区一覧』参照

ア 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図る。

イ 山地災害危険地区の情報提供及び住民の安全確保

市は、山地災害危険地区を市地域防災計画に明記するとともに、これら地区に関する資料を提供し地域に密着した情報の周知を図るとともに、気象情報や避難勧告等を迅速かつ的確に地域住民に伝達できる体制を確立する。

2 土砂災害の予防

土砂災害の防止に係る法律は、次表に示すように土砂災害防止施設の設置など主にハード対策による砂防事業等を定めた「砂防法」、「地すべり等防止法」及び「急傾斜地法」と、警戒避難体制の確立等のソフト対策について定めた「土砂災害防止法」がある。

区分	法律名	法律で指定する区域	関係する箇所等
ハード対策	砂防法	砂防指定地	土石流危険渓流
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべり危険箇所
	急傾斜地法 ^{※1}	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険箇所
	森林法	保安林	山地災害危険地区
ソフト対策	土砂災害防止法 ^{※2}	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域	土砂災害危険箇所 ^{※3}

注1)「法律」欄に記載されている「急傾斜地法」及び「土砂災害防止法」の正式名称は、次のとおりである。

※1 急傾斜地法：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2 土砂災害防止法：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

注2)「法律で指定する区域」のうち、「砂防指定地」及び「地すべり防止区域」は国土交通大臣が指定し、「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害（特別）警戒区域」は知事が指定する。

注3)「※3 土砂災害危険箇所」は、国土交通省の要請により県が調査・公表したもので法的な位置づけはないが、それぞれ「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」及び「急傾斜地崩壊危険箇所」が定められている。

(1) 土石流災害の予防

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、渓床勾配15度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、市内山間部に広く分布している。

ア 砂防指定地の指定

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地は、関係部局と協議のうえ「砂防法」第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。

国土交通大臣は「砂防指定地指定基準」に基づき、砂防指定地として、これを指定することができる。

市内の土石流危険渓流は197 渓流ある。

■市内の土石流危険渓流

区分	内容	渓流数
土石流危険渓流Ⅰ	人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流	86 渓流
土石流危険渓流Ⅱ	人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流	99 渓流
土石流危険渓流Ⅲ	人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流	12 渓流
合計		197 渓流

☞【資料2.4】『土石流危険渓流一覧』参照

イ 土石流対策

(ア) 砂防事業の推進

市内には、土石流の発生するおそれの高い溪流や保全対象となる人家が多いため、公共施設等の存する溪流について、県へ砂防事業の実施を要望するとともに、県が行う砂防ダム・堰堤等の設置に対し、協力する。

また、大規模地震等により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃溪流については、砂防ダム及び護岸工等の整備を推進し、土石流防止、溪流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。

(イ) 土石流危険溪流の周知

市は、市民に対し、土石流危険溪流に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(2) がけ崩れ災害の予防

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家等に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するための行為の制限を必要とする場合は市長の意見を聴いて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

市内の急傾斜地崩壊危険箇所は618箇所ある。

■市内の急傾斜地崩壊危険箇所

区分	内容	自然/人口	箇所数
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある箇所	自然斜面	199箇所
		人工斜面	1箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人家が1～4戸ある箇所	自然斜面	209箇所
		人工斜面	2箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性がある箇所	自然斜面	206箇所
		人工斜面	1箇所
合計			618箇所

☞【資料2.5】『急傾斜地崩壊危険箇所一覧』参照

☞【資料2.6】『急傾斜地崩壊危険区域指定一覧』参照

イ 急傾斜地崩壊防止対策

(ア) 対策事業の推進

市内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所があるが、法指定を受けていないものも多い。

市は、県に対し、区域の指定、対策工事の実施を要請するとともに、実施に対し協力する。

(イ) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

市は、市民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(3) 地すべり災害の予防

本市における地すべり危険箇所は23箇所あり、特に危険度の高い、あるいは重要な保全施設を有する箇所を地すべり防止区域に指定し、一定の行為を制限するとともに、抑止杭や集排水施設等の地すべり防止施設を整備している。

ア 地すべり対策事業への協力

知事は、地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、関係部局と協議の上「地すべり等防止法」第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。

国土交通大臣及び農林水産大臣は、「地すべり防止区域指定基準」に基づき、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。

市は、市内の地すべり危険箇所において、県に対し地すべり調査を要請するとともに、地すべり防止区域の指定基準を満たす場合は、区域の指定、地すべり対策事業の実施を要請するとともに、実施に対し協力する。

☞【資料2. 3】『地すべり危険地区一覧』参照

☞【資料2. 7】『地すべり防止区域一覧』参照

☞【資料2. 8】『地すべり危険箇所一覧』参照

イ 地すべり危険箇所等の周知

市は、市民に対し、地すべり危険箇所等に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(4) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等における対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の指定

県は土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにしている。

そのため、市は、県が行う土砂災害警戒区域等の指定が早期完了するよう要請するとともに協力する。

☞【資料2. 9】『土砂災害警戒区域等一覧』参照

(イ) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法による土砂災害（特別）警戒区域が指定された場合、次の事項に留意し、指定区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

■警戒避難体制の整備に際しての配慮事項

- ▶ 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- ▶ 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ▶ 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設に対し、土砂災害関連情報の伝達方法を定めておく。
- ▶ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ▶ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

(ウ) 要配慮者への配慮

市は、土砂災害警戒区域内に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する避難情報等の伝達方法を定めておくものとする。

また、土砂災害警戒区域内の避難行動要支援者については、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、避難行動要支援者避難支援プランを整備し、避難行動要支援者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握しておくものとする。

《参考》

◆「避難行動要支援者」について

市域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をさす。

《参考》

◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。

災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

イ 避難勧告等の伝達マニュアルの作成

市は、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした避難勧告等の伝達マニュアルを作成している。

ウ 土砂災害警戒情報の活用

熊谷地方気象台及び埼玉県県土整備部河川砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性

が高まったとき、市が避難勧告等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月改訂、国土交通省砂防部）の改訂に伴い、「土砂災害警戒情報が発表された場合、市町村は、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。」と改められた。

エ 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害の危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布等により住民に周知する。

特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

なお、市は、地区別に土砂災害警戒区域等を図示した「秩父市防災地図～災害ハザードマップ～」を作成し公表している。

オ 危険箇所等の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊等に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と連携し、危険箇所のパトロールを随時行う。

カ 土砂災害の危険区域等の周知

市は県と連携し、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、土砂災害ハザードマップを用いた説明会の開催、さらには県による現場への標識の設置等の方法により、地区住民に対し、土砂災害の危険区域等の位置及び予想される災害について周知する。

☞【資料2.10】『土砂災害の前兆現象』参照

第5節 雪害の予防・事前対策

県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、なかでも市では、15日に98cmと観測史上最大の積雪となり、大きな被害が発生した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発すると考えられる。

そのため、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図ることが求められる。

市の「雪害の予防・事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署等
1 関係機関の連携強化	各課
2 食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄	危機管理課、関係各課
3 情報通信体制の充実強化	危機管理課、秘書広報課、総合支所
4 孤立予防対策	危機管理課、関係各課
5 ライフラインの確保	地域整備部、総合支所、危機管理課、秩父広域市町村圏組合水道局、関係各課、消防本部、関係事業者
6 一般廃棄物の適正処理	生活衛生課、清流園、秩父広域市町村圏組合
7 要配慮者の安全確保	福祉部、観光課、保健医療部
8 学校施設の保全	教育委員会
9 農林畜産業・商工業者への支援	産業観光部、環境部
10 市民による共助体制の構築	危機管理課、関係各課
11 災害ボランティア制度の構築	社会福祉課、契約課、教育研究所
12 その他	各課

1 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県や近隣自治体、広域市町村圏組合(消防本部を含む)など関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

2 食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄

市は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民に食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄の奨励を行う。

また、秩父市備蓄計画に基づく備蓄を進めるとともに、救援物資の提供に関する協定を締結するなど、企業等との協力体制の確立を図る。老人等の施設については、規定よりゆとりを持った備蓄を行うよう指導する。

3 情報通信体制の充実強化

市は、降雪・積雪に係る観測情報や今後の降雪の予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

(1) 気象情報等の収集

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集する。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

市は、大雪警報が発表された場合は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、昼夜を問わず速やかに防災行政無線放送やちちぶ安心・安全メールなどで、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について、あらかじめ市民への周知に努める。

また、大雪特別警報が発表された場合は、昼夜を問わずに行う。

4 孤立予防対策

市は、積雪・なだれ等により、交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者等の把握を行う。

また、積雪・なだれ等により、交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保・食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(1) 孤立集落が必要とする支援の想定

市は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

市は、過去の大雪での孤立履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（町会長や消防団員等）等の把握を行うものとする。

(3) 救援実施に必要な体制整備

孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。また、気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

5 ライフラインの確保

(1) 道路交通の確保

市は、道路交通を確保するため、秩父地域振興センター、秩父県土整備事務所、秩父農林振興センター、秩父保健所、秩父福祉事務所、秩父警察署、小鹿野警察署及び秩父消防本部と連携し除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

ア 幹線市道除雪の計画策定

市は、関係機関と協議し、以下の項目について計画を定めることとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 除雪作業出動基準➤ 除雪対象路線➤ 除雪体制の整備➤ 土木建設業者・市指定給水装置工事事業者等との連携 |
|--|

イ 幹線市道除雪の優先順位

市は、効率的に除雪を行うため、関係機関と協議し、優先順位を定めることとする。

ウ 市の除雪体制

必要に応じ、除雪対策本部を地域整備部に、現地対策本部を吉田・大滝・荒川総合支所内に設置する。

除雪対策本部及び現地対策本部は、必要な場合には土木建設業者及び市指定給水装置工事事業者等へ市道の除雪を要請し、あらかじめ定めた市道の除雪にあたらせるものとする。

市は、歩道等の安全及び交通確保のため、必要に応じて職員を動員する。

エ 除雪作業の出動基準

市は、除雪作業を実施するにあたり、次の基準で行う。

体制区分	出動基準
準備体制	降雪予報 ～ 積雪量 10cm 未満
一次体制	積雪量 10cm 以上 ～ 20cm 未満
二次体制	積雪量 20cm 以上 ～ 60cm 未満
三次体制	積雪量 60cm 以上

オ 雪置き場

市は、効率的に雪置き場を確保するため、関係機関と協議し、以下の項目について計画を定めることとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 雪置き場の指定▶ 開設基準▶ 管理体制 |
|---|

カ 凍結等危険箇所の把握

市は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め道路交通の安全を期する。

(2) 公共交通の確保

鉄道輸送を確保するため、各鉄道機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、バス会社に関しては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のためのバスの運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

(3) 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

(4) 水道施設機能の確保

水道施設の機能を確保するために、以下のとおり対策を講ずるものとする。

ア 主要施設に関する除雪対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、効率的に除雪を行うため、除雪体制を整備するよう努める。

イ 主要施設の機能停止対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、停電や雪崩等による水道施設の機能停止対策として、水道施設の運転状況を監視し、警報を受信した場合の適切な復旧体制を確保するよう努める。

ウ 断水地域への応急給水活動

秩父広域市町村圏組合水道局は、断水のおそれがある又は断水が発生した場合の適切な復旧体制を確保するため、関係機関と協議し、応急給水に関する資材と人材の確保及び応急給水対応の整備に努める。

エ 水道業務体制の確保

秩父広域市町村圏組合水道局は、関係機関と協議し、休止、開栓、郵便発送等の水道業務について、降雪状況により遅延が発生した場合の適切な業務体制を確保するよう努める。

オ 緊急漏水の復旧対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、指定給水装置工事事業者と協議し、緊急漏水が発生した場合、適切な復旧体制を確保するよう努める。

6 一般廃棄物の適正処理

大雪により通常のごみ収集及び処理場への持込みやし尿収集ができなくなる場合を想定し、秩父広域市町村圏組合、し尿収集運搬委託業者との連絡体制を確立しておく。

■ ごみ収集業務

区分	内容
組織内の情報管理	秩父広域市町村圏組合、生活衛生課の間で、情報共有できる体制を整備するとともに、役割分担について平時から確認しておく。
臨時集積所・仮置き場の確認	ごみ収集車が通行できない状況を想定し、ごみの臨時集積所や仮置場となりうる場所を平時から把握しておく。

■ し尿収集業務

区分	内容
組織内の情報管理	清流園、生活衛生課及び委託業者の間で、情報共有できる体制を整備するとともに、役割分担について平時から確認しておく。
清流園の除雪体制の整備	清流園敷地内の除雪については、事前に業者と申し合わせて、し尿収集運搬車両の進入に支障のないようにする。

7 要配慮者の安全確保

要配慮者（高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者など）が災害発生時に被害を受けることが多くなっている。

このため、以下のとおり要配慮者の防災対策を推進していくものとする。

(1) 避難行動要支援者避難支援プランの整備

市は、避難行動要支援者避難支援プランを作成し、情報伝達及び避難誘導方法等を定めるものとする。

(2) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(3) 降雪時要配慮者の安否確認と支援

降雪時における要配慮者の安否確認と個別支援を確保するため、市、秩父福祉事務所、秩父保健所は、秩父郡市医師会、町会及び民生委員・児童委員等と連携を図り、食糧・水・燃料等の備蓄、停電に係る対応等必要な支援体制を確保するとともに、協力施設への一時受け入れ等について協定等の締結による対応の強化を図る。

なお、おおむねの区分は次のとおりである。

区分	内容
高齢者及び乳幼児	日常から介護及び保護が必要な者で、災害時の援護が必要な者
傷病者及び障がい者	傷病や障害により介護及び保護が必要な者で、災害時の援護が必要な者
旅行者	地理が不案内で、災害時の援護が必要な者
外国人	地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者
医療機器依存度の高い在宅療養者	在宅人工呼吸器装着者、在宅酸素療法患者、人工血液透析患者、腹膜透析患者など、在宅療養者で医療機器依存度の高い者

8 学校施設の保全

学校施設は児童・生徒の教育の場であると同時に、災害時には住民の避難施設にもなることから、降雪に伴う荷重性能等の確保に努める。

- 降雪に対する施設の脆弱箇所の随時改修
- 落雪事故等の防止のための危険箇所の確認・表示

9 農林畜産業・商工業者への支援

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県や農林業関係団体等と連携を密にし、施設の耐雪化及び農林畜産物に対する必要な応急対策技術の指導並びに普及を行う。

また、的確な情報収集及び伝達を行うための体制の構築を図る。さらに、被害が発生した場合における被害状況調査を円滑に実施するため、調査マニュアルを作成する。

商工業者に対しても、被害が発生した場合における被害状況調査を円滑に実施するため、商工団体、商店街、企業組合等商工業者からの情報収集・情報提供体制の構築を図る。

10 市民による共助体制の構築

市は、幹線以外の生活道路・通学路等の除雪については、あらかじめ町会、自主防災組織等の団体を通じ、共助による除雪体制づくりを啓発する。

11 災害ボランティア制度の構築

市は、除雪困難世帯を支援するとともに、児童生徒が通学路として利用する歩道などの除雪について、秩父市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティア制度を構築する。

- ▶ 秩父市社会福祉協議会ボランティアセンターの活用
- ▶ 災害ボランティア募集にかかる周知方法の確立

12 その他

市は、大雪対策についても一般災害時における災害予防計画に準じて整備を図っておくものとする。

第6節 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

市の「竜巻等の突風対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及	危機管理課、教育委員会
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	危機管理課、秘書広報課
3 被害予防対策	危機管理課、関係各課
4 竜巻等突風対処体制の確立	危機管理課、関係各課
5 情報収集・伝達体制の整備	危機管理課
6 適切な対処方法の普及	危機管理課

1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

市は、竜巻等の突風発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、各小・中学校では、児童・生徒に竜巻等の突風発生メカニズムを理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

《参考》

◆「突風の種類」

気象庁の「竜巻等の突風データベース」では、突風を以下の種類に分類している。

- 竜巻
- ダウンバースト（マイクロバーストも含む）
- ガストフロント
- じん旋風（つむじ風を含む）
- その他（現象が特定できない突風）

☞【資料8. 3】『突風の種類』参照

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

熊谷地方気象台は、県及び市と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャスト」について

竜巻等の突風は、規模が小さく、レーダー等の観測機器で直接捉えることができない。そこで気象ドップラーレーダー等から「竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度で表す。竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新する。

3 被害予防対策

竜巻等の突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民に対して被害の予防対策の普及を図る。

市などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

■竜巻等の被害に対する予防対策

- 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（市）
- 低コスト耐気候性ハウス等の導入などの農作物における耐風対策（市）
- ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（市民等）
- 屋内における退避場所の確保（市民等）
- 竜巻等の突風による脱線事故の防止対策の推進（鉄道事業者）
- ガラス飛散防止対策（学校等）

4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等の突風が発生し、又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

そのため、市は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等の突風が発生し、又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（1）住民への伝達体制

防災行政無線、市ホームページ、ちちぶ安心・安全メールなど住民への多様な伝達体制を整備する。

（2）目撃情報の活用

県及び防災関係機関から、竜巻等の突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処方法の普及

竜巻等の突風への具体的な対処方法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、以下のとおりとする。

■竜巻等の突風から命を守るための対処法

- 頑丈な建物へ避難する
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

第3章 市民の自主防災力の向上

第1節 防災教育

市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、自主防災思想のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため防災教育を行うものとする。

市の「防災教育」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民向けの普及・啓発	危機管理課、生涯学習課、公民館、関係各課
2 学校における防災教育	教育委員会
3 保育所における防災教育	こども課
4 事業所等における防災教育	消防本部、関係各課
5 防災上重要な施設における防災教育	消防本部、関係各課

1 市民向けの普及・啓発

市は、防災とボランティア週間（1/15～1/21）、火災予防運動週間、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、危険物安全週間等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会（防災ビデオ等の使用も含む）を開催することで防災知識や防災意識の維持向上を図る。

特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する支援や、男女共同参画に対する考えから、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した防災教育に努める。

また、公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、PTA等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童、生徒の学年に即した指導を行う。

そのため、教育委員会は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。

（1）学校行事としての防災教育

児童、生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害・土砂災害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験

学習を実施する。また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を計画的に実施する。

(2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震発生の仕組みや火災、台風や集中豪雨による土砂災害被害等について学習する。また、防災対策、災害発生時の危険と正しい行動について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒のメンタルケア及び災害時に特に留意する事項等について防災対応マニュアルを作成するとともに研修を行い、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

3 保育所における防災教育

市は、保育士を通じて園児に対し、防災の基礎的知識、災害発生時の指導を行うとともに、園児が学んだ防災に関する知識を、地域社会において防災対策に生かせるよう努める。また、保育士に対しては、災害発生時の園児の安全確保、動員及び災害対策本部、保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

4 事業所等における防災教育

防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を義務づけ、防災行動力の向上を図る。また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。

なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

5 防災上重要な施設における防災教育

(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者が発生する危険性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておくとともに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

(2) その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他、各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2節 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の醸成に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、実施目標は以下に示すとおりである。

■防災訓練の実施目標

- 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。
- また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

市の「防災訓練」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 総合防災訓練	危機管理課、各課、消防本部
2 市及び防災関係機関が実施する訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
4 その他の訓練	危機管理課、関係各課、消防本部
5 訓練の検証	危機管理課、関係各課、消防本部

1 総合防災訓練

市は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力及び自主防災組織との連携体制の確立、確認を図る。

(1) 実施時期及び場所

原則として防災週間中に実施するのが望ましいが、できるだけ多くの者が参加可能な日程を調整して決定する。訓練会場については、その都度選定する。

(2) 実施方法

総合防災訓練は、市の主催又は県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

(3) 訓練の種類

総合防災訓練は、次のような訓練主体及び状況の想定に配慮して実施する。

■訓練の種類

- 市が、災害の初期に活動する訓練
- 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- 他の市町村等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- 緊急地震速報を取り入れた訓練

(4) 訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。

また、実施にあたっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、緊急地震速報等の新たな防災対策をシナリオに取り入れるなど、その知識の普及に努める。

■市が主とする内容

- 災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）
- 災害情報の伝達収集、広報訓練
- 災害現地調査訓練
- 道路応急復旧訓練
- 自主防災組織、自衛消防隊等の活動支援訓練等
- 避難誘導訓練
- 避難所、救護所運営訓練
- 水防訓練

■防災関係機関が主とする内容

- 消火訓練
- 救出救助訓練
- 救急救護訓練
- 災害医療訓練
- 給水訓練
- 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
- ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
- 救援物資輸送訓練
- 交通対策訓練等

■自主防災組織・自衛消防隊及び市民が主とする内容

- 初期消火訓練
- 応急救護訓練
- 炊き出し訓練
- 要配慮者等の安全確保訓練
- 避難訓練
- 避難誘導訓練等
- 巡回点検訓練

2 市及び防災関係機関が実施する訓練

大規模地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

(1) 災害情報収集伝達訓練

市は、職員の誰もが正しく防災行政無線（特に移動系）を利用できるよう、情報収集を担当する職員を中心に関係各課に対して訓練を実施する。

■訓練の種類

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ➤ 災害情報収集伝達訓練 | ➤ 通信連絡訓練 | ➤ 非常通信訓練 |
|--------------|----------|----------|

■実施の方法

- | |
|-------------------------------------|
| ➤ 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る |
| ➤ 気象の予報・警報・特別警報、重大事故等を通知及び連絡する |
| ➤ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する |

(2) 消防訓練

消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、消防計画により実施する。

なお、消防本部は、必要に応じて、消防に関する訓練を実施するため、県から勧告、指導及び助言を得る。

■訓練の種類

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ➤ 基礎訓練 | ➤ 火災防御訓練 | ➤ 救助救急訓練 |
| ➤ 総合防災訓練 | ➤ 水災防御訓練 | |

(3) 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。市は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て実施する。

なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■避難訓練の区分及びその内容

区分	内容
市が実施するもの	災害時における避難の勧告及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。
防火管理者が実施するもの	学校、病院、工場、事業所、興行場その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
児童、生徒の避難訓練等	学校等の施設管理者は、児童及び生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。
避難行動要支援者等の訓練	住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報提供などの必要な支援を行う。

(4) 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

各施設は、児童及び生徒、園児、入院患者、入所者等の安全確保を図るため、以下の点に配慮した防災計画を作成し、職員に周知徹底する。また、計画の実効性を高めるため、防災訓練を定期的実施する。

なお、市の関係部署及び及び消防本部は、その実施を指導する。

■各施設の防災計画において配慮すべき事項

- 地震及び風水害等の発災時における職員の動員配備に関する事項（特に勤務時間外）
- 臨時休業の基準に関する事項
- 避難場所、避難誘導方法に関する事項
- 防災訓練の実施に関する事項
- 防災資機材、飲料水、食料、生活必需物資の確保に関する事項
- 市内の関係施設との相互応援に関する事項

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■事業所及び自主防災組織の訓練内容

区分	内容
事業所における訓練	学校、病院、興業場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。
自主防災組織等の訓練	市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

《参考》

- ◆「災害図上訓練（D I G）」について
 D I Gとは、Disaster Imagination Gameの略で、大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練のことである。
- ◆「避難所開設・運営訓練（H U G）」について
 H U Gとは、Hinanzyo Unei Gameの略で、避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練のことである。

4 その他の訓練

市は、上記訓練のほか、県の協力を得て、業務継続計画図上訓練及び徒歩帰宅訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

5 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、次に示す方法で評価及び検証を行う。

■訓練の検証

区分	内容
評価及び検証の方法	<ul style="list-style-type: none">➤ 訓練後の意見交換会➤ 職員に対するアンケート調査➤ 訓練の打合わせでの検討
検証の効果	<ul style="list-style-type: none">➤ 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。➤ 市の防災訓練に対する助言や参考資料とする。➤ 次期の訓練計画に反映する。

第3節 災害時の要配慮者の安全確保

災害時の要配慮者（高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者など）及びその介護者の防災能力を高め、地域で要配慮者を支える体制を構築するため、以下の防災対策を実施する。

第1 在宅の要配慮者に対する安全対策

市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

市の「在宅の要配慮者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災知識の普及・啓発	危機管理課、福祉部、消防本部
2 防災訓練の実施	危機管理課、福祉部、消防本部
3 要配慮者の家庭内対策の支援	福祉部、関係各課
4 防災カード等の作成・配布	福祉部、危機管理課、消防本部
5 避難行動要支援者名簿の作成	福祉部、関係各課
6 避難行動要支援者の安否確認体制の整備	福祉部、危機管理課、関係各課
7 避難誘導體制の整備	福祉部、危機管理課、関係各課
8 社会福祉施設との連携	福祉部、関係各課
9 見守りネットワーク等の活用	福祉部
10 相談体制の確立	福祉部、関係各課

1 防災知識の普及・啓発

要配慮者に必要とされる防災知識は、個々の要配慮者の有するハンディキャップの違いによって異なる。そのため、市は、高齢者や障がい者など、個々の要配慮者に応じた防災知識の周知・啓発を効果的に行うものとする。

2 防災訓練の実施

市は、要配慮者の防災能力を向上させるため、防災訓練の実施にあたり、要配慮者を対象とした避難訓練等をメニューに取り入れる。

3 要配慮者の家庭内対策の支援

市は、消防団、社会福祉協議会、災害ボランティア、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化（家屋の耐震補強、家具の固定等）を図るのが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

4 防災カード等の作成・配布

在宅の要配慮者が災害時に的確な支援を受けるためには、あらかじめ「望む援助、避難先等」を記した防災カード等を作成し、周囲の人たちに伝えるための準備をしておくことが有効である。そのため、市は、在宅の要配慮者に対して防災カード等の普及を図る。

5 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の対象範囲は、生活の基盤が自宅にある者とし、次のとおりとする。

■市が定める避難行動要支援者の範囲

- 身体障害者手帳1級又は2級を所持する児（者）
（ただし、障害の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限る。）
- 療育手帳④又はAを所持する児（者）
- 精神保健福祉手帳1級を所持する児（者）
- 要介護認定3～5を受けている者
- 前各号に掲げる児（者）に準ずる状態にある難病患者
- その他避難支援等を希望し、市長が支援の必要を認めた者

(2) 名簿作成に必要な情報の収集

名簿作成にあたっては、次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために収集する。

■名簿作成に必要な情報の収集

- 住民登録基本台帳
- 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿、精神保健福祉手帳交付台帳

(3) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

■名簿の記載事項

- 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事由

(4) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係各課で把握している情報によるほか、例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報は、必要に応じて県やその他の関係機関に対して情報提供を求める。

(5) 避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

避難行動要支援者本人が重度の認知症や障害等により、個人情報取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、

避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

(6) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理を徹底する。また、災害の規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう更新を行う（原則、年1回）。

(7) 名簿情報の利用及び提供

避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を復元できないよう処分させる。

6 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

市は、避難行動要支援者の安否確認を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿を用いて、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら安否確認を行う体制づくりを進める。

7 避難誘導體制の整備

市は、災害の発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織（以下「避難支援等関係者」という。）と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する。

8 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等との連携を図るように努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図っていく。

9 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

10 相談体制の確立

市は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日頃から相談体制の整備に努める。また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策

市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を推進する。

市の「社会福祉施設入所者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署等
1 防災計画の策定	施設管理者、消防本部、危機管理課、関係各課
2 防災教育の実施	施設管理者
3 防災訓練の実施	施設管理者、福祉部、消防本部
4 地域との連携	施設管理者、危機管理課、関係各課

1 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

(3) 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が損壊した場合でも、市内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

(5) 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練の実施に努める。また、消火器具、屋内消火栓な

どの消火設備、自動火災報知器などの警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識などの避難設備を設置及び管理する。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を最低3日間（推奨1週間）分の備蓄に努める。

■主な備蓄品

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ➤ 飲料水 | ➤ 照明器具 |
| ➤ 非常用食料（老人食等の特別食を含む） | ➤ 非常用電源（燃料含む） |
| ➤ 常備薬 | ➤ 移送用具（担架、ストレッチャー等） |
| ➤ 介護用品（おむつ、尿取りパット等） | |

2 防災教育の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、各施設が策定する防災計画について周知徹底に努める。

3 防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民、自主防災組織等と連携し防災訓練を実施する。

また、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練の実施にも努める。

4 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

第3 外国人の安全対策

わが国の言語、風習等に不慣れな外国人の多くは、災害が発生した場合、的確な対応をとることが困難となることが懸念される。

市の「外国人の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 外国人の所在把握	市民課
2 防災知識の普及・啓発	危機管理課、観光課、秘書広報課、市民生活課
3 防災訓練の実施	危機管理課
4 誘導標識、避難所案内板等の設置	危機管理課、関係各課

1 外国人の所在把握

平成24年7月9日、外国人住民への行政サービスなどの利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行された。

これにより、外国人住民に対して住民票が作成され、平成25年7月8日から、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）及び住民基本台帳カード（住基カード）についても運用が開始されることになった。

市は、災害時の外国人への支援を迅速に進めるため、平常時から市内在住の外国人の所在の把握に努め、外国人支援体制の整備を図る。

2 防災知識の普及・啓発

日本語に不慣れな外国人に対して、英語など他の言語の防災啓発パンフレットを作成・配布することにより災害対応力の向上を図る。

また、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報について、広報誌やガイドブック、インターネット通信等の媒体を利用した外国語による情報提供に努める。

3 防災訓練の実施

市は、外国人の防災能力を向上させるため、総合防災訓練の参加を促すとともに、外国人を対象としたメニューを取り入れた防災訓練の実施に努める。

4 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記に努める。また、案内板のデザインの統一についても配慮する。

第4節 自主防災組織等の整備

第1 自主防災組織の整備

市は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

そのため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に展開し推進することが必要である。

市の「自主防災組織の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自主防災組織の育成・強化	危機管理課
2 自主防災組織の活動支援	危機管理課
3 自主防災組織への訓練実施の支援	危機管理課
4 自主防災組織リーダー養成研修の実施	危機管理課、消防本部

1 自主防災組織の育成・強化

市は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

このことにより、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要などきは、迅速な判断ができる体制を市と市民が連携し構築する。

2 自主防災組織の活動支援

災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援していく。

また、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、災害危険箇所や避難所等を記した防災地図や、地区防災計画の策定に努める。

3 自主防災組織への訓練実施の支援

市は、防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていく。

4 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。そこで、市は、県及び消防本部と連携してリーダー育成のための教育カリキュラムを作成し、リーダーの育成に努める。

第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、市内に立地する事業所等の組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。そこで、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

市の「事業所等の防災組織の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 施設内の防災組織の育成	消防本部、関係各課
2 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成	消防本部、危機管理課、関係各課
3 事業所内の防災組織の育成	消防本部、危機管理課、関係各課
4 関係機関への協力体制の確立	危機管理課、関係各課

1 施設内の防災組織の育成

市及び消防本部は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

2 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

消防本部は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもっており、災害時には地域住民の援助は期待できず、また消防機関の活動にも限界がある。

したがって、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の指導を受け、防災訓練の実施等防災組織の充実を図る。

3 事業所内の防災組織の育成

消防本部は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

4 関係機関への協力体制の確立

市は、各種災害対策関係組織における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織や民間協力機構の充実を図る。

このため、特に次に掲げる関係機関の協力体制の確立に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 民生委員・児童委員、日赤奉仕団及び町会・区 ➤ 農林商工関係団体 ➤ P T A、女性団体及びその他の市民団体 ➤ その他の公共的団体 |
|--|

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるようボランティアの活動環境の整備に努める。

市の「災害ボランティア活動のための環境整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 県災害ボランティア登録制度の周知	危機管理課、社会福祉課
2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握	危機管理課、社会福祉課、 建築住宅課、関係各課
3 専門職ボランティアの組織化	社会福祉課、地域医療対策課、 建築住宅課、関係各課
4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	社会福祉課、危機管理課 社会福祉協議会
5 ボランティアコーディネーターの養成	社会福祉課

1 県災害ボランティア登録制度の周知

(1) 災害ボランティア

県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要に応じて研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。災害時において、登録ボランティアは自主的、自発的に災害支援ボランティア活動を行う。

市は、住民に対し、県のボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

(2) 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物危険度判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、次に示す専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

■専門分野の例

➤ ボランティアコーディネーター	➤ 障がい別の専門ボランティア（手話通訳等）
➤ メンタルケア	➤ 外国語通訳
➤ 乳幼児保育	➤ 情報・通信
➤ 介護	➤ 土木・建築

(3) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行っている。市は、災害時に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する体制を整備する。

(4) 砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援している。市は、災害時に砂防ボランティアの派遣を要請する体制を整備する。

■砂防ボランティアの活動内容

- ▶ 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- ▶ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ▶ 土砂災害時の被災者の援助活動

2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、市は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるように、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくよう努める。

3 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速・的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、市は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速・的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進するよう努める。

4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

そのため、市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、以下の事前対策を講じていく。

■災害ボランティアの活動環境の整備

- ▶ 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- ▶ 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ▶ ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

5 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策

大規模地震による災害の特徴は、被害の広域性、同時多発性にある。県が実施した「平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月）によると、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の人的被害は最大で死者数が1人、重軽傷者数は20人、避難者数は1週間後69人、建物被害は全壊棟数8棟、焼失棟数44棟、半壊棟数129棟という被害が予測されている。

災害対策の第一線に立つ市としては、多岐・広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設など、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

そのため、市は大規模地震発生後の災害応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、発災直後から72時間を目処とした「初動対応期」とそれ以降の「救援期」とに分けて、以下に定める施策を策定する。

第1節 活動体制の確立

市の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、必要な職員を動員配備して以下の体制を組織し、その活動体制に万全を期するものとする。

- ・危機対策会議（警戒体制、緊急体制）
- ・災害対策本部（非常体制）

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

第1 市の活動体制

「市の活動体制」は、以下に示す内容によって構成される。

項目	担当部署
1 体制の種別及び配備区分	各課共通
2 危機対策会議の機構及び組織	各課共通

1 体制の種別及び配備区分

地震災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、以下のとおりである。

■警戒体制及び緊急体制

（災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制）

配備区分	地震発生時の配備基準	活動内容
警戒体制	原則として震度4の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
緊急体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

■非常体制

（災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

地震発生時の配備基準	活動内容
原則として震度5強以上の揺れが発生した場合 「東海地震予知情報」が発表された場合 その他市長が必要と認めた場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

2 危機対策会議の機構及び組織

危機対策会議は、災害対策本部に準じた組織体制とし、災害予防及び初期の応急対策の実施について協議する。

（1）所掌事務

- ア 災害発生初期及び災害が発生するおそれがある場合の情報収集及び分析
- イ 職員の配備体制及び動員についての提言
- ウ 初期応急対策活動の立案

（2）危機対策会議の解散

危機対策会議は、災害対策本部が設置されたとき、又は初期の応急対策の必要性が認められなくなったとき解散する。

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策及び復旧計画に従事しなければならない。
 この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。
 市の「職員の動員計画」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 配備基準及び動員計画	各課共通
2 動員の方法	各課共通

1 配備基準及び動員計画

震災時の配備基準、動員計画、配備体制の決定は、次のとおりとする。

■震災時における配備体制

配備体制	配備基準	動員計画
警戒体制	原則として震度4の揺れが発生した場合	原則として課長職以上の職員
緊急体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	原則として主任以上の職員
非常体制	原則として震度5強以上の揺れが発生した場合	全職員

■配備体制の決定

配備体制	配備体制の決定
警戒体制	総務部長が副市長の指示を受け行う。
緊急体制	総務部長が副市長の指示を受け行う。
非常体制	総務部長が副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員・参集

非常体制が発令された場合、庁内放送や職員向けメールなどにより動員を指示する。各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「総務班」を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■勤務時間内の動員・参集における留意点

- 常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

(2) 勤務時間外及び休日における動員・参集

ア 勤務時間外の動員・参集

勤務時間外の動員・参集については、次の内容で実施する。

当直者は、担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

■勤務時間外の動員・参集

区分	内容
勤務場所への参集	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テレビ、ラジオ、携帯メール等により、市域内で震度5強以上の地震情報を確認した場合、本市の全職員は自主参集する。 ▶ 職員は、まず家族の安否確認及び安全を確保した後、速やかに勤務場所に自主参集する。
参集の報告	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 班長は、班員の参集状況を「総務班」に報告する。
参集が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの庁舎等へ参集し、班長への連絡に努める。 ▶ 当該施設に留まる場合は、施設リーダーの指示により、応急救護活動に従事する。

■各部及び支部の初動体制にかかる要員

- ▶ 庁舎周辺近隣居住職員は、災害対策初動本部活動要員として自主参集する。
- ▶ 参集した初動対応職員は、あらかじめ策定された業務マニュアルにより、活動を行う。

イ 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の情報を収集する。ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考えることとする。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

ウ 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を「統括班」に報告する。

(3) 情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所属の課（所）に参集するものとする。

- ・ 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。
- ・ 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

(4) 非常参集

職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、あらかじめ定められたマニュアルにより、最寄りの下記に掲げる場所に非常参集する。

参集後、緊急連絡網、ちちぶ安心・安全メール等により、①市の配備体制、②時間を要しても所定の配備につく必要があるか、などを確認する。所定の配備につくことができない職員又は所定の配備につくことを要しないとされた職員は、災害対策本部員の指示に従うものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の課所に参集するよう努める。

■非常参集場所

・本庁舎及び歴史文化伝承館 ・各総合支所 ・市の出先機関

(5) 参集における留意事項

職員は、参集に際しては、次の点に留意する。

■参集時の留意事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。▶ 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。▶ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。▶ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。▶ 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないこと。 |
|---|

第3 災害対策本部の設置・運営

市長は、市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を敷き災害対策基本法第23条第1項の規定及び秩父市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部員会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

各部各班は、速やかに市域の被害状況調査、収集に努めるとともに、全勢力をもって災害応急対策活動にあたる。

市の「災害対策本部の設置・運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害対策本部の設置	危機管理課、関係各課
2 災害対策本部の運営	各班共通
3 災害対策本部の組織編成、分担業務	各班共通
4 災害対策本部運営の留意事項	関係各班

☞【資料7.2】『秩父市災害対策本部条例』参照
 ☞【資料7.3】『秩父市災害対策本部に関する規程』参照

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- ▶ 市域で震度5強以上の地震が発生したとき
- ▶ 東海地震の警戒宣言が発令されたとき
- ▶ その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部員会議の開催、関係各班との連絡調整を円滑に行うため本庁舎に設置する。ただし、災害対策本部室を所定の場所に設置できない場合、歴史文化伝承館、次に被災を免れた最寄りの公共施設の順で設置する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

■本部長の代行順位

第1順位	第2順位
副市長	教育長

(4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、以下の手順によるものとする。

■災害対策本部の設置手順

NO.	項目	内容
①	市役所の被害状況の把握	「管財班」は、市役所の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施し、状況を「統括班」に報告する。出先機関については各々の施設管理者が同様の対応をとる。
②	職員の被災状況の把握	「総務班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに「各班」から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況を掌握し、「統括班」に報告する。
③	通信機能の確保	「統括班」及び「消防本部」は、市防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。
④	災害対策本部室の設置	「管財班」による市役所の安全確認後、「総務部」は、市役所内に災害対策本部室を設置する。市役所が被災し災害対策本部室の設置ができない場合、「総務部」は、その他各部の協力のもと歴史文化伝承館に災害対策本部室を設置する。
⑤	本部設置の掲示	「統括班」は、市役所玄関及び災害対策本部室入口に「秩父市災害対策本部」の掲示を行う。
⑥	関係各班の執務場所の確保	執務場所を所定の場所に設置できない場合、「各班」は「統括班」と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

(5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の通知

ア 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び廃止の通知

区分	内容
勤務時間内	「統括班」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する関係各班は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外 (設置のみ)	各職員は、テレビ、ラジオ等により本市の震度に関する情報により、災害対策本部の自動設置を判断する。

イ 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。
 なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

また、市域内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず国（総務省消防庁）にも通知する。（「火災・災害等即報要領の一部改正について」平成20年9月9日消防第166号）

国（総務省消防庁）への連絡は、次のとおりである。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県消防防災課	防災情報システム、防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
秩父消防本部	防災情報システム、防災行政無線、電話	統括班
秩父警察署	防災行政無線、電話	統括班
小鹿野警察署	電話、ファクシミリ	統括班
市防災会議機関	電話、ファクシミリ	統括班
市議会	電話、ファクシミリ	業務協力班
報道機関	電話、ファクシミリ	秘書広報班
応援協定締結自治体	電話、ファクシミリ	統括班
町会長協議会、 自主防災組織	電話、ファクシミリ	統括班
市民	防災行政無線（固定系）、ちちぶ安心・安全メール、 フェイスブック、市ホームページ	秘書広報班

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	F A X
応急対策室 〔平日(9:30~18:15)〕	一般加入電話	03(5253)7527	03(5253)7537
	消防防災無線	9049013	9049033
	地域衛星通信	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03(5253)7777	03(5253)7553
	消防防災無線	9049102	9049036
	地域衛星通信	TN-048-500-9049102	TN-048-500-9049036

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部長付（教育長）

本部長を補佐し、本部長及び副本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(4) 本部長

本部長の命を受け、本部員会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(5) 本部員会議

本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部員会議への出席を求める。

■本部員会議の協議、調整事項

- ▶ 震災応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- ▶ 動員配備体制に関すること。
- ▶ 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- ▶ 避難の勧告又は指示に関すること。
- ▶ 自衛隊の災害派遣に関すること。
- ▶ 埼玉県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ▶ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ▶ 隣接市町村との相互応援に関すること。
- ▶ 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- ▶ 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ▶ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(6) 各部班

災害対策本部の各部班ごとに定められた分担業務「本節 第3 3 (2) 各部班の分担業務」に従って災害応急対策活動を遂行する。

(7) 現地災害対策本部

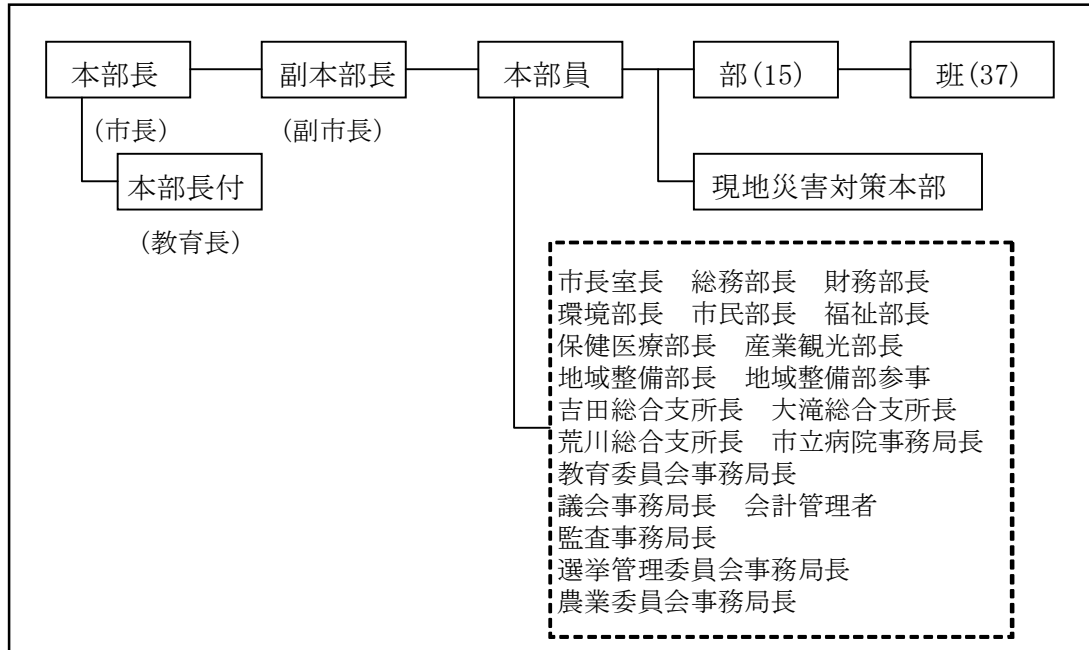
現地災害対策本部は、被災地において災害応急対策を実施するため設置する。

3 災害対策本部の組織編成、分担業務

(1) 災害対策本部の機構及び組織

災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

ア 災害対策本部の機構



イ 部（室・局）及び班の組織（平成27年4月1日現在）

部（室・局）	班
市長室	政策班 秘書広報班
総務部	総務班 情報政策班 統括班
財務・会計部	財政班 管財班 課税班 収納班 契約班 会計班
環境部	環境森づくり班 生活衛生上水道班 下水道班 清流園班 聖地公園班
市民部	市民班 市民生活班 物資集積班 地区協力班
福祉部	福祉班
保健医療部	保健医療班
産業観光部	商工班 農政班
地域整備部	道路管理用地班 道路維持班 都市計画班 建築住宅班
吉田総合支所	市民福祉班 地域振興班
大滝総合支所	市民福祉班 地域振興班
荒川総合支所	市民福祉班 地域振興班
病院部	医療班
教育委員会	教育総務班
支援部	業務協力班

(2) 各部班の分担業務

■ 災害対策本部の所掌事務（平成27年4月1日現在）

部	部長	班	班長	所掌事務
市長室	市長室長	政策班	○地域政策課長 改革推進課長	1 広域市町村圏組合との連絡調整に関すること。 2 総務部統括班との連絡調整に関すること。 3 総合支所との連絡調整に関すること。 4 室内の連絡調整に関すること。 5 室内職員の動員に関すること。 6 各協力団体の連絡調整に関すること。
		秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の応接に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。

第3編 災害応急計画
<第1章 震災応急対策>
第1節 活動体制の確立

部	部長	班	班長	所掌事務
				4 災害広報活動に関すること。
総務部	総務部長	総務班	○総務課長 人事課長 工事検査課長	1 職員の動員に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。 3 災害時の従事者に対する損害補償に関すること。 4 職員の手当てに関すること。 5 総務部統括班との連絡調整に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。
		情報政策班	情報政策課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。 2 諸データの保全に関すること。
		統括班	危機管理課長	1 災害対策本部に関すること。 2 情報の整理に関すること。 3 被害状況の記録及び統計に関すること。 4 防災関係機関及び協力団体への連絡に関すること。 5 自衛隊の派遣要請及び連絡に関すること。 6 輸送機関との連絡調整に関すること。
財務・会計部	○財務部長 会計管理者	財政班	○財政課長 FM推進課長	1 緊急予算編成及び資金調達に関すること。 2 各協力団体の連絡調整に関すること。 3 総務部統括班との連絡調整に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 部内職員の動員に関すること。
		管財班	管財課長	1 市所有自動車及び借上車の調達手配に関すること。 2 応急措置のための土地収用等に関すること。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。
		課税班	○市民税課長 資産税課長	1 非住家の被害調査の集計及び統括班への報告に関すること。 2 災害事情による市民税等の減免に関すること。 3 物資の調達に関すること。 4 物資の配給計画に関すること。
		収納班	収納課長	1 り災者用食料の調達に関すること。 2 り災者用食料の配給に関すること。
		契約班	契約課長	1 ボランティアの受入れに関すること。
		会計班	会計課長	1 災害経費の出納に関すること。
環境部	環境部長	環境森づくり班	○環境立市推進課長 森づくり課長	1 林業関係の被害調査に関すること。 2 林業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 3 林業関係機関との連絡調整に関すること。 4 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 5 総務部統括班との連絡調整に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。
		生活衛生上水道班	生活衛生課長	1 環境衛生に関すること。 2 感染症発生に対する防疫活動に関すること。 3 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関すること。
		下水道班	○下水道課長 下水道センター所長	1 下水道施設等の被害調査及び災害対応対策に関すること。
		清流園班	清流園所長	1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。
		聖地公園班	聖地公園管理事務所長	1 聖地公園施設の被害状況の調査に関すること。 2 広域避難地に関すること。
市民部	市民部長	市民班	市民課長	1 埋火葬及び霊柩車・斎場に関すること。 2 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。 4 総務部統括班との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内職員の動員に関すること。
		市民生活班	市民生活課長	1 市民団体との連絡調整に関すること。 2 災害時の市民相談に関すること。 3 交通安全に関すること。
		物資集積班	○生涯学習課長	1 救助物資等の集積管理に関すること。

第3編 災害応急計画
＜第1章 震災応急対策＞
第1節 活動体制の確立

部	部長	班	班長	所掌事務
			市民スポーツ課長 歴史文化伝承館長	2 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関する事 3 地区協力班との連絡調整に関する事
		地区協力班	○中央公民館長 地区公民館長 図書館長	1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関する事 2 管内における災害対応事務への協力に関する事
福祉部	福祉部長	福祉班	○社会福祉課長 障がい者福祉課長 高齢者介護課長 秩父地域包括支援センター所長 子ども課長	1 救援金品の受け付け管理及び配分に関する事 2 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関する事 3 応急仮設住宅に関する事 4 被災者の援護に関する事 5 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事 6 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事 7 総務部統括班との連絡調整に関する事 8 部内の連絡調整に関する事 9 部内職員の動員に関する事
保健医療部	保健医療部長	保健医療班	○地域医療対策課長 保険年金課長 保健センター所長	1 医薬品、医療品材等の調達整備及び輸送に関する事 2 災害救助法適用後の医療保険との調整に関する事 3 応急救護所の設定に関する事 4 保健所及び関係機関への連絡調整に関する事 5 救護活動の記録に関する事 6 部内の連絡調整に関する事 7 部内職員の動員に関する事
産業観光部	産業観光部長	商工班	○商工課長 企業支援センター所長 観光課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事 2 観光諸施設の保全に関する事 3 部内の被害集計に関する事 4 総務部統括班との連絡調整に関する事 5 部内の連絡調整に関する事 6 部内職員の動員に関する事
		農政班	農政課長	1 農業関係の被害調査に関する事 2 農業関係の復旧対策の総合調整に関する事 3 農業関係機関との連絡調整に関する事
地域整備部	地域整備部長	道路管理用地班	○道路管理課長 用地課長	1 部内の被害集計に関する事 2 総務部統括班との連絡調整に関する事 3 部内の連絡調整に関する事 4 部内職員の動員に関する事 5 関係団体との連絡調整に関する事
		道路維持班	○道路維持課長 道づくり課長	1 土木施設の被害状況の調査に関する事 2 道路(市道・森林管理道・農道)、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事 3 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事 4 水防活動に関する事
		都市計画班	都市計画課長	1 都市計画公園及び都市計画街路の被害調査及び災害対応対策に関する事 2 児童公園・児童遊園の被害調査及び災害対応対策に関する事
		建築住宅班	建築住宅課長	1 被災建築物応急危険度判定に関する事 2 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関する事 3 応急避難所設営に関する事 4 市有建築物の応急修理に関する事
吉田総合支所	吉田総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事 2 諸データの保全に関する事 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事 4 非住家の被害調査、集計に関する事 5 災害事情による市民税等の減免に関する事 6 物資の調達、配給計画に関する事 7 被災者用食糧の調達、配給に関する事 8 総務部統括班との連絡調整に関する事 9 支所内の連絡調整に関する事

第3編 災害応急計画
<第1章 震災応急対策>
第1節 活動体制の確立

部	部長	班	班長	所掌事務
				10 支所内職員の動員に関する事 11 罹災台帳の作成及び管理に関する事 12 罹災証明書の発行に関する事 13 災害時の市民相談に関する事 14 市民団体との連絡調整に関する事 15 交通安全に関する事 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関する事 17 被災者の援護に関する事 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関する事 21 応急避難所設営に関する事 22 救護活動の記録に関する事 23 応急仮設住宅に関する事
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事 2 観光諸施設の保全に関する事 3 農林業関係機関との連絡調整に関する事 4 農林業関係の被害調査に関する事 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関する事 6 支所内の被害集計に関する事 7 土木施設の被害状況の調査に関する事 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事 10 水防活動に関する事 11 応急避難所設営に関する事 12 市有建築物の応急修理に関する事 13 環境衛生に関する事 14 感染症発生に対する防疫活動に関する事
大滝総合支所	大滝総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事 2 諸データの保全に関する事 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事 4 非住家の被害調査、集計に関する事 5 災害事情による市民税等の減免に関する事 6 物資の調達、配給計画に関する事 7 被災者用食糧の調達、配給に関する事 8 総務部統括班との連絡調整に関する事 9 支所内の連絡調整に関する事 10 支所内職員の動員に関する事 11 罹災台帳の作成及び管理に関する事 12 罹災証明書の発行に関する事 13 災害時の市民相談に関する事 14 市民団体との連絡調整に関する事 15 交通安全に関する事 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関する事 17 被災者の援護に関する事 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関する事 21 応急避難所設営に関する事 22 救護活動の記録に関する事
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事 2 観光諸施設の保全に関する事 3 農林業関係機関との連絡調整に関する事 4 農林業関係の被害調査に関する事 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関する事 6 支所内の被害集計に関する事 7 土木施設の被害状況の調査に関する事

第3編 災害応急計画
<第1章 震災応急対策>
第1節 活動体制の確立

部	部長	班	班長	所掌事務
				8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。 10 水防活動に関すること。 11 応急避難所設営に関すること。 12 市有建築物の応急修理に関すること。 13 環境衛生に関すること。 14 感染症発生に対する防疫活動に関すること。
荒川総合支所	荒川総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。 2 諸データの保全に関すること。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 非住家の被害調査、集計に関すること。 5 災害事情による市民税等の減免に関すること。 6 物資の調達、配給計画に関すること。 7 被災者用食糧の調達、配給に関すること。 8 総務部統括班との連絡調整に関すること。 9 支所内の連絡調整に関すること。 10 支所内職員の動員に関すること。 11 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 12 罹災証明書の発行に関すること。 13 災害時の市民相談に関すること。 14 市民団体との連絡調整に関すること。 15 交通安全に関すること。 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関すること。 17 被災者の援護に関すること。 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関すること。 21 応急避難所設営に関すること。 22 救護活動の記録に関すること。
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 2 観光諸施設の保全に関すること。 3 農林業関係機関との連絡調整に関すること。 4 農林業関係の被害調査に関すること。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関すること。 6 支所内の被害集計に関すること。 7 土木施設の被害状況の調査に関すること。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。 10 水防活動に関すること。 11 応急避難所設営に関すること。 12 市有建築物の応急修理に関すること。 13 環境衛生に関すること。 14 感染症発生に対する防疫活動に関すること。
病院部	市立病院事務局長	医療班	○管理課長 医事課長 診療所事務局長	1 院内感染防止に関すること。 2 被災者に対する医療に関すること。 3 看護師の確保に関すること。 4 入院患者の看護に関すること。 5 院内の災害対策及び警備に関すること。 6 その他医療に関すること。 7 総務部統括班との連絡調整に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内職員の動員に関すること。
教育委員会	事務局長	教育総務班	○教育総務課長 学校教育課長 保健給食課長 文化財保護課長 教育研究所長	1 教育施設の災害応急対策に関すること。 2 教育施設の被害状況調査に関すること。 3 収容施設の便宜供与に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 5 総務部統括班との連絡調整に関すること。

部	部長	班	班長	所掌事務
				6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。
支援部	○議会事務局 局長 監査事務局 局長 選挙管理委員会事務局 局長 農業委員会事務局 局長	業務協力班	○議会事務局課長級 監査事務局課長級 選挙管理委員会課長級 農業委員会課長級	1 災害状況の調査業務等の協力に関すること。 2 災者の陳情受け付け等の協力に関すること。 3 災者の救護業務等の協力に関すること。 4 総務部統括班との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内職員の動員に関すること。

備考

- 1 本部長は、災害の実情により必要があると認められるときは、本表の分掌にかかわらず部班を配置換えすることができる。
- 2 部長及び班長欄に2以上掲げてある場合は、○を正とし、他は副とする。
- 3 部長及び班長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその業務を行うものとする。
- 4 次長及び技監の職にある者は、部付として部長を補佐し、部の業務遂行にあたる。
- 5 災害対策本部閉鎖後の事務処理については、それぞれの所管において行うこと。

4 災害対策本部運営の留意事項

(1) 本部設置時の留意事項

ア 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 議会との連絡調整

「業務協力班」は、災害発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

ウ 視察・見舞者の応接

「秘書広報班」は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

エ 会計処理

「会計班」は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

(2) 応急活動時の留意事項

ア 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも関わらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

イ 職員及び職員の家族の被災状況の把握

「総務班」は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

ウ 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及び、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「保健医療班」は、「総務班」と連携し、職員の健康管理に努める。

エ 災害対策要員のローテーション

災害対策本部は、大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

オ 公務災害処理

「総務班」は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を行う。

第4 災害情報通信手段の確保

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、市は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集するものとする。

このため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行うものとする。

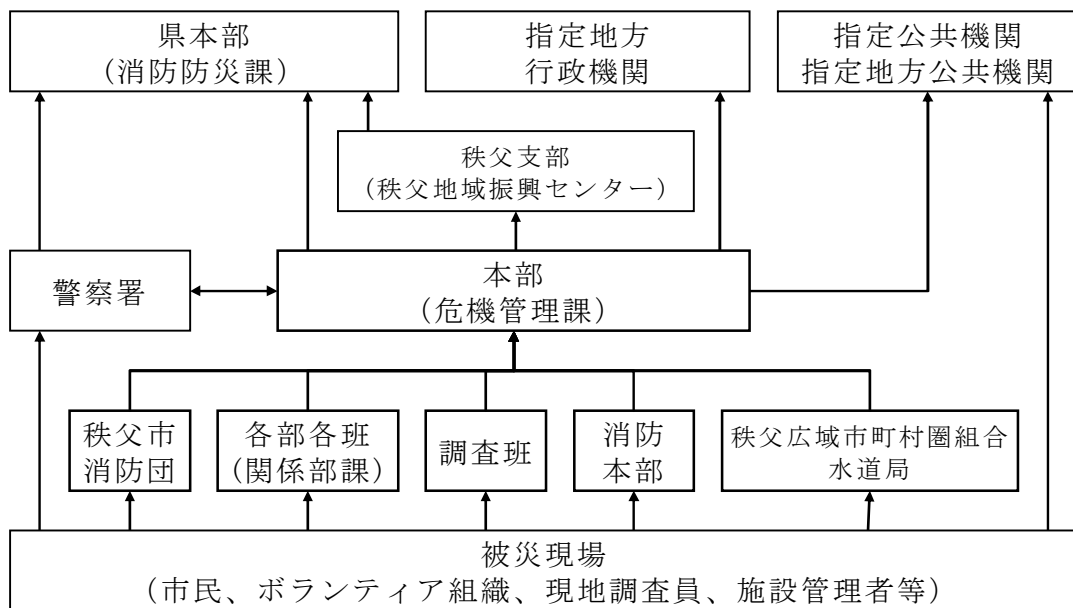
市の「災害情報通信手段の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害時の情報通信	統括班、各総合支所
2 市民への情報伝達	秘書広報班、福祉班

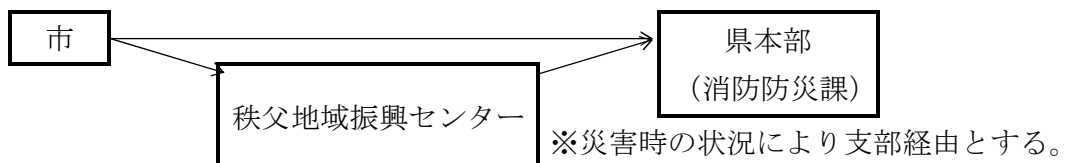
1 災害時の情報通信

災害時における被害情報等の報告通報系統は次に示すとおりである。

<統括的系統図>



<部門別系統図> (防災情報システムによる報告)



(1) 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、市、県、防災関係機関等の間で使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。

- | | |
|------------|----------|
| ▶ 防災行政無線 | ▶ 非常無線 |
| ▶ 指定電話 | ▶ ファクシミリ |
| ▶ 防災情報システム | ▶ 衛星携帯電話 |

(2) 災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

(3) 非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電話通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条及び第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

(4) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

ア 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- | | |
|--------|---------|
| ▶ 警察機関 | ▶ 鉄道事業者 |
| ▶ 消防機関 | ▶ 電気事業者 |

イ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- | |
|--|
| ▶ 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。 |
| ▶ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。 |

ウ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- | |
|--|
| ▶ 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。 |
| ▶ 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、資料編に掲げる協定の定めるところにより行うものとする。 |

☞【資料6. 7】『災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定』参照

(5) 非常通信の利用

地震及びそれに伴う非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

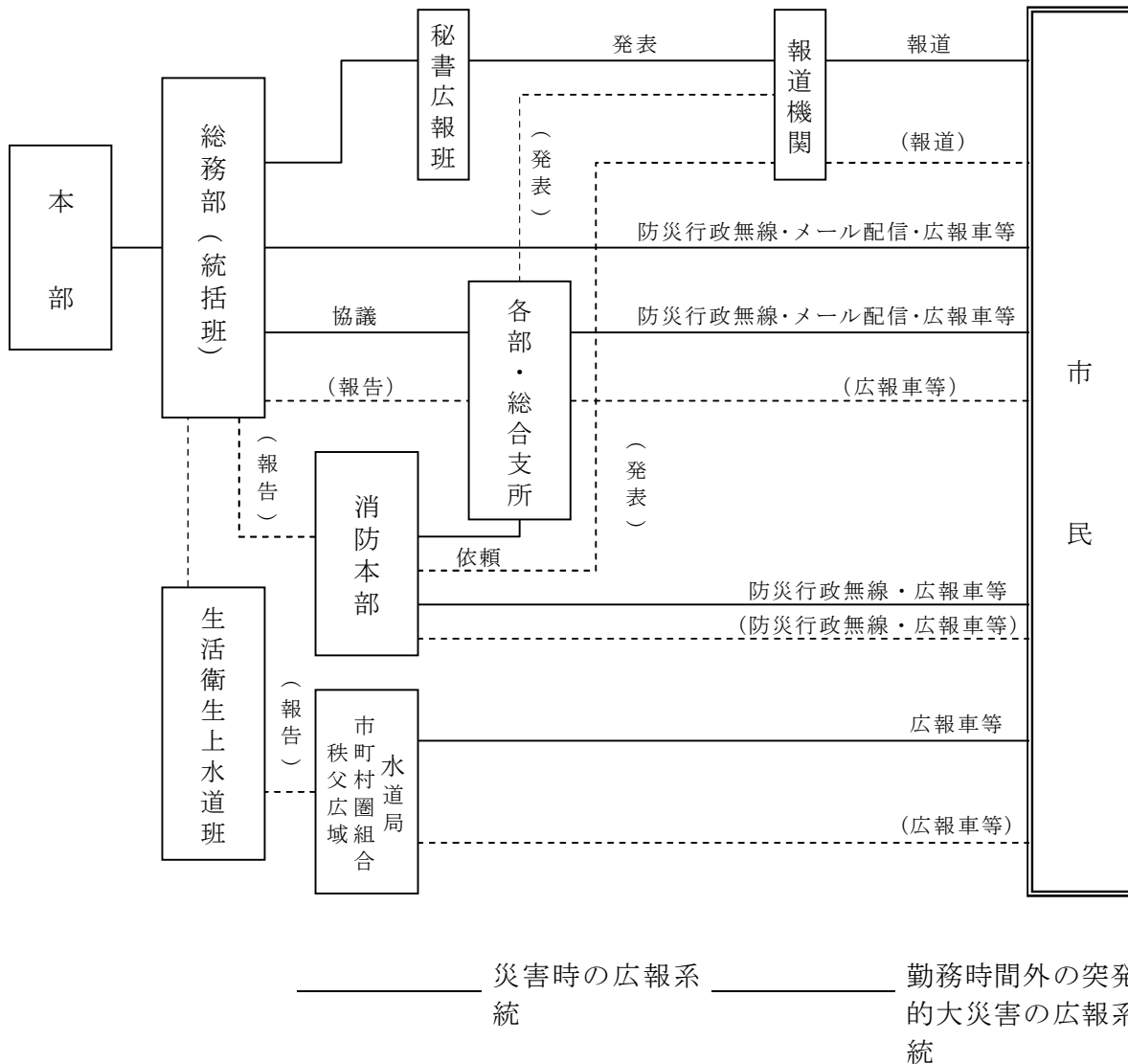
(6) 災害時優先電話の利用

災害時に電話がふくそうし、かかりにくい場合には、災害時優先電話を発信専用として利用するものとする。市役所及び市の出先機関の災害時優先電話は、資料編に掲げるとおりとする。

☞【資料1.4】『災害時優先電話一覧』参照

2 市民への情報伝達

災害時における市民への広報連絡系統は以下のとおりである。



(1) 防災行政無線（固定系）

市から住民への情報伝達手段としては、防災行政無線（固定系）があり、「各班」は「秘書広報班」を通じて、これを用いた住民への情報伝達を積極的に行う。

なお、「統括班」は、地震発生時にその設備の点検・維持に努める。

(2) ちちぶ安心・安全メール等による情報伝達

市は、災害や避難勧告等の緊急情報を一斉に配信するちちぶ安心・安全メールの運用を開始している。

また、市ホームページ及び市公式フェイスブックなど、さまざまな情報伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

(3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、他の通信ができないか又は著しく困難な場合、「秘書広報班」は、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに要請する。

(4) 要配慮者への情報伝達

災害時に的確かつ迅速な情報伝達活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の促進や要配慮者の近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等を活用し、要配慮者の特性に合わせた情報伝達体制を確立しておく（聴覚障がい者に対する防災カードや自閉症患者に対する絵・図などの簡易な表現の採用など）。

第5 広域応援要請

災害に際して市の防災力のみでは対応不可能と判断したときは、速やかに県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

市の「広域応援要請」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 県への広域応援要請	統括班、関係各班
2 他市町村への応援要請	統括班、関係各班
3 応援の受け入れ	統括班、関係各班
4 職員の派遣要請・あっせん要請	統括班、総務班、関係各班

1 県への広域応援要請

(1) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要求

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

市は、県の消防防災課に電話等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、本部統括班にその旨を申し出る。

- ▶ 災害の状況及び応援を求める理由
- ▶ 応援を必要とする人員、物資等
- ▶ 応援を必要とする場所、期間
- ▶ 応援を必要とする活動内容
- ▶ 応援の受け入れ地
- ▶ その他応援に関し必要な事項

(2) 自衛隊への災害派遣要請依頼

「本節 第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」に定める。

(3) 緊急消防援助隊・広域消防応援の依頼

「本章 第2節 第5 消防活動」に定める。

2 他市町村への応援要請

(1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し以下の事項を示して応援を求める。

「統括班」は、協定市町村の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「統括班」にその旨を申し出る。

- ▶ 災害の状況及び応援を求める理由
- ▶ 応援を必要とする人員、物資等
- ▶ 応援場所及び応援場所までの通行可能経路
- ▶ 応援を必要とする期間
- ▶ 応援の受け入れ地
- ▶ その他応援に関し必要な事項

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く）

本部長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く）に対し次の事項を示して応援を求める。「統括班」は、他の市町村の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「統括班」にその旨を申し出る。

- ▶ 災害の状況及び応援を求める理由
- ▶ 応援を必要とする人員、物資等
- ▶ 応援を必要とする場所、期間
- ▶ 応援を必要とする活動内容
- ▶ 応援の受け入れ地
- ▶ その他応援に関し必要な事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

「本章 第2節 第5 消防活動」に定める。

3 応援の受け入れ

(1) 連絡体制の確保

「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、所管する班は、連絡責任者を指定し「統括班」との連絡体制を確保する。

(2) 受け入れ拠点の指定

「統括班」は所管する班と連携し、「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、受け入れ拠点を指定するとともに、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて確保するものとする。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、「関係各班」の連絡責任者が窓口となっていく。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。ただし、消防応援は各協定の定めのとおりとする。

4 職員の派遣要請・あっせん要請

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、この職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

■職員派遣の要請

- ▶ 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
- ▶ 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

■職員派遣のあっせんの要求

- ▶ 県知事に対する職員の派遣のあっせんの要求（災害対策基本法第 30 条）

(2) 手続き

「統括班」は、「総務班」と連携し「関係各班」からの要請を踏まえ、本部長の承認を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令第 17 条、第 18 条、第 19 条に定めるところによる。

■職員派遣要請の場合の記載事項

- ▶ 派遣を要請する理由
- ▶ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ▶ 派遣を必要とする期間
- ▶ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ▶ その他職員の派遣について必要な事項

■職員派遣のあっせん要求の場合の記載事項

- ▶ 派遣のあっせんを求める理由
- ▶ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ▶ 派遣を必要とする期間
- ▶ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ▶ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第6 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

市の「自衛隊の災害派遣要請依頼」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害派遣要請依頼の基本方針	統括班、関係各班
2 災害派遣の活動内容及び関係各班	統括班、関係各班
3 災害派遣要請依頼の手続き	統括班、関係各班
4 災害派遣部隊の受け入れ	統括班、関係各班
5 災害派遣部隊の撤収要請	統括班、関係各班
6 経費の負担区分	統括班、関係各班

1 災害派遣要請依頼の基本方針

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。(災害対策基本法第68条第2項(災害派遣の要請の要求等))

■災害派遣の要件

緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2 災害派遣の活動内容及び関係各班

原則として自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容、及び当該活動を担当する班は、以下に示すとおりである。

■自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

区分	活動内容
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。

3 災害派遣要請依頼の手続き

（1）総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、「統括班」とする。

（2）手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた「関係各班」は、「統括班」にその旨を伝達する。「統括班」は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式（県知事あて）」により県知事に災害派遣要請の依頼を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。

この場合、本部長は速やかにその旨を県知事に通知する。（災対法第68条第2項2）

■県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
提出部数	1部
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ➢ 派遣を必要とする期間 ➢ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ➢ 派遣を希望する区域及び活動内容 ➢ その他参考となるべき事項

■ 県への連絡先

勤務時間内 災害対策本部設置前	危機管理課（危機管理担当） 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外 災害対策本部設置後	危機管理防災部当直・統括部 電話 048-830-8111 FAX 048-822-8119

■ 自衛隊への連絡先

名 称	陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊
所 在 地	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目
電話番号	048-663-4241（内線：435 時間外：402）

4 災害派遣部隊の受け入れ

（1）受け入れ準備

「統括班」及び「関係各班」は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受け入れに万全を期す。

■ 派遣部隊の受け入れに伴う留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場及び炊事場を準備すること。 ▶ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。 ▶ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。 ▶ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受け入れに必要な準備をすること。（「■ヘリコプター発着場表示要領」参照）

■ ヘリコプター発着場表示要領

項目	内容
着陸地点の表示	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約10m程度の円を描き、中央にHと記す。
風向指示器の設置	着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹き流し、又は旗を立てる。（布製、風速25m/秒に耐えられる強度）

（2）災害派遣部隊の活動拠点

災害派遣部隊の活動拠点としての自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は、次のとおりである。

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

■災害派遣部隊の活動拠点

用途	場所	住所	連絡先
本部事務室	秩父市役所	熊木町 8-15	22-2206 (危機管理課)
宿舎	秩父第一中学校、 秩父第一小学校	滝の上 9-22 上宮地町 36-11	22-1142 22-0003
材料置き場 (野外の適当な広さ)	南小学校	野坂町 2-14-29	22-1229
駐車場	秩父第一小学校	上宮地町 36-11	22-0003

※ヘリポートは、【資料5. 1】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

■ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

項目	内容
離着陸要領	ヘリコプターは、風に向かって約 10 度～12 度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。
発着場選定基準	地面は堅固で傾斜 6 度以内で、かつ周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北 100m×100mの地積があればよい。

(3) 災害派遣部隊到着後の措置

市は、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

なお、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

■災害派遣部隊に関する県への報告事項

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 派遣部隊の長の官職氏名 ▶ 隊員数 ▶ 到着日時 ▶ 従事している作業内容及び進捗状況
--

5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

■派遣部隊に関する経費の負担区分

- ▶ 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- ▶ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ▶ 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料等
- ▶ 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- ▶ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第7 ボランティアの応援受け入れ

災害応急対策を迅速・的確に実施し、被災住民の多種多様なニーズに対応するため、各種ボランティアの受入体制づくりと、円滑なボランティア活動のできる環境づくりについて定める。

本市の「ボランティアの応援受け入れ」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 受入体制の整備	契約班、福祉班、関係各班
2 ボランティアの受け入れ	契約班
3 埼玉県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請	契約班
4 専門ボランティアの登録・活動調整	契約班、関係各班
5 ボランティア活動への支援	契約班、関係各班

1 受入体制の整備

(1) ボランティア需要の把握

ア ボランティア需要の報告

「関係各班」は、応急対策に必要とされるボランティア需要を「契約班」、「福祉班」に報告する。

イ ボランティア需要の整理

「契約班」、「福祉班」は、「関係各班」から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理する。

(2) 災害ボランティアセンターの開設

ボランティア活動の受け入れ窓口及び活動の拠点となる災害ボランティアセンターの開設にあたって「契約班」は、その活動方針や運営について秩父市社会福祉協議会と前もって協議し、円滑なボランティア活動の環境を整えるものとする。

災害ボランティアセンターの業務として、次の業務を行うものとする。

■災害ボランティアセンターの業務

- ▶ 災害ボランティアの募集、受付、管理を行う。
- ▶ 被災者からのニーズを情報収集、把握を行う。
- ▶ 被災者からのニーズの内容を検討し、災害ボランティアの派遣を行う。
- ▶ 災害ボランティアの活動に必要な資材の調達、管理、貸出しを行う。
- ▶ ボランティア団体等の情報収集及び各ボランティア団体等間の調整を行う。
- ▶ 災害対策本部との連絡調整業務を行う。

(3) ボランティアの種別

ボランティアの種別は、おおむね次のとおりである。

区分	内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特殊な資格、職能を有しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師 ・応急危険度判定士 ・その他 ▶ 資格、職能を有しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他
埼玉県防災ボランティア登録	埼玉県防災ボランティアに登録しているもの
一般ボランティア	災害時に直接市へ来る者
社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者

2 ボランティアの受け入れ

専門ボランティアの受け入れ要請は、災害対策本部での方針決定に基づき行うものとする。
 一般ボランティアの受け入れは、災害ボランティアセンターに窓口を設け実施するものとする。

3 埼玉県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請

「契約班」は、ボランティア需要をもとに、市のみではボランティアの確保が困難な場合は、埼玉県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣を要請する。

4 ボランティアの登録・活動調整

(1) 専門ボランティアの登録

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだ専門ボランティアについて、「災害ボランティア（受入）名簿」を作成するとともに、その救援活動項目や人数などを登録する。

■主な専門ボランティア

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 救急・救助ボランティア ▶ 医療ボランティア ▶ 介護ボランティア ▶ 応急危険度判定ボランティア ▶ ボランティアコーディネーター ▶ 輸送ボランティア |
|--|

(2) 専門ボランティアの活動調整

「契約班」は、各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先などの総合的調整を行うものとする。

また、調整結果については、要請を行った「関係各班」に報告する。

5 ボランティア活動への支援

「契約班」は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- ▶ 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- ▶ ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

第8 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

市の「災害救助法の適用」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 災害救助法の概要	福祉班、統括班、関係各班
2 災害救助法の適用及び実施	福祉班、統括班、関係各班
3 災害救助法が適用されない場合の措置	統括班、関係各班

☞【資料8.1】『「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表』参照

1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

■災害救助法に定める救助の種類

- 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかった者の救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋 葬
- 前記に規定するもののほか、政令で定めるもの
 - ・ 死体の搜索及び処理
 - ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するために必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる。(災害救助法第30条)

埼玉県においては、埼玉県災害救助法施行細則第16条により、次の救助に関する職権を市長にあらかじめ委任している。なお、応急仮設住宅、医療・助産についても市長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市・秩父広域市町村圏組合水道局
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内(ただし、助産は分べんした日から7日以内)	医療班派遣＝県及び日赤県支部(ただし、委任したときは、市)
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県(ただし、委任したときは、市)
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。
 ただし、知事あて申請し厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

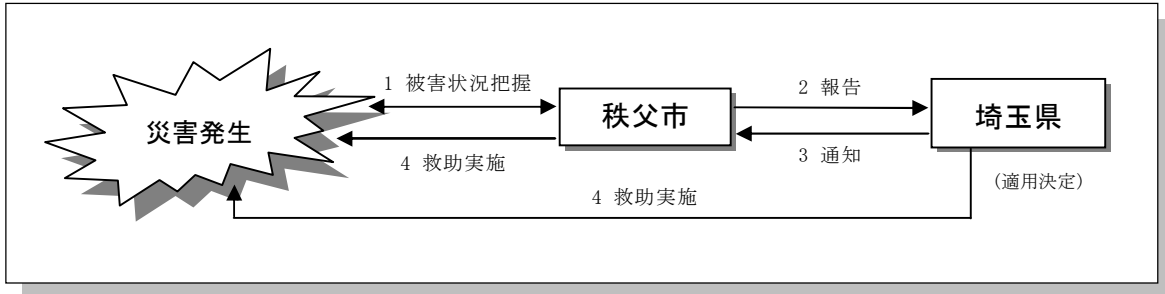
2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、市域を単位に原則として同一原因の災害による本市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

ア 原則

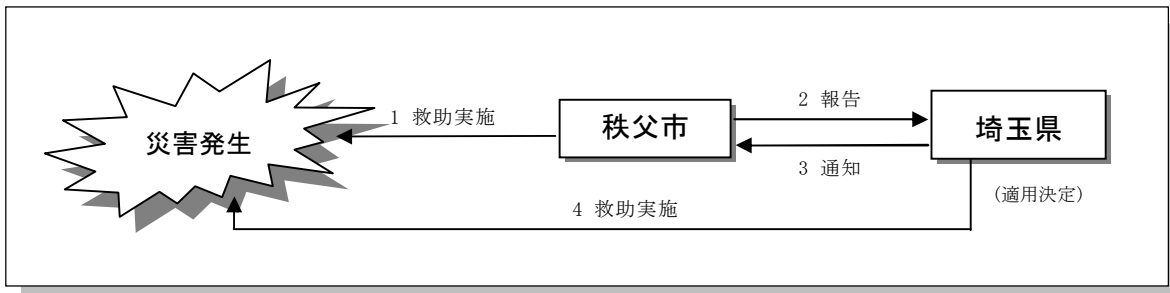
市長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



イ 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■ 秩父市の災害救助法適用基準

①	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

区分	内容
①住家の滅失	(ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの。
	(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したものの。
②住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	(イ) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂のたい積	(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(イ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

項目	内容
世帯	<p>生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。</p> <p>(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。</p> <p>(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。</p> <p>(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。</p>
住家	<p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。</p> <p>次の点に留意する。</p> <p>(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。</p> <p>(イ) 病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。</p> <p>(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。</p>

(5) 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業

務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について定める。

初動対応期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主体とした活動時期とする。(発災から3日程度を一応の目安とする。)

災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があります、その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

市に大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市のみでは十分な対応が困難となることも考えられるので、県、他市町村、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。また、自主防災組織、ボランティアなどと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。

第1 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

市の「地震に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 地震情報の収集	統括班
2 情報の収集・伝達系統	統括班
3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ	統括班、秘書広報班

1 地震情報の収集

市域における震度は、市役所に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ防災行政無線（固定系）、市のホームページ、ちちぶ安心・安全メール等を通じて住民に伝達する。

気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報、地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

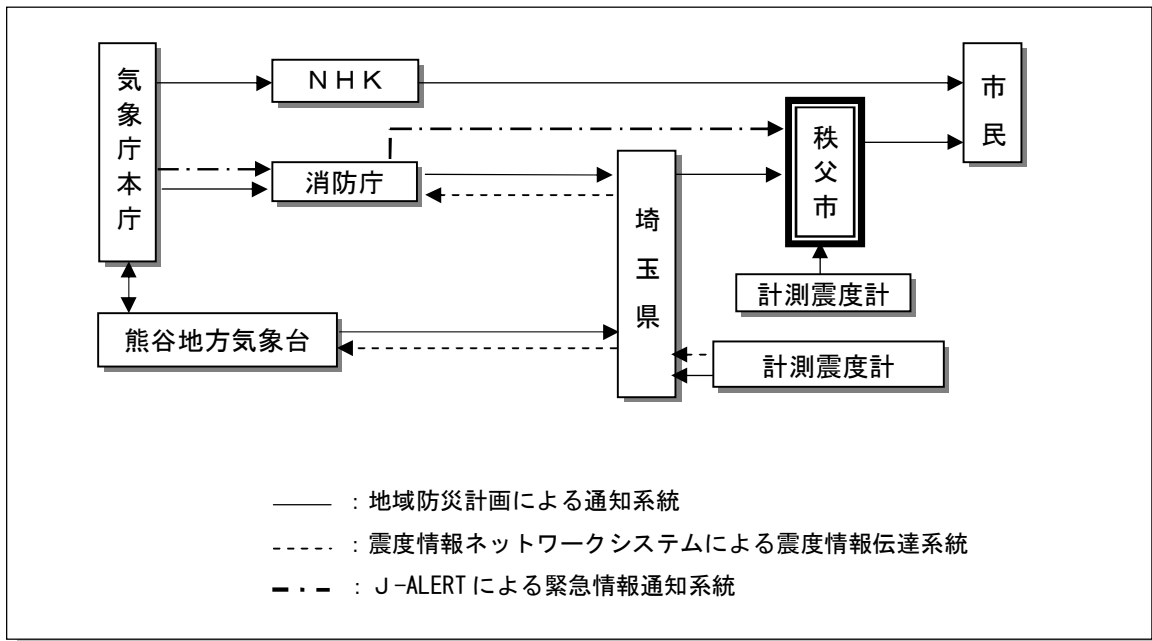
■【参考】地震情報について

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 埼玉県の地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の3区分で表し、本市は「秩父地方」に属する。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 □震度3以上 □津波警報または注意報発表時 □若干の海面変動が予想される場合 □緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

2 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は以下のとおりである。

■地震情報の収集伝達系統



3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

大規模地震が発生した場合、必要に応じ防災行政無線（固定系）を活用し、住民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意喚起する。

第2 住民からの通報・問い合わせの処理

災害時には、市内外の住民から多数の通報・問い合わせ電話が殺到する。

そのため、それらの通報・問い合わせへの対応を迅速・的確に処理する。

市の「住民からの通報・問い合わせの処理」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 住民からの通報の処理	市民生活班、統括班
2 住民からの問い合わせの処理	市民生活班、統括班

1 住民からの通報の処理

住民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「市民生活班」は通報を記録し、「統括班」へ連絡するとともに「関係各班」で情報を共有し、情報の効果的な活用を図る。

「関係各班」は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。

2 住民からの問い合わせの処理

住民から市へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、「市民生活班」は、以下のとおり処理する。

なお、電話による問い合わせに対しては、「市民生活班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。

■問い合わせの処理

- | |
|---|
| ①「市民生活班」は、住民からの問い合わせを受け付け、担当班へ取り次ぎを行うとともに、「統括班」へ伝達する。 |
| ②「統括班」は、把握した情報を集約、検討する。(住民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。) |
| ③「統括班」は、本部内で検討を行い、住民に広報すべき情報、住民が欲していると判断した情報は必要に応じて住民へ広報する。 |

第3 災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害規模の目安の把握	統括班
2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）	統括班
3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	統括班
4 災害情報の収集・伝達	統括班、関係各班
5 災害情報の共有	統括班、各班共通

☞【資料7.4】『被害の調査及び集計要領』参照

1 被害規模の目安の把握

市は、非常体制の配備基準である震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、市及び隣接する市町村の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるかなどを見極める。

2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

（1）基本方針

市域で震度5強以上の地震が発生した場合、市は、各部班及び関係機関から、市内の概括的な被害程度を把握する。

市は、把握した情報の第1報を「発生速報」として、県防災情報システムを用いて県に少なくとも発災後1時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。

県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する。（災対法第53条第1項括弧書）

また、消防機関への通報が殺到した場合は、消防本部が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は県に報告する。

☞【様式2】『発生速報』参照

■県への連絡先（防災情報システムが使用できない場合）

被害速報		確定報告
勤務時間内	県消防防災課 TEL 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線 TEL 83-6-8181、FAX 83-6-8159	県消防防災課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 電話 83-6-8181 FAX 83-6-8159
勤務時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111、FAX 048-822-8119 防災行政無線 TEL 83-6-8111、FAX 83-6-8119	

なお、消防庁への連絡先は「■消防庁への連絡先」を参照のこと。

「発生速報」報告後の情報収集・伝達は、「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過

速報)」による。

(2) 留意事項

次に示す事項について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

- ▶ 被害（火災、生き埋め等）の発地域・地点
- ▶ 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- ▶ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難勧告、指示、避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）

3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

(1) 基本方針

概括的な被害程度の把握の後、市は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。

市は、把握した情報を『経過速報』として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。

☞【様式3】『経過速報』参照

(2) 留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

4 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集担当

災害情報の収集担当は、次表に示すとおりである。

災害情報を収集した担当部の責任者は、速やかに「統括班」へ情報を伝達する。

■被害情報等の収集担当一覧

情報項目	収集担当	情報責任者
人的被害、住家・非住家被害	各地区担当	各地区責任者
公共土木被害、公共建物被害、都市公園被害	地域整備部	地域整備部長
農林畜水産被害、農林畜水産施設被害、商工観光関係被害	産業観光部	産業観光部長
文教施設被害	教育委員会	教育委員会事務局長
水道施設被害、下水道被害	環境部	環境部長
福祉施設被害	福祉部	福祉部長

(2) 情報の収集・伝達

市は、災害情報の分析を行うとともに本部員会議に報告する。本部員会議は、被害情報

等から判断し市の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

(3) 要配慮者施設に対する調査

子供、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者を有する施設については、被災による被害が通常より大きくなることが予想されるため、該当施設については速やかに状況の確認を行い、被害の状況を把握する。

5 災害情報の共有

市は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、その写しを随時各班、関係機関に回付し、情報の共有を図る。

また、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、市は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、情報を共有することに努める。

■ 共有情報

- 死者、行方不明者の発生地点
- 要救出現場の発生地点
- 火災、崖くずれ等の発生地点
- 避難所の開設地点
- ヘリポート、物資輸送拠点
- 通行不能区間、交通規制地点
- 停電、断水区域 等

第4 広報活動

市及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、市民が適切な行動をとれるようにするとともに、パニックを未然に防止する。

市の「広報活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 広報活動の方針	統括班、秘書広報班
2 初動期の広報	秘書広報班
3 要配慮者への広報	福祉班、秘書広報班
4 報道機関への災害情報の提供	秘書広報班

1 広報活動の方針

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、周知するよう努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として「統括班」による広報事項の収集・整理、本部員会議による広報内容の審査・決定、「秘書広報班」による広報の実施とする。

(2) 災害広報の方法

市民への広報は、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール、市ホームページ及び広報車等を活用して実施する。（「本章 第1節 第4 災害情報通信手段の確保」参照）

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

2 初動期の広報

地震発生直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

地震発生直後の広報としては、次に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- ▶ 市災害対策本部の震災対策状況
- ▶ 市民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- ▶ 災害救助活動状況
- ▶ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- ▶ 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- ▶ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- ▶ 電話の通話状況
- ▶ 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ▶ 電気、ガス、水道等の状況
- ▶ 流言、飛語の防止に関する情報

3 要配慮者への広報

市は、聴覚・視覚障がい者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

(1) 聴覚障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、視覚情報による広報が必要であることから、市は、掲示板への掲出、ファクシミリ、インターネット、ちちぶ安心・安全メールによる広報のほか、放送事業者への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

(2) 視覚障がい者への広報

視覚障がい者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、市は、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるようにする。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、NPO・ボランティア等と密接な連携を図り、避難所への要員派遣、在宅の要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

(3) 外国人への広報

外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行うよう努める。また、報道機関へも県を通して外国語放送の協力を要請し、外国人に対し広報が行き届くよう努める。

4 報道機関への災害情報の提供

報道機関を通じて、災害情報を広報する場合は、以下のとおりとする。

(1) 報道機関への災害情報の提供

市は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。

災害情報の提供にあたっては、個人情報の公開について十分に配慮のうえ実施する。

また、放送を要請する場合、市は、県を通じてNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行う。

なお、県への連絡が途絶するなどやむを得ない場合は、市から直接要請する。

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。

- ▶ 地域の被害状況等に関する情報
- ▶ 市における避難に関する情報
 - ・ 避難の勧告に関すること
 - ・ 避難施設に関すること
- ▶ 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・ 救護所の開設に関すること
 - ・ 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ・ 電気、水道等の復旧に関すること
- ▶ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・ 給水及び給食に関すること
 - ・ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ・ 防疫に関すること
 - ・ 各種相談窓口の開設に関すること

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、「秘書広報班」を窓口にして対応する。

第5 消防活動

「消防本部」は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から市民の生命、財産を保護する。

市の「消防活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 火災に関する情報の収集・伝達	消防本部、危機管理課
2 消防機関における消防活動	消防本部
3 消防機関の応援要請	消防本部
4 現場指揮本部の設置	消防本部
5 市民、自主防災組織及び事業所の役割	消防本部

1 火災に関する情報の収集・伝達

「秩父消防本部」を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。

2 消防機関における消防活動

（1）自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により、市域が震度5強以上のときは、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

（2）自主防災組織、市民等に対する活動協力要請

「消防本部」は、自主防災組織や市民に対して、出火防災・初期消火等に協力するよう、市防災行政無線（固定系）等により要請する。

（3）消火活動

「消防本部」及び消防団員は、以下の要領で消火活動を実施する。

■消火活動要領

- ▶ 地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- ▶ 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防御活動を進める。

3 消防機関の応援要請

同時多発火災の場合、火災の延焼危険性が大きい場合、あるいは要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、以下のとおり応援要請を行う。また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても同様である。

（1）応援要請の手続き

■消防機関の応援要請手続き手順

① 「消防本部」は、同時多発火災の事態が発生した場合、直ちに現場指揮本部を設置する。
② 現場指揮本部は、消防応援対策会議を開き、応援要請の可否を本部長に報告し、下記の事項を決定する。 ▶ 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模 ▶ 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊） ▶ その他受援に必要な事項
③ 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を県知事（消防防災課）に要請する。
④ 本部長は、県知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。

（2）応援要請の内容

県（消防防災課）への応援要請の内容については、以下のとおりである。

■応援要請の内容

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生日時 ▶ 災害発生場所 ▶ 災害種別 ▶ 人的・物的被害の状況 ▶ 必要部隊の種別及び隊数 ▶ 場外離着陸の状況 ▶ 緊急消防援助隊の進出拠点 ▶ 緊急消防援助隊の到着ルート ▶ その他必要と思われる状況（気象状況（気温・積雪等）、道路状況）

（3）受け入れ体制

受け入れ体制については、「本章 第1節 第5 3 応援の受け入れ」を参照のこと。

4 現場指揮本部の設置

現場における消防活動では、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との活動調整並びに情報連絡調整が必要になるため、「消防本部」は必要に応じて現場指揮本部を設置し、調整を図る。

5 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に以下の消防活動を行う。

（1）市民

- ア 揺れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。
- エ 火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとと

もに、隣人等に大声で助けを求め消防機関に通報する。

(2) 自主防災組織

- ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。
- ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。
- エ 多数の住民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

(3) 事業所

- ア 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、延焼防止に努める。
- エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。
- オ 危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずる。

第6 救急救助

大規模地震の発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防機関、警察その他の防災関係機関とともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、市に大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」や「茨城県南部地震」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、地域住民、自主防災組織及び事業者等からのマンパワーの提供及び土木建設業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動にあたる必要がある。

市の「救急救助」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	消防本部
2 活動要領	消防本部、関係各班
3 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、消防本部

1 活動方針

「消防本部」は、救助隊及び救急隊を編成し、市及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

2 活動要領

(1) 基本方針

「消防本部」は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

■救急救助の基本方針

基本方針	内容
重傷者優先の原則	救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。
幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は、次のとおりとする。

■救助及び救急の活動内容

- ▶ 傷病者の救出作業
- ▶ 傷病者の応急処置
- ▶ 傷病者の担架搬送及び輸送
- ▶ 救急医療品、資器材の輸送
- ▶ 現場救護所から常設医療機関への輸送
- ▶ 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制**ア 発災初期の活動体制**

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の災害情報等の収集及び積載資器材の増強等を実施する。

イ 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

(4) 実施要領**ア 救助・救急事象の把握**

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

イ 救出活動

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資器材及び人員を活用して救出にあたる。

■救出活動を要する現場に対する人員の確保

- ▶ 消防職員の確保
- ▶ 消防団員の確保
- ▶ 警察職員の派遣要請
市は、警察署に対して警察職員の派遣を要請する。
- ▶ 自衛隊の派遣要請
市は、緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、県に自衛隊の派遣要請を依頼する。
- ▶ 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受け入れ
- ▶ その他機関等からの人員の投入
地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、地域住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。市は、企業、各種団体等に提供依頼をする。
- ▶ 医療機関との連絡協調
市は、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調について、秩父郡市医師会を通じ消防本部に随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

ウ 救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

市は、地震発生後直ちに秩父市建設業協会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制をとる。

エ 救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防本部は、市災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。

- ▶ 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに市に提供要請を行う。
- ▶ 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- ▶ 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、埼玉県に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- ▶ 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。
- ▶ 市は、必要に応じて、消防、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

オ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

カ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送にあたっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

キ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

ク 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資器材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

ケ 消防団、自主防災組織、地域住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び地域住民に指示し、現場付近の応急救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

その他の注意事項としては、次のとおりである。

- ▶ 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- ▶ 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- ▶ 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。
- ▶ 長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンドローム」発症の可能性を考慮し、救出する。

《参考》

◆クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

災害時の建物等の倒壊で崩れた、がれき、家具等の下敷きになり長時間体を圧迫された人が無事救出され、ひどい外傷もなく意識もあるため打撲などの軽傷と思われていた矢先に容態が急変し、様々な症状を訴え死に至ることもある症候をクラッシュシンドロームといいます。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され救出活動を実施した場合、市は消防本部の協力のもと、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 救助の種目別物資受払状況
- ▶ 被災者救出状況記録簿
- ▶ 被災者救出用関係支払い証拠書類

第7 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災した市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

市の「医療救護」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 医療施設の被災情報等の収集	保健医療班、統括班、秘書広報班、消防本部
2 初動医療体制	保健医療班
3 負傷者等の搬送体制	保健医療班
4 被災医療機関への支援	保健医療班
5 医薬品、医療用資機材等の確保	保健医療班
6 応援の受け入れ	保健医療班
7 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、保健医療班

1 医療施設の被災情報等の収集

「保健医療班」は、医療に関する情報の拠点として、市内の医療機関の被災状況や、空き病床数等の情報収集を行う。

■医療に関する情報の収集・共有・広報手順

① 市は、市内の医療機関に関する以下の情報を収集する。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況（電気、通信などライフラインの状況を含む） ・稼働状況 ・入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する） ・外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する） ・血液、医薬品、資器材の状況 ・医師、看護師等医療スタッフの状況
② 「消防本部」は、以下の情報を把握し、「統括班」に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ・要救助現場に関する情報 ・救急車の稼働状況 ・119番通報の状況
③ 「保健医療班」は、以下の情報を「統括班」から入手し把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・特に甚大な被害を受けている地区の状況 ・道路交通の状況（交通規制、渋滞） ・使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況
④ 「保健医療班」は、把握した情報を随時、医療機関、「消防本部」、「統括班」に伝達するとともに、照会があればそれに応じる。
⑤ 「統括班」は把握した情報のうち、市民等に広報すべき情報を「秘書広報班」を介して広報する。

2 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。発災直後は、交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に医療救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

市は、初動医療体制として秩父郡市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関及び助産所等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医療救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請する。

医療救護班及び医療ボランティアなどの応援の受け入れは、「保健医療班」を窓口として行う。

「保健医療班」は、受け入れにあたって以下の点に努める。

■ 応援の受け入れ

- ▶ 必要な情報の提供
- ▶ 受け入れ場所（医療救護所）に関する調整
- ▶ 物資、資器材等の支援
- ▶ 宿舎等の支援

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

ア 救急隊の活動内容

消防本部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、治療の優先度の高い傷病者から市内の救護医療機関まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関へ搬送する。

イ 医療救護班の活動内容

医療救護班は、消防本部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

■ 医療救護班の活動内容

- ▶ 診察
- ▶ 医薬品等の支給
- ▶ 応急処置及びトリアージ
- ▶ 看護
- ▶ 後方の救護医療機関等への搬送要請

☞【資料3.9】『トリアージタッグ』参照

(3) 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、市内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 医薬品等の調達

市は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資機材等を、災害の規模に応じて秩父郡市医師会、秩父郡市薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

なお、大量の医薬品、医療用資器材等を扱う必要がある場合は集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

区分	内容
医薬品等の搬送	医薬品等の搬送は、救護所の設置とあわせて「保健医療班」が行う。
血液の供給	医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県（保健医療部長）に報告する。

3 負傷者等の搬送体制

負傷者等の救護医療機関への一次搬送、及び後方医療機関への二次搬送は、次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

■一次搬送の方法

- ▶ 市が消防本部に配車・搬送を要請する。
- ▶ 公用車、市内救護医療機関又は医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- ▶ 医療救護所の班員、消防職員などにより担架やリヤカーで搬送する。
- ▶ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受け入れ要請

市及び消防本部は、「1 医療施設の被災情報等の収集」で収集した救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数等の情報に従い、各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により、二次搬送を実施する。

■二次搬送の方法

- ▶ 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、市及び救護医療機関等が協力して実施する。
- ▶ 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

☞【資料5. 1】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

(4) 後方医療機関への受け入れ要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

4 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限に食い止めるための対策を講ずる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資器材の不足等で機能が低下した場合は、市に連絡し協力を要請する。

市は、これに積極的に協力し、秩父保健所にも協力要請を行う。

5 医薬品、医療用資器材等の確保

市は、医薬品、医療用機材等を、災害の規模に応じて秩父郡市医師会、秩父郡市歯科医師会、秩父郡市薬剤師会等の協力を得て、業者等から調達する。

6 応援の受け入れ

医療救護班及び医療ボランティアの応援の受け入れは、「保健医療班」を窓口として行う。

「保健医療班」は、受け入れにあたって以下の点に努める。

- ▶ 必要な情報の提供
- ▶ 受け入れ場所（医療救護所）に関する調整
- ▶ 物資、資器材等の支援
- ▶ 宿舎等の支援

7 災害救助法が適用された場合の事務

市は、災害救助法が適用され応急的な医療及び助産を実施した場合、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

■医療関連

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 救助の種目別物資受払状況
- ▶ 救護班活動状況
- ▶ 病院診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- ▶ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

■助産関連

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 救助の種目別物資受払状況
- ▶ 助産台帳
- ▶ 助産関係支出証拠書類

第8 緊急輸送道路の確保

災害時の制約された条件下で緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

市の「緊急輸送道路の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 道路の被害状況の把握	道路管理者、道路維持班、各総合支所
2 交通規制	統括班、道路管理用地班、秘書広報班、各総合支所
3 道路啓開等	道路管理者、道路維持班、各総合支所
4 緊急輸送道路の応急措置	統括班、道路維持班、道路管理者、各総合支所

1 道路の被害状況の把握

市及び県は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要の緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

市は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査する。また、住民等からの通報を受けた場合、道路管理者に報告する。

(1) 県による指定

市内の県指定緊急輸送道路は次のとおりである。

■県指定の緊急輸送道路（市域関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする	国道140号(皆野町皆野(大塚交差点)～雁坂トンネル(山梨県境)) 国道299号(横瀬(299号との交差点)～小鹿野町飯田(黒海土バイパス前交差点))
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	—
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	小鹿野影森停車場線 (秩父市下影森(秩父県土整備事務所前交差点)～秩父市久那(巴川橋交差点)) (秩父市久那(ミュージックパーク入口交差点)～小鹿野町長留) 秩父荒川線 (秩父市久那(巴川橋交差点)～秩父市久那(ミュージックパーク入口交差点)) 秩父上名栗線 (秩父市日野田町(押堀橋交差点)～(秩父市本町(299号との交差点)) 皆野両神荒川線 (秩父市下吉田(吉田総合支所入口交差点)～(秩父市荒川贄川(140号との交差点))

(参考)「埼玉県地域防災計画 資料編」平成26年3月、埼玉県防災会議

(2) 市による指定

市は、「第2編 第1章 第2節 第6(1) ■緊急輸送道路の指定要件」を踏まえ、県、隣接町村、関係機関等と協議の上、市役所、総合支所、防災関係機関、避難所・避難場所、臨時ヘリポート、輸送の拠点となる施設等を結ぶ幹線道路を緊急輸送道路として指定する。

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。

市は、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、道路の被害状況及び交通規制状況の広報を行う。

3 道路啓開等

道路管理者（秩父県土整備事務所、市）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、車両の一時保管場所を確保し、自ら車両の移動等を行う。

4 緊急輸送道路の応急措置

(1) 応急措置の実施

市は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう以下の点を考慮し、市内の建設業者の協力を得て緊急輸送道路の応急措置を行う。

なお、市内の県道については、秩父県土整備事務所が所管しており、応急措置を必要とする場合は連絡し、応急措置を要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 消火活動、救出活動上重要な道路▶ 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）▶ 緊急救援物資の輸送上重要な道路▶ 広域応援受け入れ上必要な道路 |
|--|

(2) 応援要請

市は、被害甚大で、市内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する。（自衛隊の派遣要請は「統括班」が実施する。）

(3) 廃棄物の処理

市は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、「道路維持班」と協議して適切に処理する。

第9 緊急輸送手段の確保

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等の緊急輸送について、輸送手段を速やかに確保する。

本市の「緊急輸送手段の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 車両の確保	管財班、関係各班
2 ヘリコプターの確保	統括班、関係各班

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

ア 確認申請の準備

市域において震度5以上の地震が発生した場合、市は、交通規制の実施に備え事前届け出した緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

イ 確認申請

交通規制が実施された場合、市は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。交付を受けた標章、証明書は当該車両前面の見やすい場所に掲示する。

(2) 輸送車両の確保

市は、災害時における車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達のあつせん、また人員及び物資の輸送を要請する。

市所有の車両については、原則として「関係各班」が「管財班」と調整して各々確保することとするが、不足する場合は（一社）埼玉県トラック協会秩父支部等に要請し、民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

2 ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、「関係各班」は以下によりヘリコプターを確保する。

■ヘリコプター要請の手順

- ① 「関係各班」はヘリコプターを確保する場合、「統括班」に県への応援要請を依頼する。
- ② ①の要請を受けた「統括班」は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受け入れ・調整は、「統括班」が行い、ヘリポートの管理は、施設管理者が行う。

第10 二次災害の防止

地震発生後の余震等による建築物・構造物等の二次災害及び危険物漏洩や水害等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、市民の安全を図る。

本市の「二次災害の防止」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 建築物・構造物の二次災害防止	管財班、建築住宅班、施設管理者
2 民間建物の応急危険度判定	建築住宅班
3 水害の防止	道路維持班、総合支所
4 土砂災害の防止	道路維持班、地域振興班、農政班
5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部
6 二次災害防止のための市民への呼びかけ	秘書広報班

1 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 避難所施設の点検

避難所施設の点検は、以下に示す手順で実施する。

■ 避難所施設の点検手順

- | |
|--|
| ① 市は、指定避難所の点検について、建築士会等の協力を得て点検体制を整える。 |
| ② 指定避難所の施設管理者は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、市に対して重点的な点検を要請する。 |
| ③ 市は、要請を受けて当該施設の点検を行う。また、その他の避難所施設についても順次点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。 |

(2) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検及び避難対策・応急対策は、以下に示す手順で実施する。

■ 市有施設の点検及び避難対策・応急対策手順

- | |
|---|
| ① 市有施設の管理者（(1)の避難所施設を除く）は、地震後当該施設の使用にあたって安全性に留意するとともに、必要な場合は、市に対して専門職員による点検を要請する。 |
| ② 市は、要請を受けて当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、建築士会及び県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。 |

(3) 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策

市は、地震発生後の市の所管する道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。この際、必要に応じて市内の建設業者や県等に応援を求める。

2 民間建物の応急危険度判定

市は、地震による被害状況を勘案し、建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定

士の応援を要請するとともに県に支援を要請する。

また、市は、地震及び降雨による宅地の崩壊による二次災害に対して、被災宅地危険度判定の必要性を決定する。被災宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の被災宅地危険度判定士の応援を要請するとともに県に支援を要請する。判定作業の実施にあたっては、以下の点に留意する。

■判定作業実施に際しての留意事項

- ▶ 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器の準備等を行う。
- ▶ 判定作業は2名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- ▶ 出勤にあたって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- ▶ 建築学会等民間団体の協力の申し出があった場合は、「建築住宅班」が効果的な活動のために必要な調整を行う。

■応急危険度判定士の参集から解散まで

順番	実施手順	実施内容
①	受付	判定実施本部へ氏名・登録番号等の申告
②	班分け	判定実施本部から班分けの発表、班ごとに集合
③	班長に対するガイダンス 資機材の配布	班長は所定の場所に集合し、判定実施本部からの説明を受け、資機材を受け取る
④	出勤	準備完了後、判定実施本部からの指示に従い出勤
⑤	判定	判定調査票記入マニュアルに従い、判定活動に従事
⑥	報告	班長にその日の判定結果を報告し、判定調査票を提出 班長は結果を集計し、判定実施本部へ報告
⑦	解散・宿泊地への移動	判定実施本部又は班長の指示により、解散又は宿泊地へ移動

3 水害の防止

地震発生後の水害を防止するため、市は、次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

■水害防止活動

項目	内容
点検及び 応急措置	市は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて市内の建設業者等の協力を得る。
避難の呼びかけ 又は指示	地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。
応援要請	市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出勤を求める。

4 土砂災害の防止

地震により河川、ため池等が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急対策を行う。

なお、土砂災害防止法の警戒区域等の指定を受けた区域に対しては、地震等により地形等に変化が表れていないかなど早期に現地を確認し、危険が予想される場合は、「本節 第11避難活動」に従い避難体制をとる。

■土砂災害への防止対策

対策事項	内容
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。 また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
砂防施設等応急対策	急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
ため池応急対策	ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

「消防本部」は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む）を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

■二次災害防止活動対象施設

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険物施設 ▶ 火薬保管施設 ▶ ガス施設 ▶ 毒劇物施設 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 放射性物質施設 ▶ クリーニング施設 ▶ その他危険物には満たない指定可燃物施設等
--	---

6 二次災害防止のための市民への呼びかけ

市は、二次災害防止のため市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第3編 第1章 第2節 第4 広報活動」に従って広報活動を行う。

第11 避難活動

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の避難者の受け入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

市の「避難活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難に関する状況把握	統括班、市民福祉班
2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定	統括班、秘書広報班
3 避難誘導	統括班、福祉班、関係各班
4 避難所の開設、運営	教育総務班、福祉班、保健医療班、関係各班
5 市外（県外を含む）からの避難者の受け入れ	統括班

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

■ 避難に関する状況把握の手順

① 消防本部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し、市に報告する。
② 市は、道路、橋りょう及び河川等の状況を把握する。
③ 市は、点検を行った建築物（特に避難所）の状況を把握する。
④ 市は、秩父警察署、小鹿野警察署と被害状況等の情報を交換する。
⑤ 市は、①～④の情報に基づき、避難の勧告・指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定

（1）手順

市は、「1 避難に関する状況把握」の状況を本部長に報告し、本部長は必要に応じて避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う。

避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う場合は、市防災行政無線（固定系）、ちちぶ安心・安全メール、市ホームページ、公式フェイスブック及び広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める。

なお、警察官、自衛官等にも避難の勧告・指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、市はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

■避難の勧告・指示の実施責任者

実施者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第22条第1項
知事、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防災法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

■警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第14条

注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

■避難の勧告・指示、警戒区域の設定について

区分	内容
避難勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難の「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為である。
避難指示	これに対し、同条の「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を立ち退かせるものである。
警戒区域の設定	同法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。

(2) 市民等への伝達内容

避難の勧告又は指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて市民等に周知するものとする。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- ▶ 差し迫っている具体的な危険予想
- ▶ 避難対象地区名
- ▶ 避難日時、避難先及び避難経路
- ▶ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア．火気等危険物の始末
 - イ．2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ．素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ．隣近所そろって避難すること等

(3) 関係機関との連絡調整

避難の勧告・指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

市はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（消防防災課）に災害経過速報（「本章第2節 第2 住民からの通報・問い合わせの処理」参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する。（災害対策基本法第60条）

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の勧告又は指示が発せられた場合、市は、消防職員及び消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、避難所等安全な場所に市民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- | |
|-----------------------|
| (ア) 病弱者、障がい者 |
| (イ) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童・生徒 |
| (ウ) 一般住民 |

(3) 誘導方法及び輸送方法

市は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること▶ 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講ずること▶ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること▶ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用▶ 出発、到着の際の人員確認▶ 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと（状況に応じて県へ応援要請を行う）▶ 誘導中は、事故防止に努めること▶ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと |
|---|

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、市は、秩父消防署、秩父市消防団、秩父警察署、小鹿野警察署、民生委員・児童委員、秩父市社会福祉協議会及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

4 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。その際の手順は以下のとおりである。

- ① 避難所は、学校、公会堂、公民館等の既存建物を応急整備して使用する。適当な施設が得られないときは、野外に仮設建物を設置するなどして対応する。

- ② 市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。
- ③ 市長は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

■勤務時間内に発災した場合

順番	実施内容
①	災害対策本部から避難所開設の連絡を受けた施設管理者は、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	異常がないと認める場合は、避難所を開設することとし、施設管理者は市に報告する。（※点検が終了するまでは、避難者を校庭等に待機させておく。）
③	異常がある場合は、市に報告し指示を仰ぐ。
④	市は、避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。

■勤務時間外に発災した場合

順番	実施内容
①	避難所施設管理者は、所定の避難所に参集し、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	以降は、「■勤務時間内に発災した場合」の②～④と同様とする。

（2）避難所の管理運営

市は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

ア 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。不足が見込まれる場合には、県、近隣市町村に応援要請する。

イ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信手段の確保に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

エ 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置するように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの

変化に対応できるよう配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画セミナーや民間団体を積極的に活用する。

オ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所生活における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難者と共に避難した動物の取り扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

5 市外（県外を含む）からの避難者の受け入れ

市は防災協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

第12 給水活動

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、生命維持等に必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

市の「給水活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害状況の把握	生活衛生上水道班、 秩父広域市町村圏組合水道局
2 給水体制の確立	保健医療班、福祉班、危機管理課、 関係各課、秩父広域市町村圏組合水道局、 生活衛生上水道班
3 広報活動	秘書広報班、秩父広域市町村圏組合水道局
4 施設の応急復旧	秩父広域市町村圏組合水道局
5 応援要請及び受け入れ	統括班、秩父広域市町村圏組合水道局
6 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、秩父広域市町村圏組合水道局

1 被害状況の把握

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握する。

2 給水体制の確立

(1) 給水方針の決定

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

ア 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は、秩父広域市町村圏組合水道局と市で連携を図り実施する。

ただし、秩父広域市町村圏組合水道局及び市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入あっせん要請を行う。

イ 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者（特に、乳幼児や高齢者等）への給水については、「保健医療班」及び「福祉班」と連携して実施する。

ウ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする（第2編 第1章 第3節 第2 給水体制の整備「■一日当たりの給水目標」参照）。

これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものであり、期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示すその他の水源についても利用する。

- ▶ 浄水場及び配水場
- ▶ 災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽の活用
- ▶ その他の水源
 - ・ 受水槽等の利用 小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽及び高架水槽に貯留する水を、当該管理者の了解を得て、水源として利用する。
 - ・ 民間井戸等の利用 民間事業所の井戸等比較的汚染が少ない水源について、生活用水として利用する。

(3) 給水方法

給水は、給水容器による運搬給水方式を併用する。

ア 指定給水場所での給水

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、自主防災組織や自治会と連携、協力のうえ、指定給水場所において、給水車等を利用し、被災者等に給水する。

イ 拠点給水場所からの給水

市は、拠点給水場所である配水場の配水池から周辺住民への給水に努め、また、配水池から給水車、給水タンクなどに取水し、避難所及び医療機関等に給水するよう努める。

ウ 医療機関等への優先給水

秩父広域市町村圏組合水道局は、医療機関、公的施設及び防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水するよう努める。。

エ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(4) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、配水場の災害備蓄庫、各備蓄倉庫等に分散備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

3 広報活動

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況について被災市民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示する。

■ 広報事項

- ▶ 水道施設の被害状況
- ▶ 断水等の状況
- ▶ 応急給水の現状と見通し
- ▶ 指定給水場所及び拠点給水場所の状況
- ▶ その他必要と認める事項

4 施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

震災時における応急給水は、断水状況や水源状況を的確に把握し、迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から避難所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、秩父広域市町村圏組合水道局備蓄分のほか、関係機関（他市町村等、日本水道協会）及び関係業者から調達する。

5 応援要請及び受け入れ

秩父広域市町村圏組合水道局及び市の保有する能力では2～4の活動を迅速・的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受け入れについては、「本章 第1節 第5 広域応援要請」により行う。

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用された場合、市は秩父広域市町村圏組合水道局の協力のもと、次の書類を整える。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ▶ 飲料水の供給簿
- ▶ 飲料水供給のための支払証拠書類

第13 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を供給する。

本市の「食料の供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 給食需要及び能力の把握	統括班
2 食料の確保・輸送	統括班、物資集積班、教育総務班
3 災害救助法が適用された場合の事務	統括班、福祉班

1 給食需要及び能力の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者及び在宅の高齢者や障がい者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次により行う。

■給食需要及び能力把握の手順

- | |
|--|
| <p>① 市は、以下の点を避難所担当職員又は施設管理者・職員から把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難所に避難した者の数
(特に、ミルクを必要とする乳児数、給食に配慮を要する要配慮者数を把握する。) ➤ 避難所施設の自炊能力 ➤ 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数 ➤ その他避難所での食料供給に関して必要な事項 |
| <p>② 市は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては以下の方法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 備蓄食料の開放 ➤ パン、弁当等の確保 ➤ 共同調理場での炊き出し ➤ 避難所での炊き出し ➤ 自衛隊の災害派遣による炊き出し ➤ 県を通じての食料の調達及び供給 ➤ 他市町村からの調達及び供給 |

2 食料の確保・輸送

食料の供給が必要な場合、食料の確保及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄食料の供給

市が備蓄倉庫に備蓄している食料の供給は、以下のように実施する。

■市備蓄食料供給の手順

- | |
|--|
| ① 市は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合は、備蓄倉庫の開放を行う。 |
| ② 市は、(一社)埼玉県トラック協会秩父支部等の協力を得て備蓄倉庫から食料を各避難所に輸送する。 |

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、以下のように実施する。

■パン、弁当等確保の手順

- | |
|--|
| ① 市は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、民間業者に対して食料の確保及び避難所への輸送を要請する。 |
| ② 民間業者から各避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に、(一社)埼玉県トラック協会秩父支部等の協力を求める。 |

(3) 共同調理場での炊き出し

共同調理場での炊き出しは、以下のように実施する。

■共同調理場での炊き出しの手順

- | |
|---|
| ① 市は、共同調理場での炊き出しが必要と判断した場合は、「教育総務班」に報告する。 |
| ② 報告を受けた「教育総務班」は、給食調理員に共同調理場での炊き出しの実施を伝達する。 |
| ③ 給食調理員は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。 |
| ④ 共同調理場での炊き出し食料は、避難所の避難者に提供する。 |

(4) 避難所での炊き出し

避難所での炊き出しは、以下のように実施する。

■避難所での炊き出し手順

- | |
|--|
| ① 市は、避難所担当職員又は施設管理者・職員と協議し、避難所での炊き出しが可能と判断された場合は避難所での炊き出しを実施する。 |
| ② 炊き出しのため食材、食器、調理器具等が必要な場合は、市に対してその調達を要請する。 |
| ③ 市は、②の要請を受けた場合、必要な物資を調達する。LPガスについては、(一社)埼玉県LPガス協会秩父支部の所属店舗を通じて調達する。 |
| ④ 避難所での炊き出しにあたっては、必要に応じて自主防災組織及びボランティアの協力を受ける。 |

(5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し

市は、自主防災組織やボランティアによる炊き出しだけでは対応が困難と判断した場合、派遣されている自衛隊による炊き出しを要請する。

(6) 県を通じた食料の調達

市のみで食料を確保することが困難な場合は、県に食料の供給を要請する。

県からの救援食料及び県備蓄食料は、原則として県が市の集積拠点まで搬送する。ただし、知事が輸送区間、輸送距離等の事情により市への引き取りの指示を行った場合は、これにより市が搬送する。

集積拠点から共同調理場、避難所への輸送は、市が民間輸送業者等の協力を得て行う。

(7) 他市町村からの食料の調達

市は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、「災害時における埼玉県内市町村間の総合応援に関する基本協定」等に基づき、他市町村に食料の供給を要請する。

集積拠点から共同調理場、避難所への輸送は、民間輸送業者等の協力を得て行う。

(8) 米穀の調達

市は、米穀の調達が必要な場合、以下により米穀を調達する。

ア ちちぶ農業共同組合を通じた調達

市は、ちちぶ農業共同組合に対して協定に基づき、米穀の確保及び避難所等への輸送を要請する。輸送は原則として、ちちぶ農業協同組合に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に(一社)埼玉県トラック協会秩父支部等の協力を求める。

イ 県を通じた調達

アのみでは不足する場合、知事に調達を要請する。

また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知)に基づき政府所有米の緊急引渡しを要請する。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、炊き出しその他による食品の給与を実施した場合、市は、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 炊き出し給与状況
- 炊き出しその他による食品給与のための食料購入入金等支払証拠書類
- 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類等

第14 生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。

市の「生活必需品等の供給・貸与」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 生活必需品等の需要の把握	統括班
2 生活必需品等の調達・輸送	物資集積班
3 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班、統括班

1 生活必需品等の需要の把握

市は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者から把握する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

- | |
|---|
| ▶ 寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等 |
| ▶ 外 衣 … 洋服、作業衣、子供服等 |
| ▶ 肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類 |
| ▶ 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等 |
| ▶ 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等 |
| ▶ 食 器 … 茶碗、皿、はし等 |
| ▶ 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等 |
| ▶ 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LPガス等 |
| ▶ そ の 他 … 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ等 |

2 生活必需品等の調達・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は次により行う。

（1）市備蓄物資の放出

市は、市備蓄物資の放出が必要と判断した場合は、備蓄倉庫から物資の放出を行うとともに、協定に基づき（一社）埼玉県トラック協会秩父支部の協力を得て備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

（2）関係業者からの調達

市は、協定に基づき災害時応援協定事業所に対して、物資の確保及び避難所への輸送を要請する。それでもなお不足する場合は、関係組合を通じてその他の事業所に対して、同様の要請を行う。

（3）県備蓄物資の放出要請

市は、被害の状況により市備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事に県備蓄物資の放出を要請する。衣料、生活必需品等の搬送については、食料

搬送と同様の方法により行う。

(4) 他市町村からの物資の調達

市は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、「災害時における埼玉県内市町村間の総合応援に関する基本協定」等に基づき、他市町村に対して物資の供給を要請する。

(5) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送

市は、必要に応じて生活必需品等の集積地から避難所への輸送を(一社)埼玉県トラック協会秩父支部等へ要請する。

なお、集積地での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

(6) 義援物資の輸送

市外から送付されてくる義援物資についても、集積地から避難所への輸送方法については上記(5)と同様とする。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を実施した場合、市は、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 物資受払簿
- 物資の給与状況
- 物資購入代金等支払証拠書類
- 備蓄物資払出証拠書類等

第15 要配慮者の安全確保

要配慮者が災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、関係防災機関及び地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

本市の「要配慮者の安全確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難行動要支援者等の避難支援	福祉班、関係各班
2 避難生活における要配慮者支援	福祉班、保健医療班
3 社会福祉施設における入所者の安全確保	施設管理者
4 学校、幼稚園、保育所における児童・生徒及び園児の安全確保	教育総務班、福祉班
5 外国人の安全確保	統括班、福祉班、市民班、市民福祉班、秘書広報班

注) 要配慮者（区分はp2-72の7(3)区分表参照）については、特に、p2-17の4に記載している在宅医療機器依存度の高い在宅療養者への対応を最優先とする。

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のように実施する。

- ▶ 避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- ▶ 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- ▶ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- ▶ 発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。
- ▶ 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

市は、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

市は、救助活動の実施及び受け入れ先への移送について、次のとおり対応する。

- ▶ 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ▶ 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、市は、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

また、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援の必要性は低いが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信による支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援**(1) 生活物資の供給**

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

■避難所における要配慮者への配慮内容

項目	内容
区画の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として、避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援項目	内容
情報提供	市は、ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	市は、役所や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	市は、職員、民生委員・児童委員、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	市は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

市は必要なときは、要配慮者を協定を締結した社会福祉施設等に、一時的に入所させるなどの配慮に努める。

3 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(3) 受け入れ先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先を確保し、移送を行う。

市は、医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4) 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し入所者等に配布する。

市は、備蓄物資の放出及び調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

(5) ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

(6) 巡回サービスの実施

市は、自主防災・防犯組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

4 学校、幼稚園、保育所における児童・生徒及び園児の安全確保

(1) 被害状況の把握

学校長（園・所長）は、在校・在園中に地震が発生した場合、速やかに建物施設の被災状況、児童・生徒及び園児等の安全確保の状況を調査する。

(2) 児童・生徒及び園児の保護

学校長（園・所長）は、児童・生徒及び園児が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた学校、園の防災計画に従い保護する。

(3) 臨時休業の措置

学校長（園・所長）は、被害の程度により、必要に応じて教育委員会（市）と協議し、臨時休業の措置を取ることとする。

5 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16 遺体の取扱い

大規模地震発生時には、死者、行方不明者が発生することが予想されるため、市は、関係機関の協力のもと、これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行い、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、その他の関係機関の応援を得て実施する。

市の「遺体の取扱い」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 遺体の捜索	福祉班、県警察
2 遺体の処理	保健医療班、福祉班、県警察
3 遺体の埋・火葬	市民班、福祉班

1 遺体の捜索

(1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、市が、県、県警察、関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに実施するものとする。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の捜索を実施した場合、市は県警察の協力のもと、次の帳簿類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 遺体の捜索状況記録簿
- 遺体捜索用関係状況記録簿

2 遺体の処理

(1) 方法

災害の際死亡した者に関して、市は、県警察、医療救護班等（県の医療救護班も含む）の協力を得て、以下により遺体の処理を行う。

■遺体の処理方法

実施項目	内容
遺体収容所 (安置所)の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 また、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、必要に応じて遺体収容所に検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
遺体の輸送	市は県に報告の上、遺体を県警察の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力をを行う。
検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
一時保管	市は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。
遺体処理台帳の整備	市は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

(2) 費用

遺体の処理に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

項目	内容
対象	災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者
支出費用及び限度額	支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）の規定による。 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用 イ 遺体の一時保存のための費用 ウ 検案のための費用
遺体の処理期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる）。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の処理を実施した場合、市は県警察の協力のもと、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 遺体処理台帳
- ▶ 遺体処理費支出関係証拠書類

3 遺体の埋・火葬

(1) 方法

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市が実施するものとする。

① 火葬の場所	火葬は原則として秩父広域市町村圏組合秩父斎場で実施する。
② 市に漂着した遺体	遺体が市（救助法適用地域外）に漂着した場合、市は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、市は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

※ 埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 費用

遺体の埋・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

項目	内容
対象	災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋・火葬ができない場合。
支出できる内容及び支出費用の限度額	支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）の規定による。 ア 棺（付属品も含む） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） ウ 骨つぼ及び骨箱
遺体の埋・火葬期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる）。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の埋・火葬を実施した場合、市は、次の書類を整える。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 救助実施記録日計票 ▶ 埋葬台帳 ▶ 埋葬費支出関係証拠書類 |
|--|

第17 ライフラインの応急対策

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確に応急復旧を実施する。

本市の「ライフラインの応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急復旧の基本方針	秩父広域市町村圏組合水道局、生活衛生上水道班、下水道班、関係事業者
2 災害発生時の連絡体制	統括班、生活衛生上水道班、下水道班、関係事業者
3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	秘書広報班

1 応急復旧の基本方針

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、速やかに上水道の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

また、下水道施設についても被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

市が被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の関連施設等の緊急点検や応急復旧等の支援に努める。

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、医療機関及び社会福祉施設等の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

2 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

市は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて関係事業者等に連絡担当者の派遣を要請する。

(2) 市への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、市災害対策本部へ通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、市防災行政無線（固定系）や市ホームページ及び公式フェイスブック等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第18 公共施設等の応急復旧

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を講ずるよう指導する。

- ① 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ② 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ④ 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ⑥ 被害状況を県担当部局に報告する。

本市の「公共施設等の応急復旧」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 公共建築物	管財班、建築住宅班
2 その他公共施設等	施設管理者、保健医療班、福祉班
3 危険物施設	消防本部、関係各班
4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	秘書広報班、関係各班

1 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

市が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止を図る。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

2 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

(3) 医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 危険物施設

消防本部は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

■危険物施設の応急措置

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する「関係各班」は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次市防災行政無線（固定系）、広報車、報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

第19 帰宅困難者への支援

地震発生直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、市から東京都に通勤・通学している市民は、毎日900人以上にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

本市の「帰宅困難者への支援」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 帰宅困難者への情報提供等	統括班
2 一時滞在施設の開設・運営	統括班、関係各班
3 帰宅支援	統括班、関係各班

1 帰宅困難者への情報提供等

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

情報提供の場所は、駅、道の駅等による一時滞在施設、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て実施する。

■帰宅困難者に伝える情報例

- ▶ 被害状況に関する情報（震度分布、火災発生状況、建物被害、人的被害、ライフライン被害等）
- ▶ バス、鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ▶ 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ▶ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

■各機関が実施する対策内容>

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
県	情報の提供、広報	・ラジオ、テレビ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・県ホームページに「災害時用伝言板」を開設
鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171) ・特設公衆電話の設置等
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 一時滞在施設の確保

ア 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く確保する。また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。なお、一時滞在施設の受け入れ能力には限界があるため、要配慮者の受け入れを優先することとする。

イ 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

ウ 学校等における帰宅困難者対策

学校等は、発災時に園児、児童、生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児、児童、生徒等の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、確実に保護者又は家族等へ引き渡せるまでの一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、必要な物資の備蓄や災害時のマニュアル作成など、体制整備に努める。また、災害時における学校と保護者との連絡方法について、あらかじめ決めておく。

(2) 観光客への対策

年間を通じて多くの観光客が訪れることから、観光施設や宿泊施設等の協力を得ながら、地理に不案内な観光客に対して、避難所の周知や安全の確保を図るための対策を実施する。

市は、観光協会や旅館組合をはじめ、宿泊施設や観光施設等の施設管理者と連携協力し、宿泊施設に滞在、滞留する観光客数や観光施設利用者数を把握すると共に、避難場所へ避難する観光客の安全な避難誘導を図る。なお、観光客が順次帰宅できるよう、道路状況や公共交通機関の運行状況等の情報収集、情報提供等の支援体制をとる。

3 帰宅支援

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。関係機関が実施する支援内容は、以下に示すとおりである。

実施機関	項目	対策内容
市、県	飲料水、食料の配布	避難所等において、飲料水、食料の配布
	休憩所提供の要請等	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	一時休息所の提供	駅施設等の一部を一時休息所として利用
東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第3節 救援期の災害応急対策活動

本節では、救援期における災害応急対策活動について定める。

救援期とは、救急・救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動を展開する時期とする。

災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして、担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を強化していくものとする。

市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	統括班
2 災害情報の共有	各班共通

1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、7日以内に「被害状況調様式」により確定報告を行う。

☞【様式4】『被害状況調』参照

2 災害情報の共有

市は、災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

- ▶ 避難所の開設地点及び避難人数等
- ▶ ヘリポート
- ▶ 物資輸送拠点
- ▶ ごみの集積地
- ▶ 応急仮設住宅の建設予定地
- ▶ 通行不能区間
- ▶ 交通規制区間
- ▶ 停電、断水区域
- ▶ その他必要な情報

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第4 広報活動」による住民への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、住民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

市の「広報広聴活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 広報活動	秘書広報班、関係各班
2 各種相談窓口の設置	秘書広報班、市民生活班、関係各班
3 相談の内容	市民生活班、関係各班

1 広報活動

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

■避難所収容者への広報

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 住宅の確保に関する情報▶ 義援金品の配布等に関する情報▶ 災害弔慰金等の支給に関する情報▶ 保健衛生に関する情報▶ 融資等に関する情報 |
|---|

(2) 救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 電気、ガス、水道等の復旧状況 ▶ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ▶ 公共交通機関の復旧情報 ▶ 生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ▶ 安否情報 ▶ 相談窓口開設の情報
2～3週間目	<p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった住民は通常生活を再開するので、これらの住民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。</p>
4週間目以後	<p>避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の住民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の住民向け情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害関連の行政施策情報 ▶ 通常の行政サービス情報

(3) 救援期及びそれ以降の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

対象	広報手段
避難所収容者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報紙、臨時広報紙の配布 ▶ 防災行政無線による伝達 ▶ 広報車による広報 ▶ 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）
避難所外の市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の各公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出 ▶ 報道機関への情報提供による広報
市外避難者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ファクシミリ、インターネット、報道機関への情報提供による広報

2 各種相談窓口の設置

市は、被災住民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

■相談窓口の設置

- ▶ 市役所、支所、公民館等での相談窓口の設置
- ▶ 各避難所の巡回相談
- ▶ 電話相談窓口の設置
- ▶ 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

3 相談の内容

各種相談の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は、次の項目について実施する。

- ▶ 罹災証明書の発行
- ▶ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- ▶ 倒壊家屋の処理
- ▶ 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
- ▶ その他生活相談

(2) 事業再建相談

事業再建のための、市、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- ▶ 中小企業関係融資
- ▶ 農業関係融資
- ▶ その他融資制度

(3) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、必要により県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

(4) 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、市内外からの安否確認の問い合わせが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速で的確な情報の提供を行う。

第3 避難所の運営

避難所の運営は、開設当初は市職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げ、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていくものとする。

本市の「避難所の運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難所の運営管理体制	統括班
2 避難所の標準設備等	統括班、関係各班
3 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	秘書広報班、関係各班
4 避難所での医療	保健医療班
5 避難所の生活環境への配慮	統括班、福祉班、市民福祉班
6 災害救助法が適用された場合の事務	福祉班

1 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次のような手順で開設、運営する。

なお、避難所の開設、運営の詳細については「避難所運営マニュアル」に従うものとする。

■ 避難所の運営管理体制手順

① 市は、災害対策本部の設置、避難勧告等の発令などに伴い、あらかじめ指定した避難所担当職員を避難所に派遣する。
② 派遣された避難所担当職員が中心となり、避難所施設職員、住民代表（自治会長等）、自主防災組織代表などからなる避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。
③ 市は、避難所運営委員会から当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。
④ 市は、把握したニーズを検討し、必要な措置を講ずる。

2 避難所の標準設備等

市は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め、避難所担当職員及び施設管理者はそれに協力する。

■避難所の標準設備（例）

区分	設備内容		
特設コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報広聴コーナー ・ 避難所救護センター（保健室等） ・ 情報連絡室（無線、電話、ファクシミリ等）・更衣室 		
資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具 ・ 簡易シャワー ・ 常備薬 ・ 納戸 ・ 特設・臨時電話 ・ 電源設備 ・ 洗濯機 ・ パソコン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ ・ 日用品（タオル、歯ブラシ等） ・ 扇風機 ・ 炊き出し備品 ・ 暖房機 ・ 間仕切り用パーテーション ・ 掲示板 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被服 ・ 仮設風呂 ・ 仮設トイレ ・ ストーブ ・ 畳、カーペット ・ 給水タンク ・ 乾燥機
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場 ・ 掲示板 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水タンク ・ 仮設風呂 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレ（※） ・ 資機材置場

注）※仮設トイレは車椅子対応型仮設トイレ（オストメイト対応）をさす。

3 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者からなる情報広報班を置き、市からの情報を避難者に張り紙等により提供するとともに、問い合わせ等に応じる。

避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。なお、提供にあたっては、視覚障がい者や移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供など、きめ細やかな配慮を行う。

4 避難所での医療

市は、県と連携をとり、避難所の設置が3日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（医療救護所）を併設する。

医療救護所を設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チーム（これらは医療機関等の協力を得て結成する）を巡回させる。

5 避難所の生活環境への配慮

（1）衛生

市は、避難所運営委員会の協力を得て、避難所における生活環境（し尿、ごみ問題等）の維持に努めるとともに、秩父保健所と連携し、避難所運営委員会の協力を得て避難所における食品の衛生管理に努める。

（2）プライバシー保護

市及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設営に努める。

（3）防火・防犯

市は秩父警察署、小鹿野警察署と連携し、避難所運営委員会の協力を得て、避難所での防火・防犯について周知するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

(4) 要配慮者への配慮

市は、災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災し避難所で生活する要配慮者を支援する（避難所施設・設備の配慮、食料、飲料水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

また、避難所での対応が難しいときは、必要に応じて福祉避難所を設置することとし、その場合は、次の事項に留意する。

■要配慮者への配慮

- ▶ 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を配置する。
- ▶ 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、ホームヘルパー等の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受け入れられるよう配慮する。
- ▶ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を図る。

(5) 女性への配慮

避難所運営委員会は、開設当初から男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等の設置に努める。

また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所については女性の視点から配慮し、注意喚起に努めるとともに、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性のニーズに対応できるように配慮する。

(6) 避難所でのペット飼育

避難所運営委員会は、避難者の居住部分と区分してペットの飼養場所の確保に努めるとともに、さまざまな人が生活する避難所において人間とペットが共存していくために、ペットの飼養者に対し一定のルールを設け、責任ある適正飼養を指導する。

■避難所でのペット飼育

- ▶ 原則として、避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止する。
- ▶ 敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、その場で飼育する。

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、避難所の開設・運営を実施した場合、市は、以下の書類を整える。なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- ▶ 避難者名簿
- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 救助の種目別物資受払状況
- ▶ 避難所設置及び収容状況
- ▶ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ▶ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

市の「防疫及び保健衛生」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 防疫活動	生活衛生上水道班、保健医療班、秩父広域市町村圏組合水道局
2 保健活動	保健医療班
3 動物愛護	生活衛生上水道班

1 防疫活動

(1) 防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて防疫班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。

ア 実施責任者

被災地内における防疫活動の実施は、市長が行う。ただし、災害の状況により、市で対処できないときは、他市町村、県その他関係機関の協力を得て実施する。

イ 衛生指導

市長は、知事又は保健所長の指導のもとに、町会及び環境推進員又は健康推進員を通じて住民に対して衛生指導を行う。

ウ 防疫班の編成

防疫班は、次の人員によりそれぞれ1班を編成する。

区 分	1班の所要人員		計	備 考
	市	その他		
検 病 疫 学 検 査	1	1	2	看護師
健 康 診 断	1	1	2	医師1、保健師1
清 潔 方 法	3	2	5	
そ 族 昆 虫 の 駆 除	3	2	5	
消 毒 方 法	3	2	5	
予 防 接 種	2	0	2	

(2) 防疫活動内容

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため必要があると認めるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

法律」(平成10年法律第114号)及び「検疫法(昭和26年法律第201号)」の規定に基づき、知事の指示に従って消毒など次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒(法第27条)

- ▶ 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- ▶ 感染症により死亡した者の死体がある場所又は汚染された疑いがある場所
- ▶ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

イ ねずみ族、昆虫等の駆除(法第28条)

ウ 物件にかかる措置(法第29条)

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について実施する。

エ 生活用水の供給(法第31条)

知事が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(3) 消毒の実施

「保健医療班」及び「生活衛生班」は、被災により、環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、消毒を実施する。

- ▶ 下痢患者、有熱感者が多発している地域
- ▶ 避難所のトイレ、その他の不潔場所
- ▶ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- ▶ 飲料水確保場所(井戸、河川等)
- ▶ 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ▶ ねずみ、昆虫等の発生場所

(4) 防疫用資器材・薬剤の調達

防疫用資器材は、市所有の資器材を使用するが、不足する場合は、関係機関から調達する。

防疫を実施するため必要な薬剤は、関係業者から調達するものとするが、調達が困難なときは、県に調達のあつせんを要請する。

2 保健活動

(1) 衛生

ア 被災者に対する衛生指導

市は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

市は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

ア 被災者に対する保健相談

市は、必要に応じて秩父郡市医師会等の協力により、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

市は、必要に応じて、秩父保健所、栄養士会等の協力により、避難所等の被災住民に対し、疫病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、市、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(3) 情報の交換

市は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ▶ 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ▶ 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ▶ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ▶ 他市町村への連絡及び応援要請

(4) その他

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）に規定する特定動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第5 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、市は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

本市の「廃棄物対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害廃棄物の処理	生活衛生上水道班
2 一般廃棄物の処理	生活衛生上水道班、清流園班

1 災害廃棄物の処理

(1) 処理の方針

がれき等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

また、市は、必要に応じて県及び関係者と協力し、災害廃棄物処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は処理・処分に関する情報を提供するとともに、解体・撤去契約や金額等について指導調整を行う。なお、災害状況によっては、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。

(2) 仮置場等の確保

予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場を確保する。仮置場の候補地は、次のとおりである。

■災害廃棄物仮置場候補地

施設名	所在地	電話番号	管理者	集積可能面積
別所運動公園競技場	秩父市別所 1695	25-1410	秩父市	53,515m ²

(3) 適正処理

市は、分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、可能な限り現場において分別して仮置場に搬入し、災害廃棄物の適正処理・分別・リサイクルに努める。また、秩父広域市町村圏組合と連携を図り、適当な時期に仮置場に集積した災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

■最終処理方法

- ▶ 可燃物のうち柱材等は、できるだけ分別・リサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。
- ▶ 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけ分別・リサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

（4）環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、アスベストなどの有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処理に努めるものとする。

ア 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法を住民に広報するものとする。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者を引き渡すよう指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

イ 適正処理が困難な廃棄物の処理

震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、以下に示す対策を講ずる。

■アスベストの処理

- ▶ アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成19年8月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。
- ▶ アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（昭和63年7月22日衛産第43号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

■ PCBの処理

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に 1950 年頃から使用されはじめ、1972 年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり 1974 年に法律により製造・輸入が禁止された。一般家庭から粗大ごみとして排出される PCB を含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

2 一般廃棄物の処理

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。このため、「生活衛生上水道班」は、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

(1) 生活ごみの処理

ア 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて電話等により確認する。また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ 収集方法

ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借上げるとともに、被災地住民、消防団員、ボランティア等の協力を得て迅速に実施する。

収集場所は、指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、緊急処理を必要とする区域から実施する。

ウ 収集順位

ごみの収集は、保健衛生上の観点から次のものを優先して収集する。

- ▶ 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- ▶ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

エ 処理方法

可燃ごみ及び不燃ごみは、各処理施設で処分する。

ごみ処理施設が被災した場合又は処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

■ ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	管理者	備考
秩父クリーンセンター	秩父市栃谷 1477	24-8050	秩父広域市町村圏組合	可燃ごみ
秩父環境衛生センター	秩父市山田 1100	23-8921	秩父広域市町村圏組合	不燃ごみ

オ 仮置場の確保

市は、市有地のうちから粗大ごみ等の一般廃棄物の一時仮置場を確保する。候補地は、次のとおりである。

■粗大ごみ等の仮置場候補地

施設名	所在地	電話番号	管理者	集積可能面積
別所運動公園競技場	秩父市別所 1695	25-1410	秩父市	53,515m ²

(2) し尿処理

ア 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 収集方法

し尿の収集は、業務委託業者により実施する。

収集順位は、避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って実施する。

ウ 処理方法

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の他処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

■し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
清流園	秩父市荒川上田野 1583-1	54-0232	80k1/1日

エ 仮設トイレの設置

市は、速やかに避難所、避難場所等に仮設トイレの設置を図る。仮設トイレは、市で備蓄している室内式の凝固剤ポータブルトイレ又は汲取り式仮設トイレを取扱い事業者から借上げる方法により設置する。

なお、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

市は、水道や下水道、浄化槽の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

(3) 住民への協力要請

大量発生するごみ、し尿等の処理や一時保管が困難とならないよう、地域住民に対し廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

第6 住宅の確保

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

本市の「住宅の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 住宅ニーズの把握	統括班、福祉班
2 被災住宅の応急修理	建築住宅班、福祉班
3 応急仮設住宅の建設	管財班、建築住宅班、福祉班
4 公営住宅等のあっせん	福祉班

1 住宅ニーズの把握

市は、以下により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理並びに応急仮設住宅の建設に反映させる。

(1) 被災世帯数の把握

市は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査(住所、建物種類、被災程度(基準については「本章 第1節 第8 災害救助法の適用」等をリスト化)を実施する。

市は、調査結果から応急修理家屋並びに応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

市は、必要に応じて住宅相談所を市役所本庁舎、各総合支所、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の方針

市は、災害により住宅が半壊又は半焼し、自力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、以下に示すとおりである。

項目	内容
修理戸数の決定	被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。 ▶ 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)に定める基準とする。
修理の時期	災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。
修理の方法	住宅の応急修理は、「3 応急仮設住宅の建設」の方法に準じて現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、住宅の応急修理を実施した場合、市は以下の書類を作成する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 住宅応急修理記録簿
- ▶ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ▶ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

3 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じ、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者の内の高齢者、障がい者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障がい者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

(2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

ア 被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、市はこれに協力する。

- ▶ 被害状況
- ▶ 被災地における住民の動向
- ▶ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- ▶ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

イ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、以下のとおり実施する。

項目	内容
建設用地	原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に貸借契約を締結するものとする。
設置戸数	供与戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて、その規模及び費用を引き上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。 ▶ 県及び市は応急仮設住宅の建設及び業者の選定等にあたっては、市内建設業者に対して協力を要請する。
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

ウ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、入居者を選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮するものとする。

エ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じ市が県に協力してこれを行う。

ただし、状況に応じ市長が委任を受けて管理する。

消防団は、応急仮設住宅が設置された場合、随時パトロール等を行い、防火・防犯対策に万全を期す。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急仮設住宅を建設した場合、以下の書類を作成する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 救助実施記録日計票 ▶ 応急仮設住宅台帳 ▶ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 ▶ 応急仮設住宅使用貸借契約書 ▶ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 ▶ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類 |
|--|

4 公営住宅等のあっせん

市は、応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、高齢者、障がい者等要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するとともに、次の住宅についての空家情報を収集し、状況によっては、あっせんを行う。

- ▶ 市営住宅等公営住宅
- ▶ 民間アパート等賃貸住宅
- ▶ 企業社宅、保養所等

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、市は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、市内の文化財について応急対策を講ずるものとする。

本市の「文教・保育対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急教育	教育総務班
2 応急保育	福祉班
3 文化財の保護対策	教育総務班

1 応急教育

地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先とするが、更に、教育活動の場の確保等、学校(幼稚園を含む)教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 児童・生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

■ 在校時に地震が発生した場合

対応	内容
児童・生徒の安全確保と被害状況の把握	校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、市へ報告する。
児童・生徒等の避難	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

■ 不在時に地震が発生した場合

対応	内容
被害状況の把握	地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、市へ報告する。
児童・生徒等の安全確認	非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

ア 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

イ 避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を避難所とする場合は、以下の順とする。

また、学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第2節 第11 避難活動」による。

■学校施設の避難所利用の優先順位

屋内運動場（体育館）	⇔	普通教室	⇔	特別教室
------------	---	------	---	------

注)「普通教室」と「特別教室」との利用優先順位は、避難者の数や特別教室の状況により適宜判断する。

ウ 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧方法は、次のとおりである。

- ▶ 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- ▶ 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- ▶ 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- ▶ 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。
 - ・ 近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・ 学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- ▶ 避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(3) 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

ア 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

イ 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- | | | |
|--------|--------|------------|
| ・ 合併授業 | ・ 分散授業 | ・ 短縮授業 |
| ・ 二部授業 | ・ 複式授業 | ・ これらの併用授業 |

ウ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- ▶ 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- ▶ 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- ▶ 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

エ 学校給食の措置

市は、学校再開に併せて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

■学校給食の一時中止条件

- ▶ 学校給食施設で炊き出しを実施している場合
- ▶ 感染症等の危険の発生が予想される場合
- ▶ 災害により給食物資が入手困難な場合
- ▶ 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
- ▶ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

オ その他、生活指導等

応急教育について、上記以外の事項について次に示す。

■その他の応急教育

事項	内容
登下校時の安全確保	教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
心身の健康の保持	被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
避難した児童・生徒の指導	避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。
その他	災害のため、多数の児童・生徒が学校区外他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び学年末においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように、国及び埼玉県に対し、要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

市長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

ア 支給の対象

教科書・学用品を喪失し又はき損して就学上支障のある児童・生徒（特別支援学校の児

童生徒を含む)に対し、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

イ 支給の実施

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講ずる。文房具及び通学用品については、本市が被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

ウ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

エ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

2 応急保育

市は、保育園の園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保を図るため、保育園において必要な応急措置を講ずる。

(1) 保育園の応急措置

園長(民間保育園長を含む。)は、地震災害時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次に示すような応急措置を講ずる。

- ▶ 園長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。
- ▶ 園長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を市に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育園の安全を確保する。

(2) 応急保育の体制整備

- ▶ 園長は、保育園児の罹災状況を調査する。
- ▶ 市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- ▶ 園長は、応急保育計画に基づき、受け入れ可能な児童を保育園において保育する。
- ▶ 保育園を避難所等に提供したため長期間保育園として使用できないときは、市と協議して、早急に保育ができるよう措置する。
- ▶ 園長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
- ▶ 市は、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、埼玉県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 要保護児童の応急保育

市は、保護者のいない児童などの要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

ア 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

- ▶ 避難所の責任者は、次の要保護児童について市へ通報する。
 - ・ 児童福祉施設から避難所へ避難した児童
 - ・ 保護者の疾患等により発生する要保護児童
- ▶ 台帳、名簿等による把握
 - ・ 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・ 災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握
- ▶ 市民の通報による把握
- ▶ 広報等による保護者のいない児童の発見
- ▶ 市は、広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

イ 親族等への情報提供

市は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

ウ 要保護児童の保護と支援

市は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

■要保護児童の保護と支援

事項	内容
保護者のいない児童の保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 親族による受け入れの可能性の打診 ▶ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ▶ 児童相談所と連携し里親への委託保護
支援等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子寡婦福祉資金の貸し付け ▶ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

エ 児童のメンタルケア

市は、児童の精神的不安定を解消するため、児童相談所等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

3 文化財の保護対策

市は、市内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

市は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

市は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

(3) 文化財の応急対策

市は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認した場合、次の措置を講ずる。

■文化財への対策

- ▶ 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- ▶ 上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- ▶ 市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- ▶ 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者または管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第8 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。

市の「商工・農業対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 商工業対策	商工班
2 農業対策	農政班
3 林業対策	環境森づくり班

1 商工業対策

市は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、秩父商工会議所等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

市は、災害が発生したときは、埼玉北部農業共済組合等の協力を得て、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握し、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

災害により農地が冠水した場合、「農政班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

イ 用排水路

市は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

ウ 農作物の応急措置

市は、農作物について被害が発生したときは、埼玉北部農業共済組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

3 林業対策

市は、災害が発生したときは、秩父広域森林組合等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

第9 労働力の確保

市は、地震災害時において、市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

市の「労働力の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 労働力の確保	総務班、財政班
2 災害救助法が適用された場合の実施基準	福祉班

1 労働力の確保

地震災害時における労働力の確保は、「総務班」、「関係各班」において次のとおり行う。

- ▶ 市は、関係団体に対し協力要請する。
- ▶ 市は、公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。
- ▶ 市は、埼玉県に対しあっせん要請する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 実施責任者

災害救助法を適用した場合の応急救助のために要員の雇上げによる労働力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き市長が実施する。

ただし、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が実施する。

(2) 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

- | | |
|----------------|------------------|
| ▶ 被災者の避難 | ▶ 救助用物資の整理分配及び輸送 |
| ▶ 医療及び助産における移送 | ▶ 遺体の捜索 |
| ▶ 被災者の救出 | ▶ 遺体の処置 |
| ▶ 飲料水の供給 | ▶ 緊急輸送路の確保 |

(3) 費用

当該地域における通常の実費とする。

(4) 期間

応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇上げることができる（特別基準）。

第4節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第1 計画の位置付け

1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化地域に指定された、平成24年4月1日現在、強化地域は1都7県157市町村となっている。

県の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度と予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部を中心に、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

本市においても、少なからず影響を受けることが想定されるため、市防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定めるものとする。

2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 発災後の対策は、市地域防災計画（災害応急対策編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて市地域防災計画（災害予防計画編）により対処する。
- 市域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

（1）警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特

に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

(2) 予想震度

本市及び県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とする。

4 東海地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

■東海地震に関連する情報

区分		発表基準等
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する 調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
警戒宣言		内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

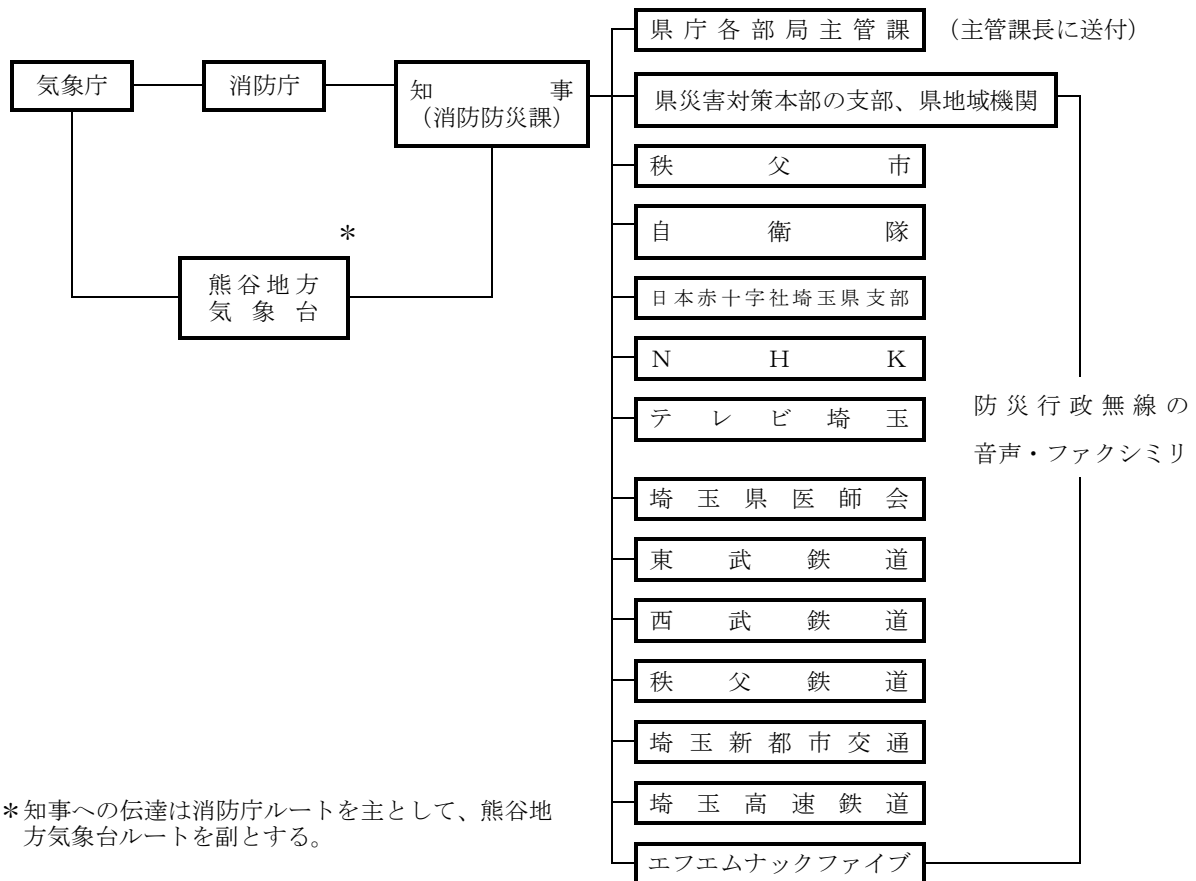
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

2 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

市は、県から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



(2) 伝達体制

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

- 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行

った旨の消防庁からの連絡内容

- 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- その他必要と認める事項

3 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

東海地震注意情報発表時における災害対策本部の配備体制は緊急体制とし、災害対策本部が設置されるまでの間、総務部情報政策課が関係機関の協力を得ながら次の事項を行う。

- 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- 防災関係機関等との連絡調整
- 社会的混乱防止のため必要な措置

第3 警戒宣言に伴う措置

1 目標

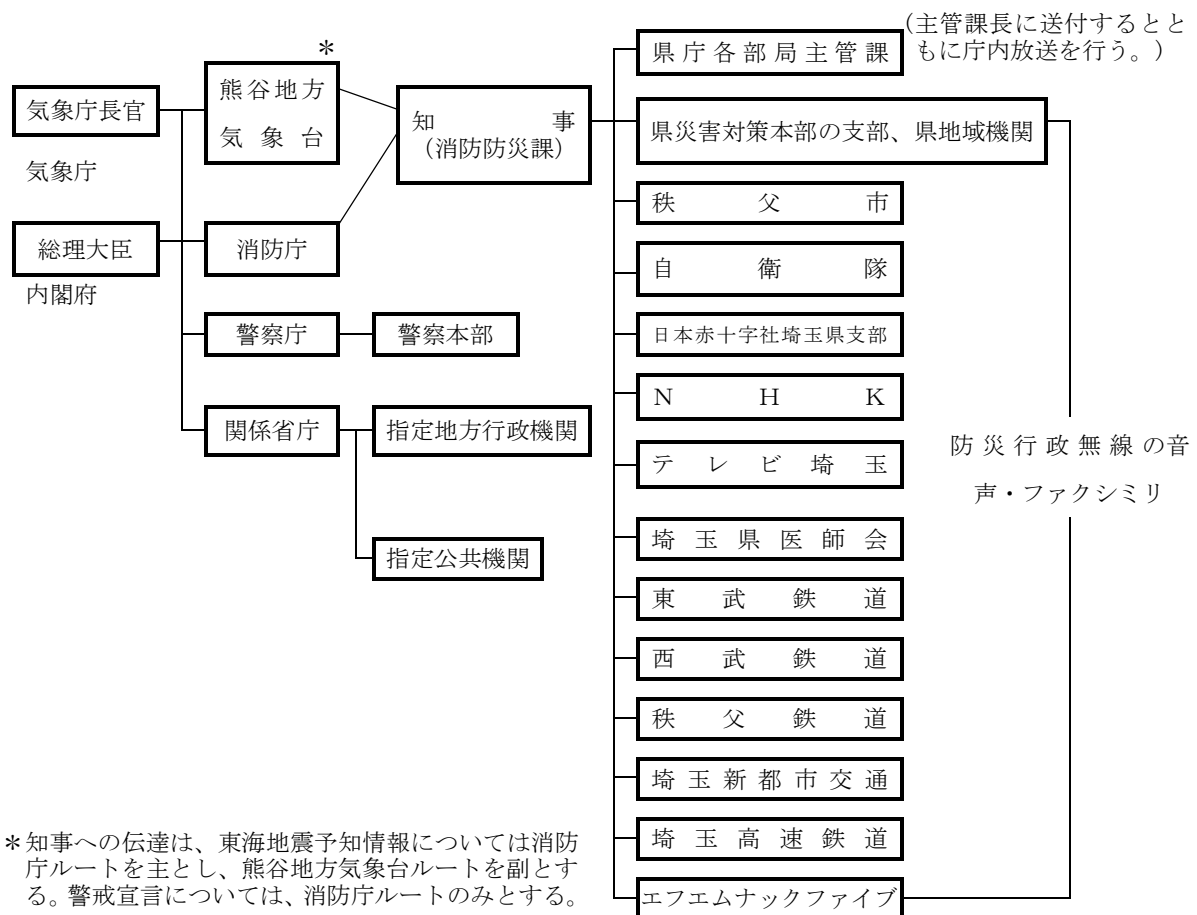
東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置について定める。

2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

(1) 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

市は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



* 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートを通じ、熊谷地方気象台ルートを通じとする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

(2) 伝達体制

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。

(3) 伝達事項

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項

3 活動体制

東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、非常体制をとる。

災害対策本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに市防災計画（震災対策編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずるものとする。

- 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- 応急復旧体制の準備を行うものとする。

第5節 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接の関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）において、噴火の可能性が検討されている。富士山降灰可能性マップによれば、県内では、最大で2～10cmの堆積可能性があるエリアに県南地域が含まれているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

市の「火山噴火降灰対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 応急活動体制の確立	危機管理課、関係各課
2 情報の収集・伝達	危機管理課
3 避難所の開設・運営	建築住宅課、市民福祉課、危機管理課、生活衛生課、秩父広域市町村圏組合水道局
4 医療救護	地域医療対策、保険年金課、保健センター
5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	道路維持課、道づくり課、秩父広域市町村圏組合水道局、下水道課、関係事業者
6 農業者への支援	農政課
7 降灰の処理	生活衛生課、秩父広域市町村圏組合水道局
8 広域一時滞在	危機管理課

1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、市は、県及び防災機関などの協力を得て災害応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

（1）降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったとき、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

発信手段は、「第1章 第1節 第4 災害情報通信手段の確保」を準用する。

■防災情報システムで取得する情報

- ▶ 噴火警報・予報
- ▶ 火山の状況に関する解説情報
- ▶ 噴火に関する火山観測報
- ▶ 火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。

■降灰調査項目

- ▶ 降灰の有無・堆積の状況
- ▶ 時刻・降灰の強さ
- ▶ 構成粒子の大きさ
- ▶ 構成粒子の種類・特徴等
- ▶ 堆積物の採取
- ▶ 写真撮影
- ▶ 降灰量・降灰の厚さ
- ▶ 構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、予測される場合は、降灰時にとるべき行動を住民に広報する。

■【参考例】広報内容

- ▶ 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- ▶ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ▶ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリッパに注意する。

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。（「第1章 第2節 第11 避難活動」を準用）

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、秩父広域市町村圏組合水道局と連携し、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

医療救護活動は、「第1章 第2節 第7 医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策は、「第1章 第2節 第8 緊急輸送道路の確保」、及び「第17 ライフラインの応急対策」を準用する。

なお、これまでの降灰被害として、次の事例が報告されている。

そのため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講ずる。

■降灰被害の事例

被害施設	被害内容
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 降灰の荷重により、電線が切れる。 ▶ 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ▶ 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路	▶ 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	▶ 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の確かな指導を行う。

7 降灰の処理

(1) 取組方針

- ① 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- ② 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- ③ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- ④ 県及び市は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- ⑤ 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

(2) 役割

降灰処理のための市及び関係機関等の役割は、次のとおりである。

■各機関等の役割

機関名等	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一時的仮置き場の設置 ▶ 火山灰の利用、処分 ▶ 下水道施設における降灰の除去
秩父広域市町村圏組合水道局	▶ 上水道施設における降灰の除去
市（施設管理者）	▶ 施設及び敷地内の降灰の除去
県	▶ 広域的な処分の調整
住民	▶ 堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ▶ 一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	▶ 道路上の除灰の除去
鉄道管理者	▶ 鉄道施設内の降灰の除去

(3) 降灰の収集

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

市は、県と連携し火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

広域一時滞在については、「第3編 第2節 第1 1 避難活動」を準用する。

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

市の地域防災計画においても、県の被害想定を参考に、市に最も大きな地震被害をもたらすと想定される「関東平野北西縁断層帯地震」を対象に減災目標を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、市においては、地域防災計画が対象としている市域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、市域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、市はじめ防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

「第2編 災害予防計画」及び「第3編 第1章 第1節～第3節」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、市もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

1 命を守るのは「自分」が基本

■リスク状況の認識

市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

今回新たに実施された県の被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（市では、死者なし、負傷者なし）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

■課題

- ▶ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- ▶ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

■対策の方向性（予防期）

- ▶ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- ▶ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- ▶ 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

■ リスク状況の認識

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。

■ 課題

- ▶ 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、2次災害に巻き込まれることを防止する。
- ▶ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

■ 対策の方向性

- ▶ 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- ▶ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- ▶ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- ▶ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3 火災から命を守る

■ リスク状況の認識

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

■ 課題

- ▶ 消防機関に頼らない初期消火を確実にやり、火災を拡大させない。
- ▶ 消防機関の現場到達を早める。
- ▶ 火災から逃げ遅れる人をなくす。

■ 対策の方向性

- ▶ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- ▶ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- ▶ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- ▶ 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4ヶ月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1ヶ月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

■ 課題

- ▶ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1ヶ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- ▶ 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- ▶ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

■ 対策の方向性

- ▶ 市の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、市役所庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される市庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- ▶ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- ▶ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ▶ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- ▶ 市外からの避難者の受け入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- ▶ 長期避難を想定し、市内避難所の環境を向上させるとともに、市民及び他市町村民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

■ リスク状況の認識

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

■ 課題

- ▶ 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- ▶ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- ▶ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

■ 対策の方向性

- ▶ 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- ▶ 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- ▶ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- ▶ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 首都機能の麻痺

■ リスク状況の認識

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響し合い、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

■ 国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 → 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定められており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→ 市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→ 立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

■ 課題

- ▶ 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- ▶ 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- ▶ 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

■ 対策の方向性

- ▶ さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- ▶ さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

7 デマやチェーンメールは新たな災害

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターや SNS など、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれない。

■ 課題

- ▶ 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- ▶ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- ▶ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

■ 対策の方向性

- ▶ 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- ▶ 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- ▶ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

■ リスク状況の認識

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

■ 課題

- ▶ 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- ▶ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- ▶ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

■ 対策の方向性

- ▶ 衛星携帯電話や医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。
- ▶ 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- ▶ 都内等から県内医療施設への傷病者の受け入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- ▶ 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- ▶ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- ▶ 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、飲料水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。

9 都心からの一斉帰宅は危険

■ リスク状況の認識

県では、平成 24 年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136 万人であると推計した。そのうち 88 万人は東京 23 区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる県民と県内にいる県民と都民 252 万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では 72 万人、川口市では 45 万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道 17 号戸田橋の通過人数は 1 時間当たり最大 12 万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

■ 課題

- ▶ 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- ▶ 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- ▶ 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

■ 対策の方向性

- ▶ 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- ▶ 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- ▶ 都内にいる県民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- ▶ 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス(水道水、情報、トイレ等)による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- ▶ 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

10 危険・不便な首都圏からの避難

■ リスク状況の認識

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1ヶ月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

■ 課題

- ▶ 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- ▶ 緊急避難的な広域受け入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受け入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- ▶ 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- ▶ 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

■ 対策の方向性

- ▶ 都内からの避難者の輸送や受け入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- ▶ 計画的な受け入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- ▶ 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県（3県の防災協定に基づく広域避難の受け入れ）と調整を行う。
- ▶ 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- ▶ 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

1.1 助かった命は守り通す

■ リスク状況の認識

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

■ 課題

- ▶ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- ▶ 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- ▶ 在宅避難している要配慮者への対策。(高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り)

■ 対策の方向性

- ▶ 被災地外の都道府県において、受け入れ可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- ▶ 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- ▶ 発災後は、帰還できる体制(道路、住宅、医療等)を早期に整備する。
- ▶ 被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケアの長期的提供を行う。

1.2 食料が届かない

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食料が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、飲料水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

■ 課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

■ 対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受け入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

1.3 災害の連鎖を防止せよ

■ リスク状況の認識

災害の連鎖を防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

- ▶ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ▶ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ▶ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ▶ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

■ 課題

- ▶ 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

■ 対策の方向性

- ▶ 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- ▶ 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

第2章 風水害・雪害応急対策

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の気象警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策計画を準用する。)

第1節 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市町村、埼玉県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるように市の活動体制を定める。

第1 市の活動体制

「市の活動体制」は、以下に示す内容によって構成される。

区分	担当部署
1 体制の種別及び配備区分	各課・各班共通
2 危機対策会議の機構及び組織	各班共通
3 体制の移行	各班共通

1 体制の種別及び配備区分

風水害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、以下のとおりである。

■警戒体制及び緊急体制

（災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制）

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活 動 内 容
警戒体制	大雨、洪水、暴風警報のいずれか一つが発表された場合 台風の接近等により、災害の発生が予想される場合 その他市長が必要と認めた場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
緊急体制	大雨及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害が発生するおそれがある場合 市域において、災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予測される場合 その他市長が必要と認めた場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制

■非常体制

（災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

風水害等発生時の配備基準	活 動 内 容
特別警報が発表された場合 市域において、相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合 その他市長が必要と認めた場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

2 危機対策会議の機構及び組織

危機対策会議は、災害対策本部に準じた組織体制とし、災害予防及び初期の応急対策の実施について協議する。

(1) 所掌事務

- ア 災害発生初期及び災害が発生するおそれがある場合の情報収集及び分析
- イ 職員の配備体制及び動員についての提言
- ウ 初期応急対策活動の立案

(2) 危機対策会議の解散

危機対策会議は、災害対策本部が設置されたとき、又は初期の応急対策の必要性が認められなくなったとき解散する。

3 体制の移行

警戒体制から緊急体制への移行、緊急体制から非常体制への移行、及び各体制の解除は以下の基準によるものとする。

(1) 警戒体制の解除・緊急体制への移行

危機対策会議は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除又は緊急体制に移行する。

■警戒体制の解除基準

- ▶ 発表されていた気象警報が解除されたとき。
- ▶ 台風等の影響が弱まり、災害の発生のおそれがないと判断されたとき。

■緊急体制への移行基準

- ▶ 大雨及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれが生じた場合。
- ▶ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

(2) 緊急体制の解除・移行

危機対策会議は、以下に示す基準に達した場合、緊急体制を解除又は非常体制に移行する。非常体制へ移行した場合（災害対策本部体制）は県にこの旨を連絡する。

■緊急体制の解除基準

- ▶ 発表されていたすべての気象警報が解除されたとき。
- ▶ 発表されていた土砂災害警戒情報が解除されたとき。
- ▶ 発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

■緊急体制から非常体制への移行基準

- ▶ 特別警報が発表された場合。
- ▶ 緊急体制の動員規模では、水防活動や避難支援活動、広報活動などの応急対策活動に十分な対応ができない場合。

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策及び復旧計画に従事しなければならない。
 この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。
 市の「職員の動員計画」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

項目	担当部署
1 配備基準及び動員計画	各班共通
2 動員の方法	各班共通

1 配備基準及び動員計画

風水害時の配備基準、動員計画、配備体制の決定は、次のとおりとする。

■風水害時における配備体制

配備体制	配備基準	動員計画
警戒体制	大雨、洪水、暴風警報のいずれか一つが発表された場合 台風の接近等により、災害の発生が予想される場合 その他市長が必要と認めた場合	原則として課長 職以上の職員
緊急体制	大雨及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害 が発生するおそれがある場合 市域において、災害が発生した場合又は大規模災害の発 生が予測される場合 その他市長が必要と認めた場合	原則として主任 以上の職員
非常体制	特別警報が発表された場合 市域において、相当規模の災害が発生又は発生が予想さ れる場合 その他市長が必要と認めた場合	全職員

■配備体制の決定

配備体制	配備体制の決定
警戒体制	総務部長が副市長の指示を受け行う。
緊急体制	総務部長が副市長の指示を受け行う。
非常体制	総務部長が副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員・参集

非常体制が発令された場合、庁内放送、職員向けメールなどにより動員を指示する。各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「総務班」を通じ応援職員を要請し班体

制を確立させる。

■勤務時間内の動員・参集における留意点

- ▶ 常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- ▶ 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ▶ 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- ▶ 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

(2) 勤務時間外及び休日における動員・参集

ア 勤務時間外の動員・参集

勤務時間外の動員・参集については、次の内容で実施する。

当直者は、担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

■勤務時間外の動員・参集

区分	内容
勤務場所への参集	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部長から災害対策本部設置の発令を受けた各部長は、直ちに各班長に班員全員の勤務場所への参集を指示する。 ▶ 各班長は、既に配備についている班員を通じ、他の班員の勤務場所への参集を電話等で連絡する。
参集の報告	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 班長は、班員の参集状況を「総務班」に報告する。
参集が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの避難所等へ参集し、班長への連絡に努める。 ▶ 当該施設に留まる場合は、施設リーダーの指示により、応急救護活動に従事する。

■各部及び支部の初動体制にかかる要員

- ▶ 庁舎周辺近隣居住職員の中から、あらかじめ指定された災害対策初動本部活動要員が担当する。
- ▶ 参集した初動対応職員は、あらかじめ策定された業務マニュアルにより、活動を行う。

イ 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、ライフライン状況等の情報を収集する。ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考えることとする。

なお、参集途上において把握した被害情報については、班長に報告する。

ウ 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を「統括班」に報告する。

(3) 参集における留意事項

職員の参集に際しての留意事項については、「本編 第1章 第1節 第2 2 動員の方法」に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の設置・運営

市長は、市域で水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を敷き災害対策基本法第23条第1項の規定及び秩父市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部員会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

市の「災害対策本部の設置・運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害対策本部の設置	危機管理課、関係各課
2 災害対策本部の運営	各班共通
3 災害対策本部の組織編成、分担業務	各班共通
4 災害対策本部運営の留意事項	関係各班

☞【資料7.2】『秩父市災害対策本部条例』参照
 ☞【資料7.3】『秩父市災害対策本部に関する規程』参照

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- ▶ 特別警報が発表された場合
- ▶ 市域において、相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合
- ▶ その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部員会議の開催、関係各班との連絡調整を円滑に行うため市役所本庁舎に設置し、市役所玄関及び災害対策本部室入口に「秩父市災害対策本部」の掲示を行う。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

■本部長の代行順位

第1順位	第2順位
副市長	教育長

(4) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

(5) 設置及び廃止の通知

ア 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び廃止の通知

区分	内容
勤務時間内	「統括班」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する関係各班は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外	「統括班」は、緊急連絡網に基づき部班長等に連絡する。

イ 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県消防防災課	防災情報システム、防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
秩父消防本部	防災情報システム、防災行政無線、電話	統括班
秩父警察署	防災行政無線、電話	統括班
小鹿野警察署	電話、ファクシミリ	統括班
市防災会議機関	電話、ファクシミリ	統括班
市議会	電話、ファクシミリ	業務協力班
報道機関	電話、ファクシミリ	秘書広報班
応援協定締結自治体	電話、ファクシミリ	統括班
町会長協議会、 自主防災組織	電話、ファクシミリ	統括班
市民	防災行政無線（固定系）、ちちぶ安心・安全メール、 フェイスブック、市ホームページ	秘書広報班

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故があるときはその職務を代行する。

(3) 本部長付（教育長）

本部長を補佐し、本部長及び副本部長が不在又は事故があるときはその職務を代行する。

(4) 本部長

本部長の命を受け、本部員会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(5) 本部員会議

本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部員会議への出席を求める。

■本部員会議の協議、調整事項

- ▶ 風水害応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- ▶ 動員配備体制に関すること。
- ▶ 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- ▶ 避難の勧告又は指示に関すること。
- ▶ 自衛隊の災害派遣に関すること。
- ▶ 県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ▶ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ▶ 隣接市町村との相互応援に関すること。
- ▶ 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- ▶ 風水害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ▶ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(6) 各部班

災害対策本部の各部班ごとに定められた分担業務に従って災害応急対策活動を遂行する。

(7) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、被災地において災害応急対策を実施するため設置する。

3 災害対策本部の組織編成、分担業務

市の災害対策本部の組織編成は、「本編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、分担業務」に示すとおりである。

4 災害対策本部運営の留意事項

「災害対策本部設置時の留意事項」については、「本編 第1章 第1節 第3 4 災害対策本部運営の留意事項」に準ずるものとする。

第4 情報通信手段の確保

災害の発生に伴う情報通信手段の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第4 災害情報通信手段の確保」を準用する。

第5 広域応援要請

災害の発生に伴う広域応援要請については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第5 広域応援要請」を準用する。

第6 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害の発生に伴う自衛隊の災害派遣要請依頼については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」を準用する。

第7 ボランティアの応援受け入れ

災害の発生に伴うボランティアとの連携については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第7 ボランティアの応援受け入れ」を準用する。

第8 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第8 災害救助法の適用」を準用する。

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

本節では、気象警報発表時など災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、県から市に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。

警報発表から比較的間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

市の「風水害に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 風水害に関する情報の収集	危機管理課、関係各課
2 気象注意報・警報・特別警報	危機管理課
3 土砂災害警戒情報	危機管理課
4 異常な現象発見時の通報	危機管理課
5 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ	危機管理課、秘書広報課

1 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、「危機管理課」が一元的に収集する。

■風水害に関する情報の収集の概要

NO	区分	内容
①	熊谷地方気象台からの防災気象情報	大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報、情報（気象業務法による））については、県防災行政無線及びN T Tからのファクシミリ（警報発令時のみ）を通じて入手する。
②	雨量情報	熊谷地方気象台が発表する雨量情報などを収集・整理する。
③	警戒パトロール情報	緊急体制を敷いた場合、「関係各課」は、河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施し、その結果を「危機管理課」へ報告する。「危機管理課」は収集された情報を整理する。
④	被害情報等	「危機管理課」は、119番通報の状況等「消防本部」の把握している情報を入手するとともに、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。また、秩父警察署とも連絡を取り情報の共有化を図る。
⑤	夜間・休日の場合	N T Tから市にファクシミリによる情報（警報発令時のみ）が伝達される。
⑥	熊谷地方気象台と市とのホットライ	熊谷地方気象台は、下記の場合（※）において気象実況及び今後の

NO	区分	内容
	ンの運用	気象予報を伝えるため、市の担当部署へ電話連絡する。 なお、緊急性が高い場合などには、市長または幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■（※）熊谷地方気象台と市とのホットラインを運用する場合

- ① 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - ② 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ▶ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ▶ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合
 - ▶ 特別警報を解除した場合
- 注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

2 気象注意報・警報・特別警報

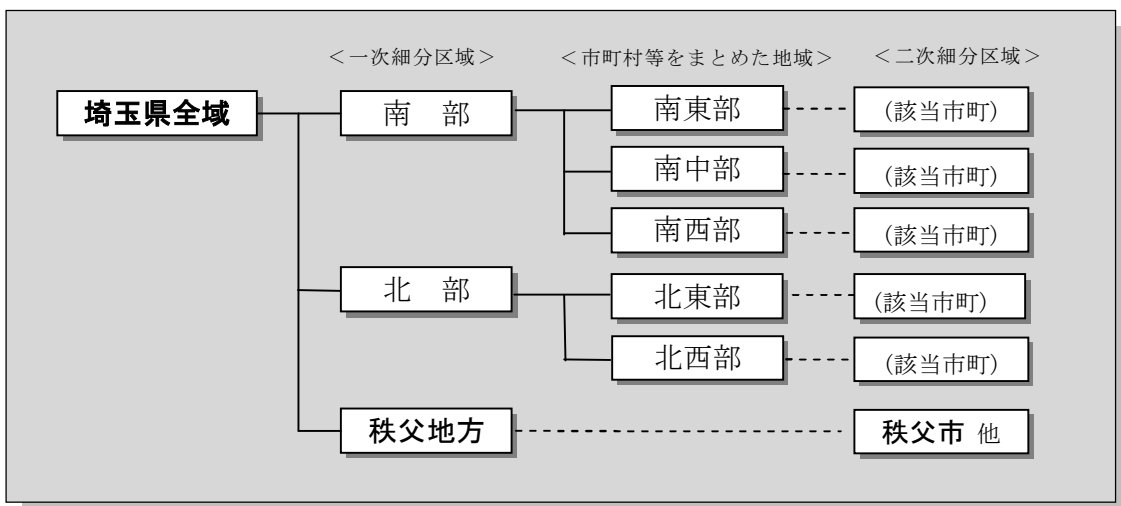
熊谷地方気象台は、異常気象等によって県内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

（1）注意報・警報等の種類、発表基準等

ア 対象地域

天気予報は県内を3つに分けた一次細分区域単位で発表する。気象現象に伴う災害の発生が予想される場合には、二次細分区域である市町村ごとに注意報又は警報を発表する。市町村等をまとめた地域として、南部を3地域、北部を2地域に分けている。

■ 埼玉県の地域細分表



■埼玉県の地域細分図

[平成24年10月1日現在]



イ 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準を以下に示す。

■警報・注意報発表基準一覧表

[平成22年5月27日現在、発表官署 熊谷地方気象台]

秩父市	府県予報区	埼玉県	
一次細分区域	秩父地方		
市町村等をまとめた地域			
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地:1時間雨量60mm 平坦地以外:1時間雨量70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 143
	洪水		雨量基準 平坦地:1時間雨量60mm 平坦地以外:1時間雨量70mm
			流域雨量指数基準 荒川流域=57, 神流川流域=24, 赤平川流域=34, 横瀬川流域=14
			複合基準 平坦地:1時間雨量25mm かつ 流域雨量指数 荒川流域=42
			指定河川洪水予報による基準 —
	暴風	平均風速	15m/s
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	100
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	荒川流域=46, 神流川流域=19, 赤平川流域=27, 横瀬川流域=8
		複合基準	平坦地:1時間雨量20mm かつ 流域雨量指数 荒川流域=42
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
	なだれ		
低温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下*1		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

注) (*1) 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。

■特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮が吹くと予想される場合
波浪		波浪が吹くと予想される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■雨に関する市の50年に一度の値

[平成28年3月8日現在]

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SW1
埼玉県	埼玉県	秩父地方	秩父地方	秩父市	453	120	248

注1) 略語の意味は右のとおり。

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注4) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

(2) 注意報・警報等の伝達

ア 市の措置

市長は、県等関係機関から注意報、警報及び土砂災害警戒情報等の伝達を受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。(災対法第56条)

注意報、警報、特別警報及び土砂災害警戒情報等の伝達の責任者は総務部長とし、伝達される系統図及び伝達手段を次頁に示す。

イ 勤務時間外における注意報等の伝達

市は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、以下のように連絡体制を定めている。

(ア) 当直者の配置

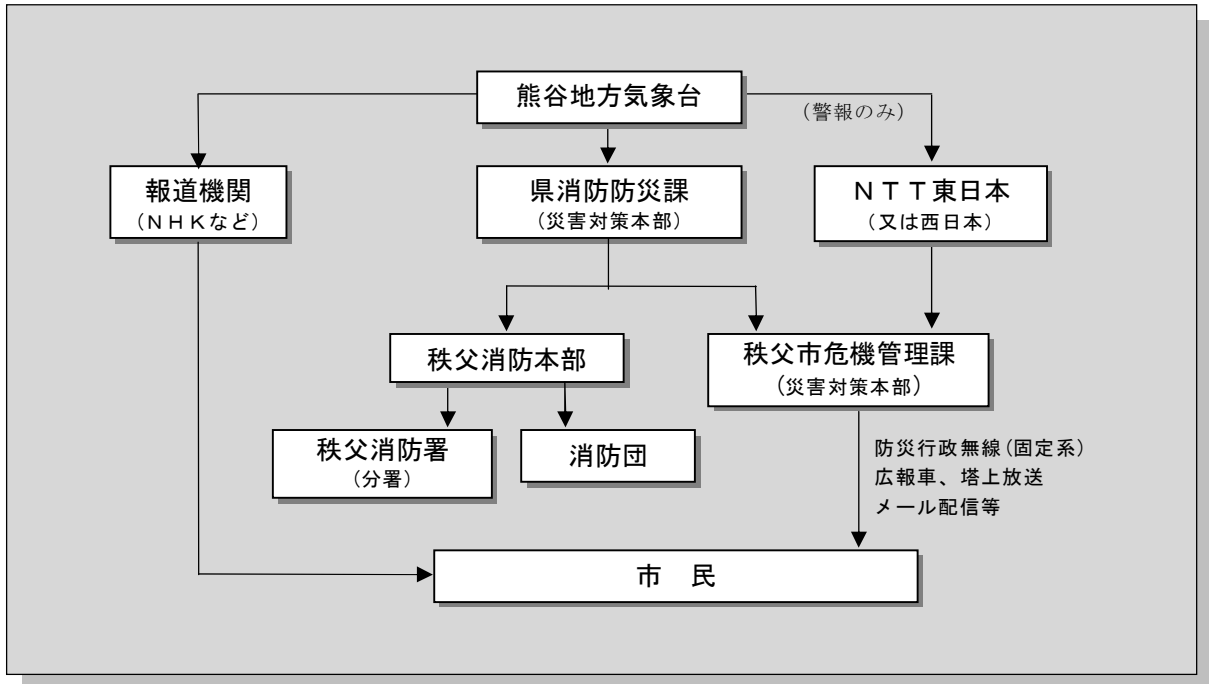
当直員(警備員)は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により総務部危機管理課長

へ連絡し、危機管理課長は総務部長へ連絡するものとする。

(イ) 関係各課の担当者への連絡等

総務部長は、危機管理課長から連絡を受けた場合は、市長、副市長に報告をし、配備体制の指示を受け、各部局長等へ防災緊急連絡網により伝達する。

■ 気象注意報・警報等の伝達系統図（本市関連、市民への伝達系統のみ記載）



3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表対象市町村は、土砂災害の危険の認められない市町を除く、本市を含む県下47市町村である。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に、埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

■発表基準

- ▶ 大雨警報（土砂災害）発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- ▶ より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

■解除基準

- ▶ 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- ▶ 無降雨状態が長時間続いている場合

(3) 法的根拠

県及び気象庁が、土砂災害警戒情報を発表する法的根拠は、次のとおり。

- ▶ 埼玉県 災害対策基本法第55条
- ▶ 気象庁 気象業務法第11条

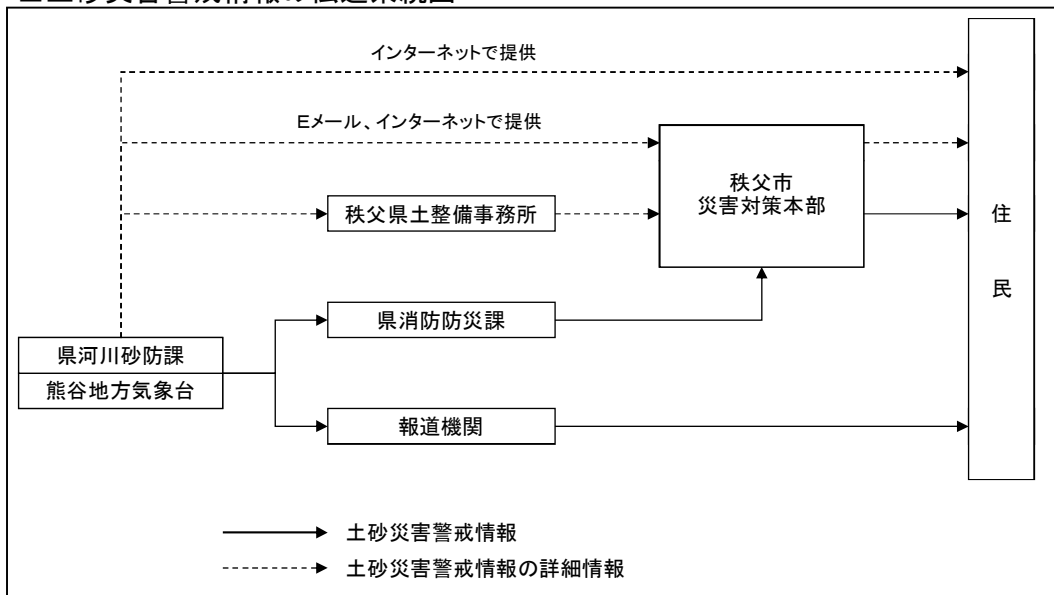
(4) 土砂災害警戒情報の詳細情報

インターネットを利用した情報提供として、埼玉県河川砂防防災情報システムより土砂災害危険度を示した情報（1 kmメッシュ）及び気象庁ホームページ、防災情報提供システムより土砂災害危険度を示した情報（5 kmメッシュ）が発表される。

(5) 伝達系統

伝達系統は、以下の土砂災害警戒情報の伝達系統による。

■土砂災害警戒情報の伝達系統図



4 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(災対法条第2項)

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。(災対法条第3項)

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁(熊谷地方気象台)その他の関係機関に通報しなければならない。(災対法第54条第4項)

市長が気象庁(熊谷地方気象台)に行う通報事項は、次のとおりである。

■気象庁(熊谷地方気象台)に行う通報事項

区分	内容
気象に関する事項	著しく異常な気象現象(例えば、たつ巻、強いひょう等)
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震

5 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ

市は、被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、市防災行政無線(固定系)、市ホームページ、ちちぶ安心・安全メール等を活用し、市民等に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

(1) ダム放流に伴う住民等に対する広報

ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとする。

(2) ダム放流警報施設の活用

洪水の被害等の発生が予想される場合又は、災害時に影響があると思われる荒川、中津川、浦山川及び吉田川の河川に近い住民や、川辺遊び・釣りなどの観光客の方々への事前警報、災害情報及び緊急避難情報を、市独自の防災行政無線だけでなく、ダム管理者が河川沿いに設置している警報装置で、更に広範囲に情報伝達を行う。

第2 消防法に基づく火災気象通報と火災警報

空気が乾燥して風が強い等の気象状況では、火災が起こりやすく、また、延焼しやすいことから、消防機関では「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用の禁止等、火災被害の未然防止、拡大防止のため市民への呼びかけを行う。

市の「消防法に基づく火災気象通報と火災警報」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達	危機管理課
2 火災警報の周知	危機管理課、関係各課

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防本部は的確に火災警報を発令し、住民に対して警戒を呼びかける。

(1) 火災気象通報

消防法に基づいて、熊谷地方気象台が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

埼玉県知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市長に通報する。

■火災気象通報の通報基準

気象状況が、次のいずれかの基準に達するか、達すると予想される時

- ①当日の実効湿度が55%以下で最小湿度が25%以下
- ②平均風速が11m/s（秩父地方では10m/s）以上、ただし、降雨、降雪中は除く
- ③当日の実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、かつ、平均風速が10m/s以上

(2) 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して火の使用の制限に協力を求めるための警報である。

市長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

2 火災警報の周知

(1) 基本方針

消防本部は、火災警報が発表されたとき、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。

(2) 周知方法

消防本部は、火災警報が発表されたとき、以下の方法で住民へ周知する。

- 広報車による広報
- サイレンの吹鳴による広報
- 吹き流しと掲示板の掲出による広報
- その他適切な方法

第3 水防活動

市は、気象状況等から市域において浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。市の「水防活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 水防に関する活動体制	道路維持課、道づくり課、下水道課、危機管理課、総合支所、関係各課
2 活動内容	道路維持課、道づくり課、下水道課、危機管理課、総合支所、関係各課

1 水防に関する活動体制

市は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

市の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

■水防組織

- ▶ 水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
- ▶ 水防の実務は、「道路維持課」、「道づくり課」、「下水道課」、「総合支所」及び「消防団」が行う。
- ▶ 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

■配備基準

- ▶ 管内に、「本章 第1節 第1 市の活動体制」に定める緊急体制に相当する事態が発生したとき。
- ▶ 大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し洪水等の被害が予想されるとき。
- ▶ 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき。

2 活動内容

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

■活動内容

- ▶ 幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。
- ▶ 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。
- ▶ 家屋等が浸水した場合等は、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。
- ▶ 巡視に当たっては、秩父県土整備事務所と緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

第4 土砂災害対策活動

市は、気象状況等から市域において土砂災害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

市の「土砂災害対策活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 土砂災害警戒情報の活用	危機管理課、森づくり課、総合支所
2 情報の収集・伝達	危機管理課、秘書広報課、関係各課
3 避難誘導	危機管理課、社会福祉課、関係各課
4 二次災害の防止	関係各課

1 土砂災害警戒情報の活用

埼玉県は、熊谷地方気象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生の危険度が高まったときに、防災活動や住民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報の発表を平成19年12月26日から行っている。

市域においては、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が各々658か所及び336か所指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用するものとする。

また、土砂災害警戒情報に加えて土砂災害のメッシュごとの切迫性や危険度の推移が分かる土砂災害に関するメッシュ情報についても活用するものとする。

なお、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月改定改訂、国土交通省砂防部）の改訂に伴い、「土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。」と見直された。

■土砂災害に関するメッシュ情報の活用例

- ▶ 大雨警報（土砂災害）の基準は、要配慮者の避難に要する時間を確保するように設定されており、気象庁の提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「大雨警報（土砂災害）の基準を超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等に対して避難準備情報の発令を検討します。
- ▶ また、土砂災害警戒情報の基準を「予測雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、非常に危険な状況であるため、避難勧告の発令を検討します。
- ▶ さらに、土砂災害警戒情報の基準を「実況雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、避難指示の発令を検討します。

資料）「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府、平成26年9月）

☞ 【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔河川砂防防災情報システム〕』

☞ 【参考資料】『気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報：埼玉県」』

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/317.html?areaCode=317>

☞ 【参考資料】『埼玉県内の気象情報「気象庁 防災情報提供システム」』

<https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag?fj-is-sso-req-check=1>

2 情報の収集・伝達

土砂災害対策活動についての情報の収集伝達については、次のとおりである。

なお、情報の収集についての具体的な内容は、「本節 第5 1 避難に関する状況把握」も参照のこと。

- ▶ 市は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ▶ 市は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示若しくは伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- ▶ 市は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。
- ▶ 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、住民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、速やかに情報提供を行う。

3 避難誘導

避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導」を参照のこと。

4 二次災害の防止

市及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ▶ 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- ▶ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難勧告・指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施
- ▶ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- ▶ 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- ▶ 市は、降雨等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- ▶ 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめこまかな情報を、住民に対して適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第5 避難活動

水害又は土砂災害のために被害を受け又は受けるおそれがある場合、市は、迅速に住民に対して避難準備情報の発表、避難勧告・指示を発令するとともに、所定の避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。

市の「避難活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 避難に関する状況把握	危機管理課、森づくり課、地域振興課、関係各課、消防本部
2 避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定	危機管理課、秘書広報課、関係各課、消防本部
3 避難誘導	危機管理課、社会福祉課、関係各課
4 避難所の開設	教育総務課、社会福祉課、関係各課
5 避難者名簿の作成	教育総務課、社会福祉課

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す手順で行う。

■ 避難に関する状況把握の手順

① 市は、気象庁（熊谷地方気象台）や県（秩父県土整備事務所）、国土交通省などの関係機関から気象情報等の防災情報を収集し、強い雨の地域等の広域的な状況を把握する。（下記の【参考資料】参照）
② 「消防本部」は、住民からの119番通報及び監視・警戒活動により災害の発生あるいは発生のおそれを覚知したときは、市に報告する。
③ 市は、巡回パトロール等により河川や土砂災害危険箇所等の状況を把握し、必要に応じ関係機関に報告する。
④ 市は、秩父警察署と被害状況等の情報を交換する。 市は、①～④の情報を入手し、避難の勧告・指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

☞ 【参考資料】「埼玉県内の気象情報〔熊谷地方気象台 HP〕」

<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/>

☞ 【参考資料】「埼玉県危機管理・災害情報」

<http://plaza.rakuten.co.jp/kikisaitama/?sess=e912dfe41cec158f93b2df5d59506d12>

☞ 【参考資料】「国交省の防災情報（国交省「防災情報提供センター」）」

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

☞ 【参考資料】『気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報：埼玉県」』

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/317.html?areaCode=317>

☞ 【参考資料】「埼玉県内の雨量と河川水位」

☞ 【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔河川砂防防災情報システム〕』

☞ 【参考資料】『埼玉県内の気象情報「気象庁 防災情報提供システム」』

<https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag?fj-is-sso-req-check=1>

2 避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定

(1) 実施手順

「危機管理課」は、「1 避難に関する状況把握」の状況を市長に報告し、市長は状況を勘案し遅滞なく避難準備情報の発表、避難勧告・指示の発令、警戒区域の設定を行う。

「危機管理課」は、「秘書広報課」及び「関係各課」と連携し、避難準備情報の発表、避難勧告・指示の発令、警戒区域の設定について、防災行政無線（固定系）、市ホームページ、ちちぶ安心・安全メール、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。

(2) 避難の勧告等

「避難の勧告・指示、警戒区域の設定について」、「避難の勧告・指示の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」を参照のこと。

避難準備情報の発表、避難勧告・指示の発令時の状況、住民に求める行動及び発令の目安については、以下に示すとおりである。

■ 「避難準備情報」の発表と住民に求める行動及び発表の目安（土砂災害）

項目	内容
発令時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、指定された避難所への避難行動開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ▶ 上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
発表の目安	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況または予想で大雨警報（土砂災害）の土壌雨量指数基準に到達（赤色）した場合 ▶ 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 ▶ 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合 ▶ 近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合 <p>※ 前兆現象の情報収集は、住民等から市役所、総合支所、消防署、警察署及び自主防災組織等へ寄せられるもののほか、派遣職員などによる現場状況の確認により収集する。</p>

☞ 【参考資料】『気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報：埼玉県」』

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/317.html?areaCode=317>

☞ 【参考資料】『埼玉県内の土砂災害警戒情報〔河川砂防防災情報システム〕』

■ 「避難勧告」の発令と住民に求める行動及び発令の目安（土砂災害）

項目	内容
発令時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況
住民に求める行動	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する
発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（薄い紫色）した場合 ▶ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ▶ 近隣で土砂災害が発生した場合 ▶ 過去の被災時雨量に達した場合 ▶ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ※ 情報の収集は、避難準備情報と同様

■ 「避難指示」の発令と住民に求める行動及び発令の目安（土砂災害）

項目	内容
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ▶ 土砂災害危険箇所の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ▶ 人的被害の発生した状況
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難勧告の発令後で避難中の住民は直ちに避難行動を完了 ▶ 直ちに命を守る行動をとる (未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移ることや外出が危険な場合は自宅などの安全な場所にとどまる)
発令の目安	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報において、実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（濃い紫色）した場合 ▶ 土砂災害が発生した場合 ▶ 前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 ※ 情報の収集は、避難準備情報と同様

(3) 住民への伝達内容

避難準備情報の発表、避難勧告・指示の発令、警戒区域の設定を行う場合の住民への伝達は、以下の内容を明示して行う。

- ▶ 差し迫っている具体的な危険予想
- ▶ 避難対象地区名
- ▶ 避難日時、避難先及び避難経路
- ▶ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・ 火気等危険物の始末
 - ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ・ 隣近所そろって避難すること等

(4) 関係機関との連絡調整

市は、避難に際して混乱を招くことのないよう、消防機関や警察等の防災関係機関と緊密な情報交換を行う。なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（消防防災課）に速やかに報告する（災害対策基本法第60条）。

3 避難誘導

避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導」を参照のこと。

4 避難所の開設

勤務時間内の場合、「危機管理課」から指示を受けた教育委員会関係部局及び施設管理者が、各避難所施設に避難所開設の連絡を行い、各避難所の施設管理者が避難所を開設する。

勤務時間外の場合、「危機管理課」から指示を受けた教育委員会関係部局又は「関係各課」が、速やかに関係する地区の避難所を開設する。

5 避難者名簿の作成

市は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者（責任者）及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

災害の発生に伴い、市は災害対策本部を設置して、災害応急対策活動を実施する。

初動対応期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について以下に定める。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

市の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 災害情報等の収集	統括班、関係各班、関係機関
2 県への伝達	統括班
3 災害情報の共有	統括班、各班共通

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集系統

発災後の災害情報等の収集は、「統括班」が一元的に実施する。

(2) 収集すべき災害情報

収集すべき被害の主たる情報については、次のとおりである。

☞【様式2】『発生速報』参照

☞【様式3】『経過速報』参照

■関係各班、関係機関の収集する情報

収集すべき情報		関係各班、関係機関
人的被害、建物被害	警戒体制	市立病院、管財課、市民税課、資産税課、建築住宅課
	非常体制	医療班、管財班、課税班、建築住宅班
田畑被害	警戒体制	農政課
	非常体制	農政班
道路被害	警戒体制	道路管理課、地域振興課
	非常体制	道路管理用地班、地域振興班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）		教育総務班、物資集積班、地区協力班、市民福祉班
公共施設（文教施設を除く）		施設管理者
病院		医療班、保健医療班
橋りょう・河川		道路維持班、地域振興班
清掃施設		秩父広域市町村圏組合
公園施設		都市計画班
水道		生活衛生上水道班、秩父広域市町村圏組合水道局
下水道		下水道班
電話（※）		東日本電信電話（株）
電気（※）		東京電力（株）
ガス（※）		秩父ガス（株）
り災世帯数		市民班
り災者数		市民班
火災発生件数		消防本部
対策の実施状況（本部設置状況など）		統括班

- 注) 1. 上記「収集すべき情報」は、「経過速報」の記述項目を基に列挙したものである。
2. 「関係各班」及び関係機関が、各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、「被害報告判定基準」を参照のこと。
3. ※「統括班」が各機関から入手する。

(3) 情報を収集する際の留意事項

情報を収集する際の留意事項は、次のとおりである。

■情報を収集する際の留意事項

- ▶ 被害情報の収集にあたっては、秩父警察署、小鹿野警察署と緊密に連絡するものとする。
- ▶ 各種被害の程度に関する調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複がないように留意する。
- ▶ 浸水状況については、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、り災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。
- ▶ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ▶ 全壊、流失、半壊、死者及び重症者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- ▶ 災害救助法の適用に際して世帯数の把握が必要となるため、住家被害、非住家被害については、棟数のみでなく、世帯数の把握も行う。

2 県への伝達

災害情報の県への伝達については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」の「2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）」及び「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」を参照のこと。

☞ 【様式2】『発生速報』参照

☞ 【様式3】『経過速報』参照

3 災害情報の共有

災害情報の共有については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有 5 災害情報の共有」を参照のこと。

第2 住民からの通報・問い合わせの処理

初動対応期の「住民からの通報・問い合わせの処理」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第2 住民からの通報・問い合わせの処理」を準用する。

第3 広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。初動対応期の「広報活動」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第4 広報活動」を準用する。

第4 消防活動

大規模な水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水、障害物の落下等により、人的な被害が予想される。そのため消防本部は、消防の全機能を挙げて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から住民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。初動対応期の「消防活動」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第5 消防活動」を準用する。

第5 救急救助

風水害に伴う土砂崩れなどにより倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

初動対応期の「救急救助」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第6 救急救助」を準用する。

第6 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。初動対応期の「医療救護」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第7 医療救護」を準用する。

第7 緊急輸送道路の確保

浸水被害や土砂災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、社会的混乱等の防止など住民の安全を確保するため、緊急輸送道路の確保を目的とした総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

初動対応期の「緊急輸送道路の確保」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第8 緊急輸送道路の確保」を準用する。

第8 輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、被災した傷病者及び物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

初動対応期の「輸送手段の確保」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第9 緊急輸送手段の確保」を準用する。

第9 給水活動

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

初動対応期の「給水活動」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第12 給水活動」を準用する。

第10 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、備蓄食料、炊き出しその他によって食料を確保する。

初動対応期の「食料の供給」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第13 食料の供給」を準用する。

第11 生活必需品等の供給・貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

初動対応期の「生活必需品等の供給・貸与」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第14 生活必需品等の供給・貸与」を準用する。

第12 要配慮者の安全確保

初動対応期の「要配慮者の安全確保」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第15 要配慮者の安全確保」を準用する。

第13 遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

初動対応期の「遺体の取扱い」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第16 遺体の取扱い」を準用する。

第14 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策及び二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

初動対応期の「ライフラインの応急対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第17 ライフラインの応急対策」を準用する。

第15 公共施設等の応急対策

公共建築物、道路、橋りょう、河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

初動対応期の「公共施設等の応急復旧」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第18 公共施設等の応急復旧」を準用する。

第4節 救援期の災害応急対策活動

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。

なお、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。

その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。

この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。

救援期の「災害情報の収集・伝達・共有」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第1 災害情報の収集・伝達・共有」を準用する。

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き市民等への広報を積極的に行う。

被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。

また、被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と連携して市役所や各総合支所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

救援期の「広報広聴活動」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第2 広報広聴活動」を準用する。

第3 避難所の運営

救援期の「避難所の運営」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第3 避難所の運営」を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

浸水被害などによる衛生条件の悪化により感染症等の蔓延が懸念される。また、長期にわたる避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

そのため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。救援期の「防疫及び保健衛生」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第4 防疫及び保健衛生」を準用する。

第5 廃棄物対策

大規模な土砂災害が発生した場合、家屋被害等により大量のがれき等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災により、ごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

市は、被災地の住民が生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図るものとする。

救援期の「廃棄物対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第5 廃棄物対策」を準用する。

第6 応急住宅対策

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建、あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

救援期の「応急住宅対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第6 住宅の確保」を準用する。

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、市内文化財について応急対策を講ずるものとする。
救援期の「文教・保育対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第7 文教・保育対策」を準用する。

第8 商工・農業対策

風水害による市内の商工業施設、農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに応急対策を講ずるものとする。

救援期の「商工・農業対策」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第8 商工・農業対策」を準用する。

第9 労働力の確保

救援期の「労働力の確保」については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第9 労働力の確保」を準用する。

第5節 大雪対策活動

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり対策活動を実施する。

第1 応急対策

市の大雪対策活動の「応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 職員の配備体制	危機管理課、関係各課
2 大雪対策財源の確保	財政課
3 関係機関との連携体制の構築	危機管理課、関係各課、消防本部
4 自衛隊の派遣要請	危機管理課
5 情報収集、伝達及び広報	危機管理課、秘書広報課
6 救出・救助及び孤立地区への支援の実施	消防本部、危機管理課、総合支所
7 道路通行の確保	道路管理課、道路維持課、総合支所、関係各課
8 公共交通の安全な運行	市民生活課、秘書広報課
9 通信及び電力供給の確保	危機管理課、秘書広報課
10 異常水質事故発生時の対応	生活衛生課
11 一般廃棄物の適正処理	生活衛生課
12 各総合支所における対応	総合支所
13 その他	関係各課

1 職員の配備体制

職員の配備体制及び配備基準等は、次のとおりとする。

■大雪対策に伴う配備体制

配備体制	配備基準	動員計画
警戒体制 (一次体制)	概ね積雪量 10 cm以上～30 cm未満	個別対応
緊急体制 (二次体制)	大雪警報発表時又は、 概ね積雪量 30 cm以上～60 cm未満	原則として課長級以上の職員
非常体制 (三次体制)	大雪特別警報発表時又は、 概ね積雪量 60 cm以上	全職員

2 大雪対策財源の確保

市は、大雪対策に係る事業について、円滑な事業執行を行うため、補正予算、予備費充用及び予算流用などの対応を行う。

3 関係機関との連携体制の構築

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、県や広域市町村圏組合(消防本部を含む)などの関係機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 自衛隊の派遣要請

市は、大雪により相当の孤立集落が発生するなど自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊の災害派遣の要請を行う。自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、生命及び財産の保護のため必要であり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とする。

詳細は、「本編 第1章 第1節 第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」を参照のこと。

5 情報収集、伝達及び広報

市は、県及び関係機関と緊密な連携をとるほか、市民からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市民が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報を迅速に広報する。

なお、市職員が行う雪害情報の収集にあつては、雪害現場の状況を可視化し適切な応急体制をとるため、オンラインによるビデオ通話などICT機器を活用する。

また、大雪特別警報が発表された場合は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、昼夜を問わず速やかに防災行政無線放送やちちぶ安心・安全メールなどで、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する。

■大雪に関する情報の収集、伝達及び広報

項目	内容
情報収集及び発信の内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被害状況 ▶ 除雪状況 ▶ 通行可能道路状況
情報収集の方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話及びFAX ▶ 秩父市災害情報フェイスブックページ ▶ オンラインによるビデオ通話
情報発信の方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災行政無線放送 ▶ ちちぶ安心・安全メール ▶ 秩父市ホームページ ▶ 秩父市災害情報フェイスブックページ ▶ テレビ埼玉データ放送 ▶ 秩父記者クラブ

6 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物で直ちに救出・救助が必要な場合は、関係機関と連携し救出・救助を実施する。

また、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数、病人の発生の有無、食料保有の状況等を把握し、関係機関と連携し医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び住民の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

7 道路通行の確保

主要幹線道路や公共施設に面した道路に関しては、道路の優先順位により道路管理者及び各施設管理者が協力・連携して、除雪（排雪を含む）を速やかに行い、通行の確保を図る。

また、市は、自らの除雪の実施が困難な場合、県又は他の自治体に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うことができる（災対基法第76条の6）。

8 公共交通の安全な運行

公共交通機関の安全な運行と運行状況の周知に努める。

（1）市営バスの運行について

埼玉県秩父県土整備事務所など道路管理者に、路線となっている道路状況の確認を行い、運行委託会社と協議し、運行の可否を決定する。

（2）公共交通全般の運行状況の把握と周知について

鉄道機関やバス会社など公共交通機関と降雪による運行状況を情報共有し、運行に変更が生じた場合は、ちちぶ安心・安全メールや市ホームページ、災害情報フェイスブックページなどで周知する。

9 通信及び電力供給の確保

通信及び電力関係機関と降雪による通信の途絶や停電等の状況を情報共有し、ちちぶ安心・安全メールや市ホームページ、災害情報フェイスブックページなどで周知する。

10 異常水質事故発生時の対応

大雪に起因する河川等公共用水域における水質汚染、魚類の浮上・へい死など異常水質事故が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、「異常水質事故対応マニュアル」に基づき、その状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に速やかに通報・連絡するとともに、事故の影響を最小限にとどめるよう防止対策を講ずる。

11 一般廃棄物の適正処理

大雪の状況、道路の除雪状況や秩父広域市町村圏組合の対応状況を確認しながら、ごみ収集及びし尿収集業務への影響を把握し、防災行政無線やちちぶ安心・安全メール、町会等を通じて市民へ迅速な周知をする。

12 各総合支所における対応

各総合支所の体制を整えるとともに関係機関、地元業者、町会等と連携し、大雪による住民からの支援要請に応える。

■各総合支所における対応

- ▶ 連絡体制の確立
- ▶ 情報の共有・運用

13 その他

市は、大雪対策についても一般災害時における災害応急対策計画に準じて整備を図っておくものとする。

第2 復旧対策

市の大雪対策活動の「復旧対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 被害状況の把握	危機管理課、総合支所、関係各課
2 雪害被害への支援	市民課、社会福祉課、生活衛生課、市民税課、資産税課、総合支所、関係各課
3 その他	関係各課

1 被害状況の把握

市は、雪害の状況を把握するため、被害状況調査を実施する。

2 雪害被害への支援

市は、雪害の被災者に対して、以下の支援を行う。

また、各種支援制度について、市報や市ホームページ等で市民へ周知するとともに、雪害の規模によっては、適切な支援制度を検討する。

- ▶ 罹災・被災証明書の発行
- ▶ 災害見舞金の支給
- ▶ ごみ処理手数料の免除
- ▶ 固定資産税・都市計画税の減免、徴収猶予
- ▶ 市県民税・国民健康保険税の減免、徴収猶予
- ▶ 地域ボランティア除雪隊に対する町会への報奨金の支給

3 その他

市は、大雪対策についても一般災害時における災害復旧計画に準じて整備を図っておくものとする。

第3章 事故災害応急対策

市域において市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合、又は国による武力攻撃事態若しくは緊急処理事態の認定前で原因が特定できない場合、市は、次に示す事故災害応急対策計画に従い災害対策活動を実施する。

第1節 秩父市で懸念される事故災害

市が策定する事故災害応急対策の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画及び市の地域環境の特性等を踏まえて以下のとおり選定する。

1 大規模事故災害の選定

対象とする事故災害について、市域における発生の可能性及び発生した場合、地震災害対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、市が対応すべき事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

■市に係る大規模事故災害の選定

事故災害区分		市における発生の可能性	応急対応の可否
火災	大規模火災	過去に旧吉田町において大火災が発生した。	○ 事故災害として取り扱う。
	林野火災	市域のほとんどが森林である。	○ 事故災害として取り扱う。
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取り扱う。
	高圧ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取り扱う。
	火薬類災害	市内に該当する作業所や火薬庫がある。	○ 事故災害として取り扱う。
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取り扱う。
放射性物質事故災害	輸送事故	市内を通る自動車専用道路はない。	× —
	放射性物質取扱施設の事故	市内に該当する事業所はない。	× —
	原子力発電所の事故	市に一番近い東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等により、市においても広域放射能汚染が考えられる。	○ 事故災害として取り扱う。
	人工衛星の落下	原子力電池などを搭載した人工衛星が市に落下する可能性はほとんど考えられない。	× —
鉄道事故	鉄道事故	市内を西武鉄道西武秩父線及び秩父鉄道秩父本線が通っている。	○ 事故災害として取り扱う。
道路災害	地震や水害による道路災害	市内を国道299号及び国道140号等の幹線道路が通っている。	○ 震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○ 事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故	市及び周辺に飛行場はなく、本市上空は定期飛行機の飛行コースでもないが、航空機事故について発生予測は不可能であることから、市では起こりえないとは言えない。	△ 事故災害として取り扱う。
ライフライン事故	大規模停電	東日本大震災発生時において、市内でも大規模停電が発生し、市民生活に影響を及ぼす事態となった。	○ 事故災害として取り扱う。
文化財災害	文化財火災	市には指定文化財がある。	○ 震災・風水害対策で対応可能である。

注1) 「市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×：発生する可能性はほとんどない。

注2) 「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

2 市に係る事故災害

市において事故災害対策計画の対象とする事故災害は、以下のとおりである。

■市において事故災害対策計画の対象とする事故災害

事故災害区分		内容
火災対策	林野火災	市域の87%を占めている森林を対象とする。
危険物等 災害対策	危険物等災害	市が対象とする危険物等災害は、市内で危険物等を取り扱っている施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	市が対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	火薬類災害	市が対象とする火薬類災害は、市内に設置されている作業所や火薬庫施設による災害を対象とする。
	毒物・劇物災害	市が対象とする毒物・劇物災害は、市内で毒物又は劇物を取り扱っている施設による災害を対象とする。
放射性物質 事故及び 広域放射能 汚染災害	広域放射能 汚染災害	市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約150kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 市が対象とする広域放射能汚染は、主に東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。
道路災害		市が対象とする道路災害は、市内を通る幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。
鉄道事故・施設災害		市が対象とする道路災害は、市内を通る西武鉄道西武秩父線及び秩父鉄道秩父本線に対する鉄道事故・施設災害を対象とする。
航空機事故		市が対象とする航空機事故災害は、民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。
大規模停電		市が対象とする大規模停電は、地震に伴う大規模停電を対象とする。

第2節 火災対策計画

第1 大規模火災対策

市の「大規模火災対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	危機管理課、消防本部
2 活動体制の確立	危機管理課、関係各課、消防本部
3 消火活動	消防本部
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	危機管理課、関係各課
5 避難収容活動	危機管理課、関係各課
6 施設・設備の応急復旧活動	管財課、関係各課、施設管理者
7 被災者等への的確な情報伝達活動	秘書広報課、社会福祉課、関係各課

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

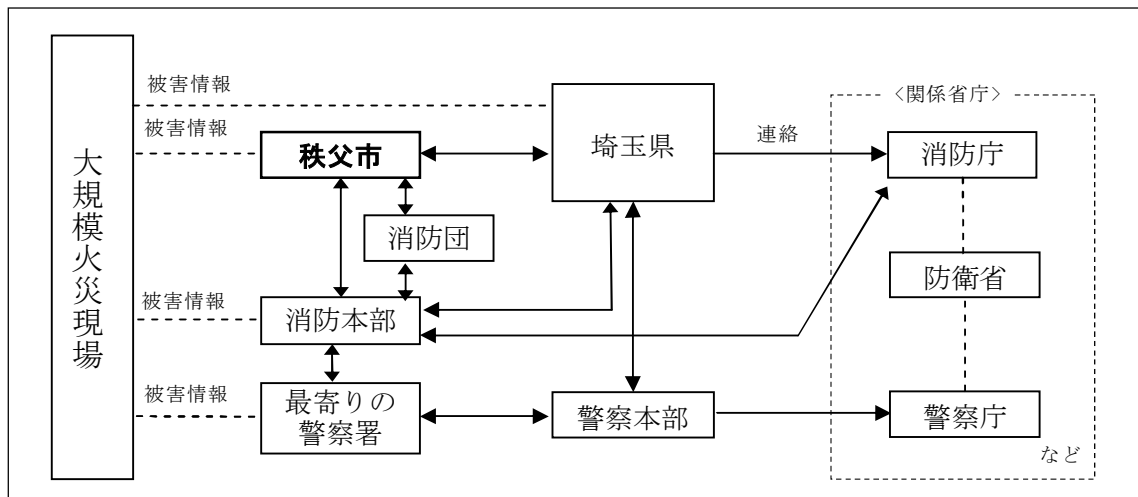
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。また、市は、大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずるものとする。

(3) 応援体制の確立

市は、林野火災の発生、延焼状況を判断し、必要に応じて消防機関、自衛隊、警察、林業関係団体等の関係機関に応援を要請する。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動

市、及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第2 林野火災対策

市の「林野火災対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報の収集・連絡	危機管理課、消防本部
2 活動体制の確立	危機管理課、関係各課、消防本部
3 消火活動	消防本部
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	危機管理課、関係各課
5 避難収容活動	危機管理課、関係各課
6 施設・設備の応急復旧活動	管財課、関係各課、施設管理者
7 被災者等への的確な情報伝達活動	秘書広報課、社会福祉課、関係各課
8 二次災害の防止活動	道路管理課、道路維持課、森づくり課、関係各課、総合支所
9 災害復旧	道路管理課、森づくり課、関係各課、総合支所

1 発災直後の情報の収集・連絡

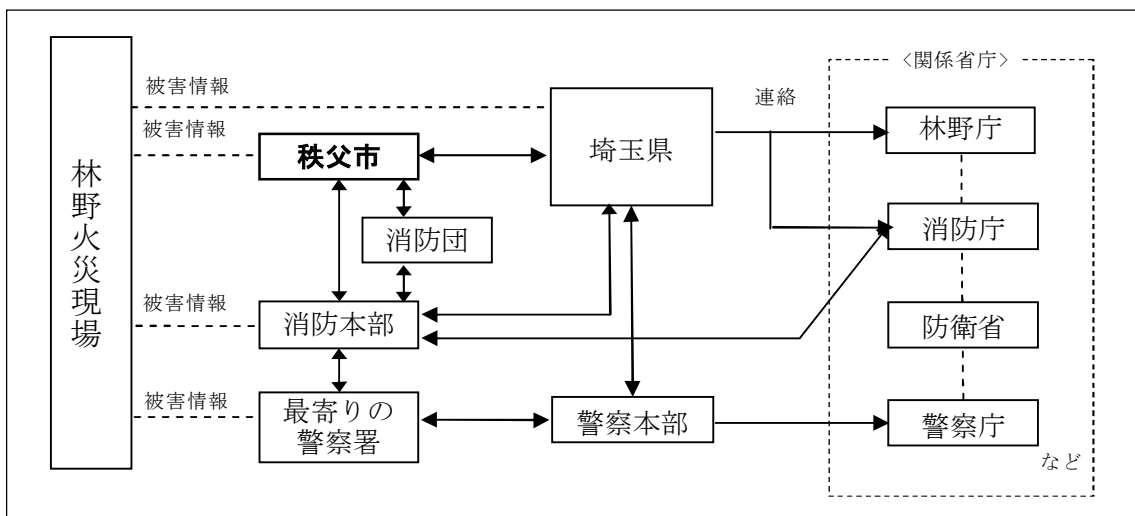
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況・林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」に準ずる。山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動

市は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

市は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講ずるものとする。

9 災害復旧

市及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、市は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第3節 危険物等事故対策

第1 危険物等災害応急対策

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち災害の防止を図る。

市における消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、次に示すとおりである。

■危険物施設設置の状況 [平成28年1月1日現在]

危険物施設		施設数
製造所		2
貯蔵所	屋内貯蔵所	42
	屋外タンク貯蔵所	18
	屋内タンク貯蔵所	9
	地下タンク貯蔵所	94
	移動タンク貯蔵所	46
	屋外貯蔵所	8
取扱所	給油取扱所	61
	販売取扱所	0
	一般取扱所	43

市の「危険物等災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険物の流出及び拡散の防止 ▶ 流出した危険物の除去、中和等 ▶ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置 ▶ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置 |
|--|

第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設等管理者は、二次的被害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

本市における高圧ガス取扱い・貯蔵施設等の設置状況は、以下に示すとおりである。

■高圧ガス取扱・貯蔵施設等		[平成27年4月1日現在]
種別	施設数	
製造所	46	
貯蔵所	7	
簡易ガス供給施設	3	
高圧ガス販売所	16	
300kg以上取扱貯蔵施設	570	
合計	642	

資料) 県化学保安課、関東東北産業保安監督部保安課、秩父消防本部

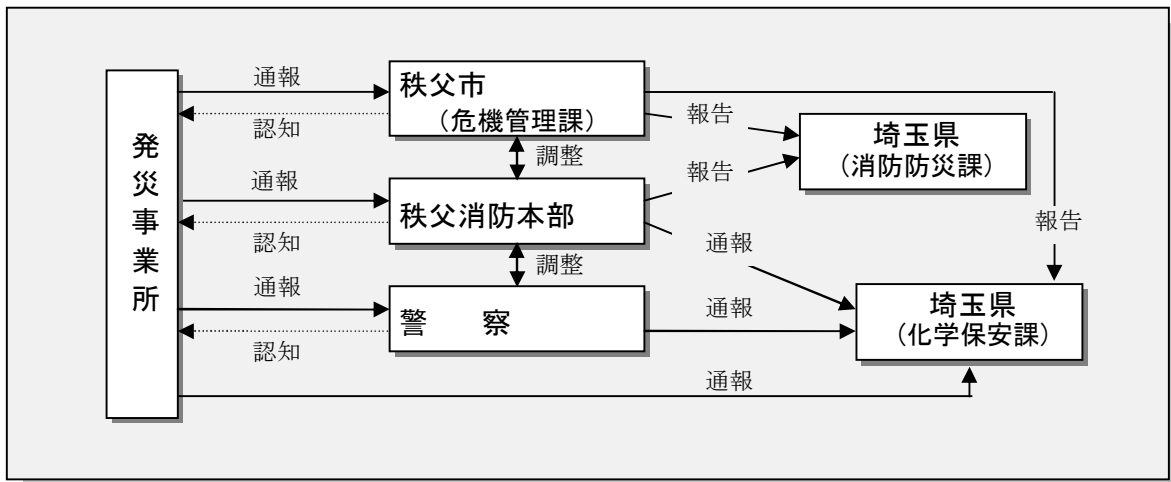
市の「高圧ガス災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示・勧告を行う。

■高圧ガス災害に伴う情報収集活動



2 応急措置

(1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施するものとする。

(2) 施設等管理者の応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

■発災事業所のとるべき措置

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策

市の「火薬類災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、すみやかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- ▶ 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- ▶ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ▶ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

市の「毒物・劇物災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動方針	施設管理者、消防本部、危機管理課
2 応急措置	施設管理者、消防本部

1 活動方針

施設等管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設等管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- ▶ 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置を講ずる。
- ▶ 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- ▶ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- ▶ 施設周辺の住民の避難措置を講ずる。

第4節 広域放射能汚染対策計画

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。

原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正、原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

■指針における原子力災害対策重点区域

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約150kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、東京電力福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

広域放射能汚染災害は、東京電力福島第一原子力発電所事故により今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

ここでは、市の「広域放射能汚染対策計画」として被害想定と予防策の検討、及び当面の対策について定める。

活動項目	担当部署
1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討	危機管理課、生活衛生課、総合支所、関係各課、
2 環境汚染対策	生活衛生課、総合支所、下水道センター、下水道課
3 食品安全確保対策	農政課、関係各課
4 農作物等災害対策	農政課
5 道路災害対策計画	道路管理課、関係各課

1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

（1）被害想定 の検討

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年3月11日の東日本大震災における津波災害により発生した、福島第一原子力発

電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がることが期待された。

しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。

さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。

従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、局所的に放射線量が低い箇所が発生したりする可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、市では東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、市内の大気中の放射線量の測定を実施しており、測定値は、国際放射線防護委員会が定める平常時の基準である年間1ミリシーベルト（0.23マイクロシーベルト／時間）を下回っている。

3 食品安全確保対策

市は、県が国のガイドラインに基づき実施している東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響調査結果を把握する。

なお、県は、調査結果に基づき、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える県産農産物等が流通することのないよう、安全性を確認している。

県が実施した調査結果は、次のとおりである。

■ 県産農産物の調査結果

調査年度	調査対象	調査結果の概要	対応措置
H24 年度	152 品目 2, 399 検体	天然ナマズ 1 検体、野生きのこ 10 検体で基準値を上回る放射性セシウムが検出された。	天然ナマズについては、漁業協同組合に対し、周辺水域での天然ナマズの採捕を自粛するよう要請し、野生きのこについては、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町の 4 町において採取された野生きのこに対し、原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された。
H25 年度	143 品目 1, 418 検体	野生きのこ 5 検体で基準値を超える放射性セシウムが検出された。	いずれも平成 24 年度に原子力災害対策本部から出荷制限が指示された町から採取された野生きのこであり、流通はしていない。
H26 年度	130 品目 821 検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—

資料) 県ホームページ「放射性物質の埼玉県産農産物等への影響調査について」

4 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

市は、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射能汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

■ 農作物に対する応急対策

- ▶ 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定。
- ▶ 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切り替え、汚染物除去等を指示。
- ▶ 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処。
- ▶ その他必要な処置。

5 道路災害対策計画

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、市民に影響を与えないよう必要な処置を講ずる。

第5節 道路災害対策計画

市は、地震や水害その他の理由により橋りょうの落下など道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

市の「道路災害対策計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	危機管理課、道路管理課、道路維持課、総合支所、関係各課
2 活動体制の確立	危機管理課、道路管理課、道路維持課、総合支所、関係各課
3 緊急輸送活動	危機管理課、管財課、関係各課
4 危険物流出時の応急対策	道路管理課、道路維持課、危機管理課 消防本部、生活衛生課、総合支所
5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	道路管理課、道路維持課、総合支所、関係各課
6 的確な情報伝達活動	危機管理課、秘書広報課、社会福祉課 市民課、関係各課

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、以下のとおり実施する。

■災害情報の収集・連絡

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県等と相互に連絡を取り合うものとする。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県等と相互に連絡を取り合うものとする。 また、市は、調査チームを編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
応急対策活動情報の連絡	市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、移動系無線等の災害情報連絡のための通信手段を確保する。
また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集

市は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 活動体制の確立

大規模な災害が発生した場合、市は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じた活動体制をとり、速やかに県に対し報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(3) 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

3 緊急輸送活動

市は、輸送のための車両を確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

4 危険物流出時の応急対策

(1) 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

(2) 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障がい物の除去、道路施設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

6 的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、ちちぶ安心・安全メール、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

市は、市域において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道事故が発生した場合、直ちに、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

市の「鉄道事故・施設災害対策計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動体制	危機管理課 関係各課
2 応急措置	危機管理課、関係各課、消防本部

1 活動体制

市域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

2 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、本編第1章及び第2章の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「本編 第1章 第2節 第2 住民からの通報・問い合わせの処理」及び「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」に準ずる。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「本編 第1章 第2節 第1 1 避難活動」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(4) 救出、救助

救出、救助については、「本編 第1章 第2節 第6 救急救助」に準ずる。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、消防本部は市と連携し、人命救助、救出活動を他の

あらゆる消防活動に優先して実施するものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

自衛隊への応援要請については、「本編 第1章 第1節 第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」に、また、他機関への応援要請は「本編 第1章 第1節 第5 広域応援要請」に準ずるものとする。

(7) 医療救護

市は、市内において鉄道事故が発生した場合、「本編 第1章 第2節 第7 医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第7節 航空機事故対策計画

市は、市域に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、直ちに、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

市の「航空機事故対策計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 活動体制	危機管理課、関係各課
2 応急措置	危機管理課、関係各課、消防本部

1 活動体制

市は、当該地域に航空機事故が発生した場合、災害の規模に応じて必要な場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

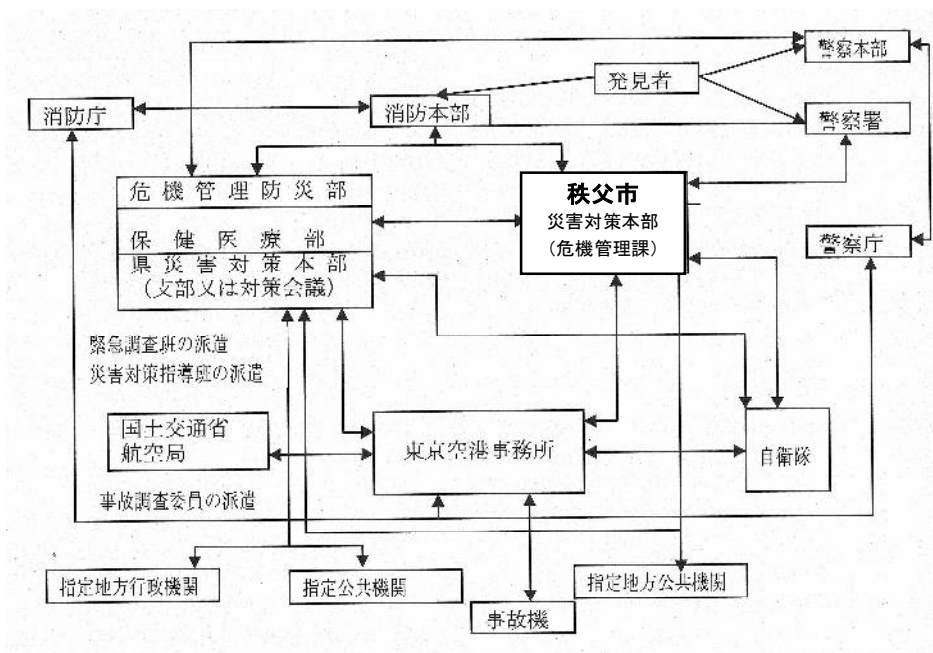
2 応急措置

(1) 情報収集・連絡体制

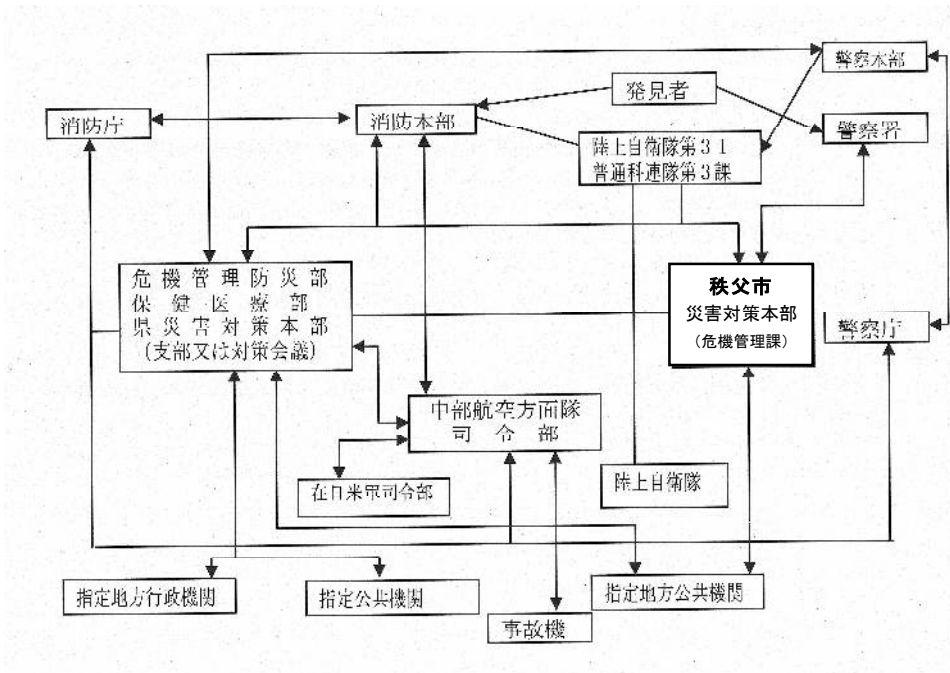
市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び関係機関に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が実施した措置及び今後の措置について、随時報告するものとする。

なお、連絡系統については、次に示すとおりである。

■民間航空機事故の連絡通報体制



■自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制



(2) 避難誘導

ア 乗客等の避難

市、消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察、関係機関等への協力を要請する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

イ 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危惧が及ぶ場合、市長は避難の勧告又は指示を行う。

(3) 救出・救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。また、救出救助要員が不足の場合は、市に応援を求める。

(4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

(5) 応援要請

救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、市は、県に対して応援要請を行う。

また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。

(「本編 第1章 第1節 第5 広域応援要請」参照)

(6) 医療救護

市は、市域に航空機事故が発生した場合、「本編 第1章 第2節 第7 医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 大規模停電事故対策計画

広域的に長時間にわたって発生した大規模停電は、電力供給だけではなく、水道、交通、通信等のライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、多くの市民の生活に不安と混乱を招くことを鑑み、大規模停電発生時における、防災機関及び関係団体並びに事故原因者等が直ちにとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

市の「大規模停電事故対策計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
1 市の活動体制	危機管理課、関係各課
2 情報収集・伝達活動	危機管理課、関係各課、 秩父広域市町村圏組合水道局
3 応急給水活動	危機管理課、秩父広域市町村圏組合水道局
4 医療機関の機能確保	保健医療部、市立病院
5 要配慮者の安全対策	福祉部
6 火災予防対策	消防本部
7 支援協力の実施	危機管理課、市民課、関係各課

1 市の活動体制

大規模停電が発生した場合、直ちに被害情報の収集、救急・救助等を実施し、対策会議を立ち上げるが、相当な被害が予想される場合は、対策会議による協議を踏まえ、市長は災害対策本部を設置する。

2 情報収集・伝達活動

市、消防、秩父広域市町村圏組合水道局、警察等防災関係機関は、停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対応に必要な情報を収集し、被害情報を相互に伝達して応急対策の迅速な実施を図る。

被害情報の収集・伝達は加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、市及び防災関係機関は、停電状況、復電の見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項等について、防災行政無線、メール配信、広報車等により、住民に対して効果的かつ迅速な広報活動を行う。

東京電力(株)は、大規模停電事故による不安を解消するために、職員を配置し対応窓口を設置した上で情報提供を行うとともに、適切な対応を行うものとする。

3 応急給水活動

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、飲料水、生活用水等の供給に関しては、関係機関と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、給水タンク等による応急給水を実施する。

4 医療機関の機能確保

大規模停電発生時における医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。

また、民間医療機関については、県、医師会等の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

5 要配慮者の安全対策

要配慮者については、次により二次的な被害の防止を図る。

- ▶ 戸別訪問、電話等による安否確認
- ▶ 近隣居住者、民生委員・児童委員、自主防災・防犯組織、消防団等への支援協力要請
- ▶ 社会福祉施設等の状況の把握
- ▶ 救護のための職員等の派遣
- ▶ その他、必要に応じて資機材の支援等の実施

6 火災予防対策

大規模停電発生時において、ガスコンロ、ろうそく等、火気使用の増加や電力復旧に伴う二次災害の発生を防止するため、自主防災・防犯組織及び消防団等による火気取扱い等に関する注意喚起等、必要な対応を実施する。

7 支援協力の実施

(1) 防災関係機関への支援協力

電力施設のほか、医療機関や社会福祉施設等、その機能の維持、確保、災害復旧が早急に必要なものについては、本市が保有する資機材等の貸与、職員の派遣等による支援協力を積極的に実施する。

(2) 市民への支援協力

災害復旧及び市民生活の安定化を図るため、早急に必要なものについては、市の保有する資機材等の活用、必要資機材の斡旋などの支援協力を積極的に実施する。

(3) 相談窓口の設置

市及び防災関係機関は、大規模停電に関する各種問い合わせに対して、相談窓口を設置する。